

目次

| | |
|--|-----|
| 令和6年度予算の概要 | 2 |
| 令和6年度新規・主要事業 | |
| 定住促進住宅整備事業 | 33 |
| 女子野球で繋がるプロジェクト事業 | 35 |
| 地元産肥育牛導入支援事業 | 46 |
| 有害鳥獣被害防止対策事業 | 48 |
| 林業担い手確保応援事業 | 51 |
| 商業活性化支援事業 | 53 |
| 小中で一貫した学力を育むためのICT整備事業 | 67 |
| 学校施設建設検討事業 | 67 |
| 学校給食費無償化事業 | 73 |
| 因原地区内水排除施設拡張工事 | 91 |
| 瀬尻・久料谷地区治水対策事業 | 92 |
| 谷地区治水対策事業 | 92 |
| 町道因原日向線改良事業 | 95 |
| 河津桜公園整備事業 | 101 |
| 第1章 住み慣れた地域の暮らしが持続するまち（暮らし） | |
| 住民主体の地域づくりの推進 | 9 |
| 地域福祉の充実 | 11 |
| 健康づくりの推進 | 18 |
| 地域医療の充実 | 25 |
| 公共交通の充実 | 30 |
| 移住・交流の推進 | 32 |
| 第2章 暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち（産業） | |
| 農林水産業の振興 | 43 |
| 商工業・サービス業の振興 | 52 |
| 第3章 子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち（子育て・教育） | |
| 結婚・子育て支援の充実 | 57 |
| 川本らしい学びの環境の充実 | 66 |
| 学び続けられる環境の充実 | 77 |
| 多様性のある地域社会の実現 | 86 |
| 第4章 すべての住民が、安心して暮らせるまち（安全） | |
| 防災・減災対策の充実 | 89 |
| インフラ整備・環境対策の推進 | 94 |
| 日常の安全対策の充実 | 102 |
| 第5章 効率的な行財政運営の推進 | |
| デジタル化の推進 | 107 |
| 効率的な行財政運営の推進 | 110 |

令和6年度 予算の概要

●予算って何ですか？

予算とは、町の1年間の収入と支出の計画です。

新しい年度が始まる前に、1年間に皆さんに納めていただく税金などがどれくらいの収入があるか、その収入をもとにどのような事業を行うかを計画し、その費用を見積もり、予算を定めています。

●どのような予算がありますか？

川本町の予算は、使い道や収入源の違いから、3つの会計（一般会計・特別会計・公営企業会計）に分かれています。

- ①一般会計 … 福祉、教育などの行政の基本的な事業を行う会計で、川本町の予算の大部分がこの一般会計に含まれます。
- ②特別会計 … 一般会計と切り離して、特定の事業ごとに経理するための予算です。特別会計には、国民健康保険、後期高齢者医療の2つの事業があります。
- ③公営企業会計… 地方公営企業法に基づく事業について、民間企業と同様の経理をする予算です。公営企業会計には、簡易水道、農業集落排水処理の2つの事業があります。

●令和6年度の予算はどのくらいですか？ ()は対前年度比

◎一般会計 50億 313万5千円 (+ 6.7%)

◎特別会計 5億4,899万6千円 (△13.7%)
(内訳)

- ・国民健康保険事業 4億 286万8千円 (△18.7%)
- ・後期高齢者医療事業 1億4,612万8千円 (+ 3.9%)

◎公営企業会計 3億8,945万6千円※令和6年度より公営企業化
(内訳)

- ・簡易水道事業 3億561万4千円
- ・農業集落排水処理事業 8,384万2千円

●収入(歳入)の内訳は？

一般会計の収入(歳入)

自主財源

町が自主的に収入できるお金

依存財源

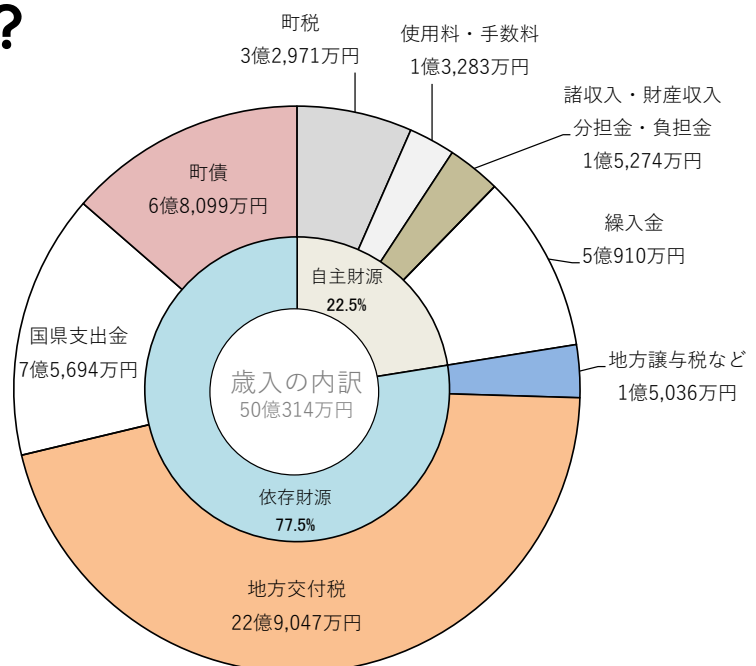
国・県から交付されたり、金融機関などから借り入れたりするお金

町債

町の借金のごときで、道路や建物建設事業などに活用
毎年度一定額を返済することで、町の財政負担を平準化する

地方交付税

どの地域でも一定の行政サービスを提供できるよう、町の財政状況などに応じて国税の一部が交付される



●支出(歳出)の内訳は？

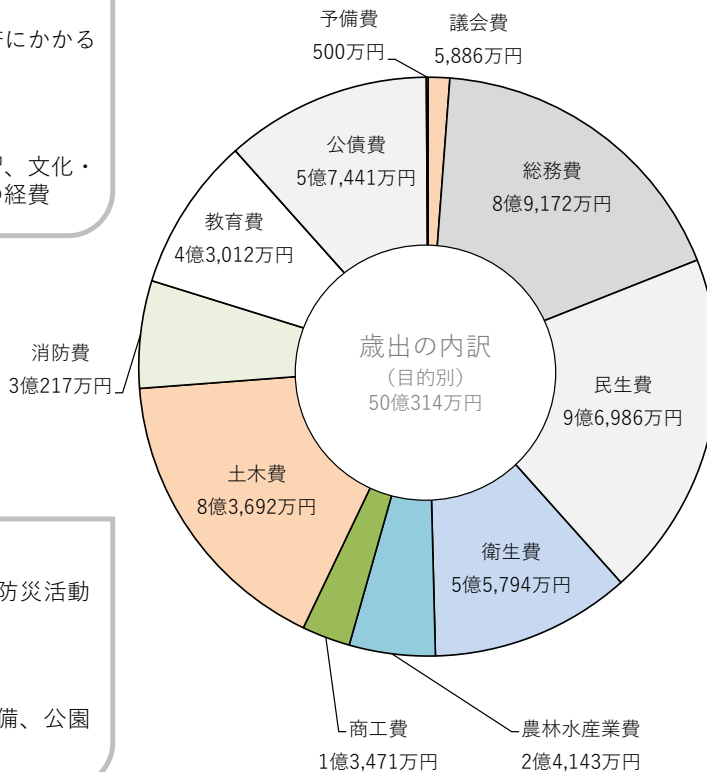
一般会計の支出(歳出)【目的別】

公債費

町債(借金)の返済にかかる元利金と借入利息

教育費

学校教育、生涯学習、文化・スポーツ振興などの経費



議会費

議会報酬や活動費など議会運営のための経費

総務費

町の内部管理経費や地域振興のための経費

民生費

子どもや高齢者、障がい者などの福祉のための経費

衛生費

保健・医療の充実やごみ処理など生活環境整備のための経費

農林水産業費

農林業の振興を図るための支援、基盤整備などのための経費

商工商費

商工業の振興、企業誘致、観光振興のための経費

消防費

消防・救助活動や防災活動に必要な経費

土木費

道路整備、住宅整備、公園管理などの経費

一般会計の支出(歳出)【性質別】

■その他の経費

義務的経費、投資的経費を除く全ての経費

物件費

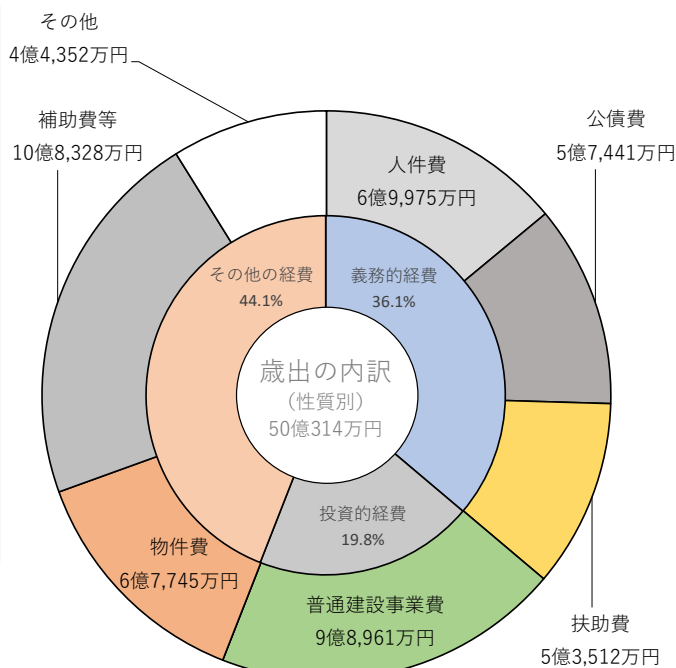
町有施設の維持管理経費や機器整備の委託料などの内部事務にかかる経費

補助費等

各種団体へ交付される補助金や事務組合、消防組合等への運営負担金など

その他

維持補修費、利息積立金、貸付金、特別会計への繰入金、予備費など



■義務的経費

町が必ず払わなければならない経費

人件費

職員給与、議会議員、委員の報酬、共済費など

公債費

町債(借金)の返済にかかる元利金と一時借入利息

扶助費

法律に基づくものなど、福祉施策に必要な経費

■投資的経費

道路、学校、施設などの社会資本形成のための経費

普通建設事業費

道路改良、住宅整備などの公共事業にかかる経費

●町民一人あたりの予算額は？

一般会計の予算を町民一人あたりに換算すると164万9千円となり、前年度と比較し一人あたり12万5千円の増となります。

| 予算の内容 | 一人あたり 令和6年度予算 | 一人あたり 対前年度比 |
|-------------------------|------------------|----------------|
| 子どもや高齢者、障がい者の福祉など（民生費） | 32万円 | +1万9千円 |
| 道路整備、住宅整備、公園管理など（土木費） | 27万6千円 | +1万9千円 |
| 町の借金（元金・利息）の支払いなど（公債費） | 18万9千円 | +8千円 |
| 学校教育、生涯学習、文化振興など（教育費） | 14万2千円 | +8千円 |
| 町の内部管理経費や地域振興など（総務費） | 29万4千円 | +3万8千円 |
| 保健衛生やごみ・し尿処理などに（衛生費） | 18万4千円 | △1万6千円 |
| 農林業の振興や基盤整備など（農林水産業費） | 8万円 | △1万5千円 |
| 商工業の振興、企業誘致、観光振興など（商工費） | 4万4千円 | +2万2千円 |
| 消防・救助活動や防災活動など（消防費） | 10万円 | +4万円 |
| 議員報酬や議員活動費など（議会費） | 1万9千円 | +1千円 |
| その他（予備費） | 2千円 | ±0千円 |

■主な増額の要因

新たに4棟建築を行う定住促進住宅整備事業の増（土木費7,335万円増）、内水被害対策としてポンプ増設を行う因原地区内水排除施設拡張事業の増（消防費6,550万円増）、自治体情報システムの標準化・共通化対応に伴う邑智郡総合事務組合負担金の増（総務費3,890万円増）、子どもの入所数増に伴う保育所運営費の増等の影響があげられます。

■主な減額の要因

新病院の建設事業がピークを過ぎたことによる公立邑智病院負担金の減（衛生費7,643万円減）、三原地区の排水路等の整備を行う農地耕作条件改善事業の減（農林水産業費2,500万円減）等の影響があげられます。

※一人あたり予算は、令和5年12月末人口の3,034人で除して算出しています
 ※四捨五入等の影響で合計が一致しない場合があります

●川本町の予算を「家計簿」に例えてみると？

町の歳入・歳出は家計における収入・支出とは異なりますが、イメージしやすくするために一般会計の予算を年収360万円（月収30万円）の家計に置き換えてみました。

かわもと家の家計簿

1ヶ月の収入（30万円）

- 給与・・・・・・・・・・18万3千円
 - 基本給・・・・・・・・・・3万6千円
（町税、使用料手数料等の自主財源）
 - 諸手当・・・・・・・・・・14万7千円
（地方交付税、地方譲与税など）
- 親世帯からの援助・・・・4万5千円
（国・県補助金）
- 銀行からの借入（町債）・・4万1千円
- 貯金の取崩し（繰入金）・・3万1千円
- 合計・・・・・・・・・・30万0千円

資産等の状況

- 預貯金（基金）・・・・130万4千円
- ローン残高・・・・・・・・399万4千円
（町債残高）

※令和6年度末現在の残高見込額を年収360万円の家計に換算した金額

1ヶ月の支出（30万円）

- 食費（人件費）・・・・4万2千円
- 医療費・教育費・・・・3万2千円
（扶助費）
- 銀行ローン返済・・・・3万4千円
（公債費）
- 光熱水費、電話代
日用品など（物件費）・・4万1千円
- 家・車・家電の
修理・購入等・・・・6万2千円
（普通建設事業費、維持補修費）
- 家族への仕送り・町内会への
負担金・・・・・・・・8万8千円
（繰入金、補助費等）
- 兄弟等への貸付・・・・0千円
（投資、出資金、貸付金）
- 銀行への預金・・・・・・・・1千円
（積立金）
- 合計・・・・・・・・・・30万0千円

■収入について

給与のうち、基本給の多くは町民の皆様に納めていただいた町税です。しかし、給与に占める基本給（町税や使用料手数料収入）の割合は2割程度であり、残りの8割は諸手当（地方交付税、地方譲与税等）に依存しているのが現状です。また、家・車の購入（普通建設事業）は銀行からの借入で賄っており、借入の年額は49万2千円（月額4万1千円）となります。

■支出について

食費（人件費）、医療費・教育費（扶助費）、銀行ローン返済（公債費）の3つは「義務的経費」と呼ばれ、この割合が高いほど家計に余裕がないことを意味します。令和6年度の義務的経費の割合は36.2%であり、前年度よりも0.5%減少しています。

家・車・家電の修理・購入等（普通建設事業費、維持補修費）の割合が増加しているのは、谷地区や瀬尻・久料谷地区の治水事業、町営住宅といった公共施設の老朽化対策や定住促進住宅整備などが影響しています。

■資産等について

ローンを年額40万8千円返済する一方で、49万2千円の借入を行うため、前年度に比べてローン残高が8万4千円増加する見込みです。

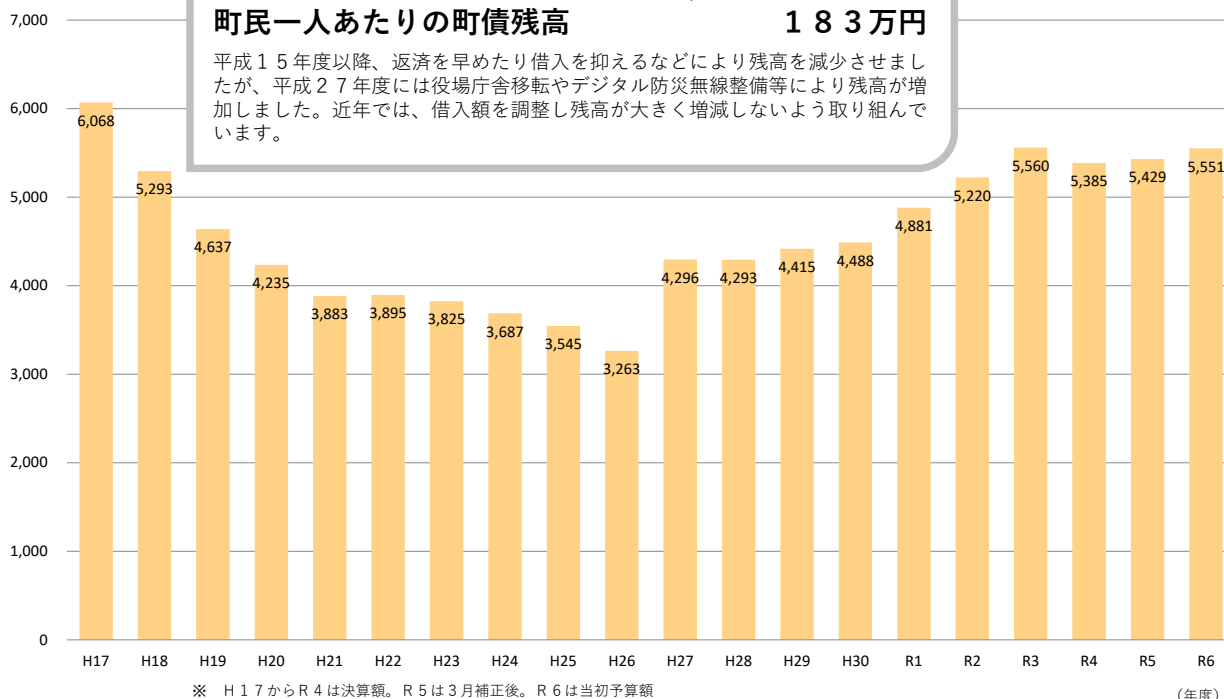
●町の借金残高(町債)の推移は？

町債残高の推移

(百万円)

令和6年度末残高見込み 55億5,074万5千円
町民一人あたりの町債残高 183万円

平成15年度以降、返済を早めたり借入を抑えるなどにより残高を減少させましたが、平成27年度には役場庁舎移転やデジタル防災無線整備等により残高が増加しました。近年では、借入額を調整し残高が大きく増減しないよう取り組んでいます。



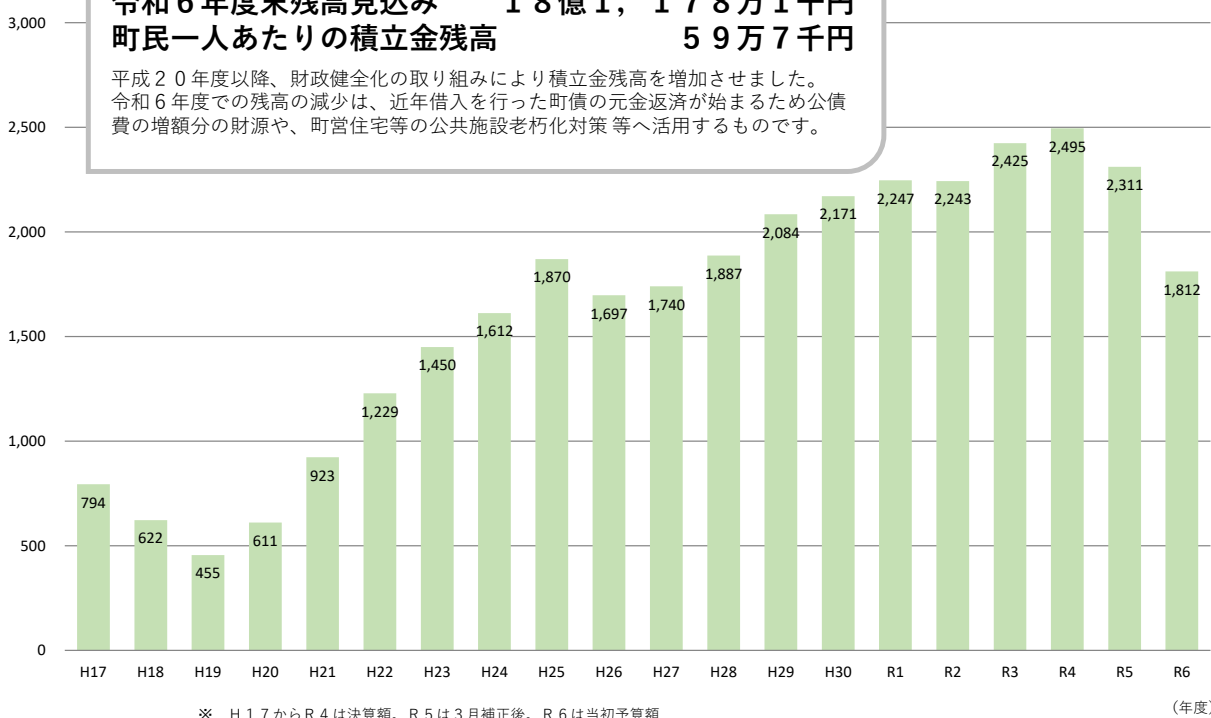
●町の貯金残高(積立金)の推移は？

積立金現在高の推移

(百万円)

令和6年度末残高見込み 18億1,178万1千円
町民一人あたりの積立金残高 59万7千円

平成20年度以降、財政健全化の取り組みにより積立金残高を増加させました。令和6年度での残高の減少は、近年借入を行った町債の元金返済が始まるため公債費の増額分の財源や、町営住宅等の公共施設老朽化対策等へ活用するものです。



第 1 章

暮 ら し

～住み慣れた地域の暮らしが持続するまち～

| | |
|----------------------|----|
| 住民主体の地域づくりの推進 | |
| 「小さな拠点づくり」の推進（三原地区） | 9 |
| 小さな拠点づくりの推進 | 10 |
| コミュニティ助成 | 10 |
| 地域福祉の充実 | |
| 社会福祉活動に対する助成 | 11 |
| 民生・児童委員の活動 | 11 |
| 生活保護 | 11 |
| 生活困窮者自立支援 | 11 |
| ひとり親家庭への支援の充実 | 12 |
| 高齢者福祉の充実 | 12 |
| 敬老 | 12 |
| 老人クラブに対する助成 | 13 |
| 介護保険 | 13 |
| 介護予防 | 13 |
| 包括的介護支援 | 15 |
| 障がい福祉サービス等 | 16 |
| 障がい者に対する支援 | 17 |
| 健康づくりの推進 | |
| がん検診等（結核検診含む）の実施 | 18 |
| 健康教室・健康相談・健康教育・食育の開催 | 19 |
| 食生活改善推進 | 21 |
| 禁煙治療費の助成 | 21 |
| 自死対策 | 21 |
| 感染症予防 | 22 |
| 狂犬病予防 | 24 |
| 地域医療の充実 | |
| 公的病院等の支援 | 25 |
| 在宅当番医制運営 | 25 |
| 公立呂智病院の運営 | 25 |
| 医療費等助成 | 26 |
| 国民健康保険（特別会計） | 27 |
| 後期高齢者医療（特別会計） | 29 |
| 公共交通の充実 | |
| 生活バス路線の確保対策 | 30 |
| スクールバスの運行 | 30 |
| タクシー利用助成 | 31 |
| 高齢者等フリーバス | 31 |
| デマンド型交通「まげなタクシー」運行 | 31 |
| 移住・交流の推進 | |
| 住まいづくり応援事業 | 32 |
| 定住促進住宅整備事業 | 33 |
| 移住・定住相談窓口の開設 | 33 |
| 川本町地域おこし協力隊 | 35 |
| 女子野球で繋がるプロジェクト | 35 |
| 関係人口の創出・拡大 | 36 |
| 夢と可能性に挑戦する人財定住助成金 | 37 |
| 観光振興の強化 | 37 |
| イベント実行委員会への補助 | 38 |
| 農林業振興施設の管理運営 | 38 |
| 広島地区等への観光情報の発信 | 39 |
| 広島県坂町との交流 | 39 |
| 広島県坂町でのイベント出店 | 40 |
| 広島広域都市圏 | 40 |

住民主体の地域づくりの推進

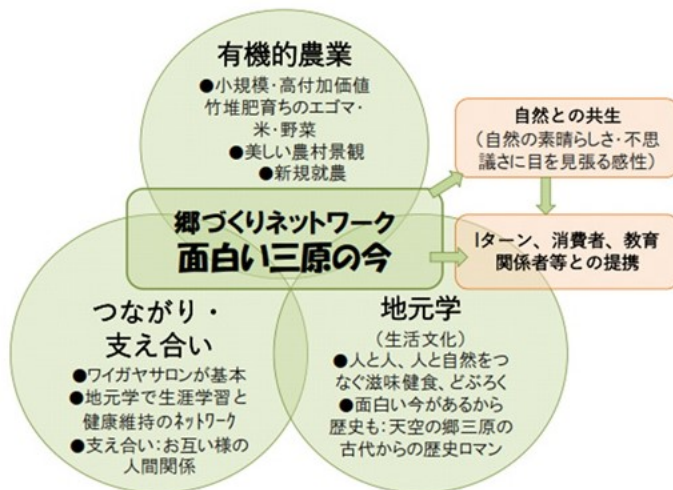
■ 「小さな拠点づくり」の推進（三原地区）

2, 176万円

（まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634）

三原の郷づくり活動の全体イメージ （三原版「小さな拠点づくり」）

人が魅力を感じる農業と自然があり、住みたいと思える地域の支え合いがあり、人と人・人と自然を繋げる食があり、こうした面白い三原の今には思いをはせたい歴史がある



川本町では、住民自らが地域の将来ビジョンや活動計画を策定し、主体的に動いていく地域づくりを目指しており、三原地区は、平成25年に島根県の重点支援指定を受け、三原連合自治会をベースに話し合いや実践活動を続けてきました。現在は住民組織「三原の郷づくりネットワーク」を中心とした住民の主体的な地域づくりが行われています。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症も5類移行し、少しずつコロナ以前に戻りつつあります。今後更なる集いの機会や交流の創出に向け活動を通じてまいります。



【スープの日】
毎月第3水曜日
三原の「食」が人と人、人と自然を繋げています。
毎回多くの人で賑わう人気の活動です。



【つながり・支え合い】
コーヒー1杯のサロン活動から地域のつながりが生まれました。住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、お互い様の支え合いが行われています。

令和6年度は三原まちづくりセンター体育館の外壁等の修繕工事を予定しています。
ご利用の皆様にはご迷惑をおかけいたしますがご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。



【有機的農業】
放置竹林を伐採、チップ化して発酵させた竹堆肥と発酵肥料による土づくりで極上エゴマを栽培。この農法に惹かれた新規就農者も増えています。



【映画づくり（キネマ公民館）】
三原地区を舞台にした映画の第2弾を令和5年度に制作しました。引き続き地域の魅力を広く伝えていきたいと思えます。



【三原まちセンマルシェ】
初夏と秋、2度開催されました。初夏の回では、学生ボランティアと地域の方々によるお披露目や出店が行われました。

■ 小さな拠点づくりの推進

176万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

町では、第6次総合計画（R2～R11）の基本方針として、住み慣れた地域の暮らしを維持するために、持続可能な地域運営・たすけあいの仕組みづくりの推進を掲げています。

この基本方針に基づき、公民館区よりも小さいエリアで、サロン活動等を行い住民同士の話し合いを通じ地域運営（生活機能の維持、支え合い、生活交通、地域産業）の仕組みづくりを考える、「小さな拠点づくり」の推進や、買い物や通院等に不便なく利用できる公共交通体系整備に向け取り組めます。

また、地域住民がこれからも住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、必要な生活機能の維持・確保に向け、地域の課題やその解決に向けた主体的取組を示した地区計画（地域ビジョン）を作成できるよう支援に取り組めます。

地域づくりの主役は、これまで地域で暮らし、今日まで豊かな自然や伝統文化を守り、そして、次の世代に引き継いでいかれようとしている地域の皆様一人ひとりです。皆さんが暮らす地域の魅力や課題、将来の夢などを話し合い、将来に繋げていくための活動の支援を続けていきます。

■ コミュニティ助成

520万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

(一財)自治総合センターは宝くじの普及広報事業の一環で、地域の発展のために自治会など住民が主体となる活動に対し、助成を行っています。活動の目的、事業内容によって助成金額に違いがありますので、詳しくはお問い合わせください。

〈一般コミュニティ助成事業〉 助成上限250万円

住民の皆様が自主的に行うコミュニティ活動を推進し、地域のつながりを深めることを目指すもので、活動に直接必要な備品等の整備を補助する事業です。

※令和6年度の申込期間は終了しています。

来年度以降に事業を予定しておられる自治会は、お早めにご相談ください。

※採択団体の審査は(一財)自治総合センターが行います。



宝くじ普及広報キャラクター
クーちゃん

地域福祉の充実

■ 社会福祉活動に対する助成

2,455万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

川本町社会福祉協議会が行う活動に対して助成を行い、地域福祉の充実を図ります。

社会福祉協議会では、総合相談、介護予防事業、子育てサポートセンター等の運営及び民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、人材センター、ボランティア会等の事務局などを担っています。

■ 民生・児童委員の活動

118万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。生活に困っている方や障がいのある方、また、一人暮らしでいざというときに不安がある方々に関する相談や、児童の健全育成のための活動を行います。

■ 生活保護

4,360万円

(川本町福祉事務所 TEL 72-0633)

私たちが日々暮らしていく間には、思わぬ病気や事故などにより働けなくなる等、様々な事情で生活に困窮する場合があります。そのような時、家庭の状況に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、一日でも早く、自身の力で生活ができるよう援助するしくみが生活保護制度です。

生活保護は、世帯を単位として行われ、国の定める保護基準に基づいて、世帯構成・年齢、地域などにより最低生活費が決まっています。世帯全員の資産や働く能力など、あらゆるものを活用しても最低生活費に満たない場合、不足分が支給されます。

※この事業は、国の負担金(3,269万円)と地方交付税を受けて実施します。

■ 生活困窮者自立支援

623万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

仕事や生活に関する困りごとや不安を抱えている方の相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、自立に向けた支援を行います。

※川本町社会福祉協議会が相談窓口となります。

『生活のこと』『仕事のこと』などで悩んでいませんか。

どうしたらいいかを一緒に考え、解決に向けてお手伝いします。

ひとりで抱え込まずに、お気軽にご相談下さい。

相談窓口 川本町社会福祉協議会 ☎0855-72-0104

■ ひとり親家庭への支援の充実

1,086万円

(川本町福祉事務所 TEL 72-0633)

●児童扶養手当の支給 946万円

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない児童を監護・養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

※この事業は、国の負担金(315万円)を受けて実施します。

●ひとり親家庭の総合的な支援 140万円

母子家庭の母、父子家庭の父の就業・自立にむけて、母子・父子自立支援員が、さまざまな相談に応じ、総合的な支援を行います。

母子家庭の母、父子家庭の父の就業を促進し、経済的な自立を支援するため、ホームヘルパーなどの教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を支給する制度や、看護師など資格取得のため養成機関で修業する場合に、給付金を支給する制度などがあります。

※この事業は、国の補助金(105万円)を受けて実施します。

●母子父子寡婦福祉資金の貸付事務

島根県が行う母子父子寡婦福祉資金の貸付事務のうち、貸付の申請、届出の受理などは、福祉事務所で行っています。

■ 高齢者福祉の充実

8,983万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

●養護老人ホームの入所費 8,977万円

養護老人ホームに入所している方の費用を負担します(対象者40名)。なお、入所者本人と扶養義務者は、所得に応じた負担が必要です。

※この事業は、入所者などの負担金(2,745万円)で実施します。



●高齢者等介護タクシー利用助成 6万円

圏域外の通院等において、介護タクシーの利用が必要な人に対し、乗車運賃の2分の1(上限1万円/回、年度内上限3万円)を助成し、経済的負担を軽減します。

■ 敬老

30万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

長寿のお祝いと益々のご健勝を願い、100歳以上の方と95歳、90歳を迎えられた方に、敬老の記念品を贈呈します。

■ 老人クラブに対する助成

50万円



老人クラブ連合会
グラウンドゴルフ大会

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

町内には、老人クラブ連合会があります。老人クラブでは、クラブ活動の一層の活性化を図るとともに、各種関係団体と連携して健康づくりのための活動や、ボランティア活動をはじめとする地域を豊かにする活動などを行い、明るい長寿社会の実現と健康福祉の向上に努めています。

この活動を支援するために、老人クラブ連合会に対して助成を行います。
※この事業は、国と県の補助（26万円）を受けて実施します。

■ 介護保険

1億1,148万円

(健康福祉課 介護保険係 TEL 72-0633)

介護保険制度は、要介護者（寝たきりや認知症などで、介護保険のサービスによって生活機能の維持・改善を図る必要がある人）や要支援者（要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人）が、その状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度です。

邑智郡では、郡全体で介護保険事業を行っていますが、申請の受付や介護認定調査などの事務はそれぞれの町で行います。



■ 介護予防

962万円

(健康福祉課 地域包括支援センター TEL 72-0633)

高齢者が生き生きと安心して暮らすことができるよう、介護予防事業に力を入れています。

●ミニデイサービスの運営 13万円

地域の福祉協力員と社会福祉協議会職員等が協力して、各集会所で体力測定、体操、ゲーム、認知症予防、会食などのミニデイサービスを行います。



ミニデイ（笹畑地区）

●悠湯プラザ通所 72万円

悠湯プラザ（湯谷）で、運動、栄養、口腔機能の向上に向けて、温泉を使った通所型のデイサービスを行います。食事代と温泉入浴料として、1回あたり1,100円の負担が必要です。



悠湯プラザ（暮らしの保健室）

●転倒骨折予防教室の開催 22万円

各地区の集会所において、社会福祉協議会職員のほか、外部から講師を招いて、足の筋力を落とさない運動の教室や体力測定などを行います。また、おとぎ館のプールを使用した水中運動にも取り組みます。

●体力づくり 16万円

講師を招き、筋力の維持向上を目的とした運動指導やレクリエーションを月3回実施します。

◆申込先：川本町社会福祉協議会



体力づくり（運動指導）

●食生活改善 18万円

高齢者を対象に、日頃偏りがちな食生活の改善を図るため、料理教室を行います。また、男性高齢者を対象とした料理教室も開催します。材料代として、1回あたり500円の負担が必要です。

●社会福祉協議会への委託 522万円

介護予防事業を中心となって進めている川本町社会福祉協議会に対して、事業に携わる職員の経費等を支出します。

●生活支援ボランティアの派遣 6万円

介護保険の対象とならない高齢者に対して、生活支援ボランティアが調理、掃除などの生活支援を行いながら、生活習慣の習得を図り、要介護状態への進行を予防します。1時間あたり400円の負担が必要です。

●サロン 47万円

月1～4回住民主体のサロンを一部地域で開催しています。地域資源を生かした高齢者の居場所と出番づくりを目的としています。



多田サロン（体操）

●中間支援組織による地域包括ケアシステム推進 230万円

中間支援組織「たすけあい川本」は、近所や地域で支え合う仕組みづくりを考え実践することを目的に令和2年4月より活動しています。住民主体のサロンの運営支援や「暮らしの保健室」と題して、一人ひとりの生活に寄り添った健康相談や研修会を開催するほか、有償ボランティアによる生活支援を行っています。令和6年度は子どもから高齢者まで住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりに向けて、世代間交流に着目しながら暮らしを支え合う仕組みづくりに取り組みます。

●養護老人ホームなどへの短期入所 16万円

在宅で要介護および要支援認定を受けていない家族を介護している方が、都合により家を留守にする場合などに、養護老人ホームの空きベッドを利用して短期の介護を行います。

(健康福祉課 地域包括支援センター TEL 72-0633)

●地域包括支援センターの運営 1, 729万円

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、健康福祉課内に「川本町地域包括支援センター」を設置しています。高齢者の生活に関わる総合的な支援を行います。

地域包括支援センターは、高齢者の総合的な支援（包括的支援事業）を行います。

○ 介護予防ケアマネジメント

介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定を行います。

○ 総合相談・支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

○ 権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、制度の活用や虐待の発見・防止を進めます。

○ 包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

●高齢者緊急通報装置の運営 51万円

ひとり暮らしの高齢者や障がい者などで、援護が必要な方を対象に、発作・急病などの緊急時にも速やかに連絡が取れるよう、簡単な操作で通報ができる装置を貸し出しています。24時間体制で対応し必要に応じて救急車の手配を行うなど、在宅での生活を支援します。

●成年後見制度利用促進 96万円

権利擁護にかかる支援体制を構築することを目的とした中核機関を設置しており、判断能力が十分でない高齢者や障がい者が、自立して生活を送れるように、成年後見制度にかかる開始審判の申し立てなどを支援します。

●生活支援・介護予防基盤整備 173万円

高齢者の生活支援・介護予防の基盤を整備するために、生活支援コーディネーターを配置し、地域での支え合いを推進します。また、情報共有および連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的とした協議会を設置します。

●認知症総合支援 155万円

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域支援推進員」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築します。

●家族介護の支援 10万円

重度の要介護高齢者（要介護4、5）の方を介護保険のサービスを利用せずに1年間在宅で介護された世帯（町民税非課税の世帯に限る）に対しては、10万円の給付金を交付します。

●配食サービス 121万円

自分で調理が困難なひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯などに、栄養バランスのとれた食事をとってもらうこと、また、定期的に自宅を訪問することによって安否確認を行うことを目的として、週3回弁当の配達を行います。弁当1食につき400円の負担が必要です。

●日常生活用具の給付 7万円

在宅の寝たきり高齢者の方などが使用される紙おむつの購入代金の2分の1（上限3千円/月）を助成し、経済的負担を軽減します。

■ 障がい福祉サービス等

1億6,835万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類や年齢に関わりなく、個々の状況に応じた必要なサービスが利用できるように支援を行っています。各事業やサービスの相談先を掲載していますので、お気軽にご相談ください。

●障がい福祉サービス・障がい児を対象としたサービス

【障がい福祉サービス】

□ホームヘルプ（居宅介護）

居宅で入浴、排泄、食事等の介護等生活全般にわたる支援を行います。

□就労継続支援（A型・B型）

一般企業への就労が困難な人が対象で、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

□グループホーム（共同生活援助）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排泄、食事の介護等のほか、相談その他日常生活援助を行います。

□その他のサービス

生活介護、短期入所、療養介護、施設入所、地域移行支援等

【障がい児を対象としたサービス】

□児童発達支援

身近な地域の障がい児支援の専門施設として、通所利用の障がい児への支援にとどまらず、地域の障がい児・その家族を対象とした相談や、障がい児を預かる施設への援助、助言等を併せて行います。

□放課後等デイサービス・日中一時支援事業

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中について、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

サービスの利用を希望される場合は、健康福祉課又は相談支援事業所にご相談ください。障がい福祉サービスについてや、生活していく上での悩み事など、何でも相談に応じます。

【相談支援事業所】サポートセンターおおち

(地域活動支援センターひまわり内 72-0804)

●地域活動支援センター

地域で生活していく上での悩み事などの相談や、センターでの創作活動、地域行事への参加や交流を行い、地域の中で安心して自分らしく、生き生きとした生活が送ることができるように一緒に考え、サポートをします。

【地域活動支援センター】ひまわり

(川本町大字川本257-3 72-0804)



●その他のサービス

・補装具費支給について

補聴器、車椅子などの給付・貸与・修理に係る費用を支給します。

・日常生活用具給付について

ストマ用具、紙おむつ等日常生活に必要な用具に係る費用を支給します。

・移動支援

屋外での活動が困難な障がい者の方に対し、外出の移動の支援を行います。

【相談先】健康福祉課 (72-0633)

■ 障がい者に対する支援

462万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

●障がい者就労促進 248万円

障がいのある方々への就労の場の提供や社会参加の促進を目的に、町が行う業務の一部を障がい者就労施設へ委託します。

広報誌等自治会配布物の仕分けや各自治会への配送、役場庁舎のトイレ清掃業務、公共施設の除草業務に加えて、町が発行するチラシの印刷業務を町内の障がい者就労支援施設（川本ワークス）へ委託します。

●特別障害者手当等の支給 214万円

・特別障害者手当…20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする方に支給されます。〔月額28,840円〕

・障害児福祉手当…20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給されます。〔月額15,690円〕

※この事業は、国の負担金160万円を受けて実施します。

健康づくりの推進

■ がん検診等（結核検診含む）の実施

626万円

（健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633）

病気の早期発見、早期治療のため各種検診を行います。

成人の検診

| 健診名 | 開催日 | 場 所 | | 自己負担額 |
|--------------------------------|--|----------|--------------------|---|
| 胃がん検診 【40歳以上】 | 6月20日（木） | 午前 | 三原まちづくりセンター | 【40歳～74歳】1,200円 【75歳以上】無料 |
| | 6月22日（土） | 1日 | 川本公園管理棟 | |
| | 6月23日（日） | 1日 | 悠邑ふるさと会館 | |
| | 6月26日（水） | 午前 | 川本西公民館 悠邑ふるさと会館 | |
| 子宮頸がん検診 【20歳以上】 | 9月13日（金） | 午前 | 三原まちづくりセンター | 子宮頸がん細胞診 【20歳～74歳】1,200円 【75歳以上】無料 HPV検査 全員1,200円（一律） |
| | | 午後 | 川本西公民館 | |
| | 11月24日（日） | 1日 | 川本町役場 | |
| 乳がん検診 （マンモグラフィー） 【40歳以上】 | 9月13日（金） | 午前 | 三原まちづくりセンター | 【40歳～49歳】1,700円 【50歳以上】1,200円 |
| | | 午後 | 川本西公民館 | |
| | 9月26日（木） | 1日 | 悠邑ふるさと会館 | |
| | 10月21日（月） | 午前 | 川本西公民館 | |
| 午後 | | 悠邑ふるさと会館 | | |
| 11月24日（日） | 1日 | 川本町役場 | | |
| 肺がん検診 結核検診 | 10月22日（火）、23日（水）、24日（木） ※町内巡回します 対象【肺がん検診：40歳以上】 【結核検診：65歳以上】 | | | 肺がん・結核検診 全員無料（一律） 喀痰検査 全員500円（一律） |
| 胸部CT検診 【40～74歳】 | 6月22日（土） | 1日 | 川本公園管理棟 | 全員1,500円（一律） |
| | 6月23日（日） | 1日 | 悠邑ふるさと会館 | |
| | 特に、（受動）喫煙歴のある方の受診をおすすめします | | | |
| 大腸がん検診 【40歳以上】 | 秋期（10月）に回収法で実施します | | | 無料 |

*子宮頸がん施設検診を実施しています（予約が必要です）

- ・公立邑智病院 0855-95-2111（月・火・木・金 9:00～11:00）
- ・大田市立病院 0854-84-7571（月・火・水・金 9:00～11:00）



*乳がん施設検診を実施しています（予約が必要です）

- ・公立邑智病院 0855-95-2111（火・水・木 9:30～10:30）
- ・大田市立病院 0854-84-7571（各月第1・第3火曜日、第1・第3木曜日 14:00～15:00）
- ・江津済生会総合病院 0855-54-0173（火・水 13:30～14:00）

* 歯周病予防検診

定期的に歯科検診を行い口腔状態に合わせた個別指導を行います。川本町内と町外の委託医療機関で受診する場合は無料、その他の医院で受診された場合は役場に申請していただくと償還払いでお支払いします。対象者は、20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方で、役場より個人通知をします。

* 肝炎ウイルス検査

40～74歳の方でB型・C型の肝炎ウイルス検査を過去に受けておられない方は、特定健診に合わせて受けることができます。

* ピロリ菌検査

特定健診に合わせ、自己負担600円で受診できます。これまでにピロリ菌検査を1回も受けたことの無い方が対象になります。

■ 健康教室・健康づくり事業・健康相談・食育の開催

34万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

健康で生き生きとした生活を送ることができるよう健康教室・健康相談・健康教育・食育に力を入れています。

●健康教室

【成人の教室】

◇特定健診結果報告会

特定健診の結果をお渡しする報告会を町内4カ所で行います。健診結果から生活習慣を見直すきっかけになるよう、個別に保健・栄養指導を行います。

◇糖尿病教室

加藤病院と連携し、糖尿病教室を開催しています。糖尿病の適正管理をすすめていくため糖尿病対策を推進していきます。

◇健康づくり事業

運動習慣の定着を目的とした教室を開催します。ストレッチ&ヨガ教室、ラジオ体操の推進、健康ウォーキングに取り組み、健康づくりを推進していきます。

【子どもの教室】

◇保育所クッキング・歯の健康教室

安心して子育てを行える環境作りのため、親子のふれあう時間を育むメニューを取り入れます。町内3保育所では、「食」を通して子どもの生活リズムを整え、子どもの好奇心や創造性を育てていくため、食育教室と虫歯予防のための教室を行います。

◇小児生活習慣病予防教室

町内の小中学校において、小児生活習慣病予防健診の結果をもとに、子ども自身が生活習慣について振り返り、子どもの自己決定力、自己選択力を育てていくための小児生活習慣病予防教室を行います。

◇生活習慣病講座

高校生を対象に、自分自身の生活習慣を振り返り、改善していくことを目的に生活習慣病講座を行います。

●健康相談

【成人の健康相談】

血圧測定・尿検査を実施し、健康づくりについての相談を受けます。

【保護者と子どもの健康相談】

身体計測、離乳食指導・ブラッシング指導・子育てトーク・ベビーマッサージ・助産師相談などを取り入れ、育児不安の解消に向け支援します。また、親子の交流の場を持ち、子育てのよさを発見できる場となります。

※川本西公民館と三原まちづくりセンターで行います。(奇数月に開催)

※詳しい日程、場所等は健康づくりカレンダーをご覧ください。

| 子どもの健康相談窓口 | 電話番号 | 受付時間 |
|--------------|---|---|
| 役場健康福祉課母子保健係 | 0855-72-0633 | 平日/8:30~17:15 |
| 島根県子ども医療電話相談 | #8000 <携帯からも利用可> 通話できない場合 03-3478-1060 | 平日/19:00~翌朝 9:00 土日祝日及び年末年始/ 9:00~翌朝 9:00 |

【健康情報の配信】

まげなねっと11チャンネルを利用して、健康番組を放送します。

【放送番組】

- ・運動系…ストレッチ&ヨガ、まげな健康体操、お休み前のリラクゼーション
- ・学習系…まげな健康講座(加藤病院の医師や専門職の方にお話いただく情報番組)
- ・料理系…3分クッキング

■ 食生活改善推進

30万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

川本町食生活改善推進協議会では、『私たちの健康は、私たちの手で』をスローガンに、生活習慣病を予防し、健康で明るい生活を送ることができるよう、食を通じた健康づくり活動を展開しています。現在、会員数37名で活動しており、川本町らしい「地域力」を生かしながら、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層において、食に興味を持ち、食を楽しみ、食を大切に作る心を育てる活動を展開しています。



■ 禁煙治療費の助成

4万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

がん・生活習慣病予防対策を推進するとともに、禁煙治療者の健康増進及び禁煙意識の向上を図る観点から、医療機関の禁煙外来において禁煙治療を受けた方に対して治療費の助成を行います。

■ 自死対策

10万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

ライフステージを通して総合的な自死予防対策に取り組み、自死率を低下させ町民の心の健康づくりを推進します。自死総合対策窓口を設置し、関係機関と連携を図り取り組みます。

青年期から高齢者の心の健康づくりについて、健康相談や講演会をもち、心の病気についての周知や病気の早期発見・重症化予防に取り組みます。

| 健康相談窓口 | | | |
|----------|---|-------------------------|---|
| 相談内容 | 受付時間 | 受付 | 電話番号 |
| 心と体の健康相談 | 平日/8:30-17:15 | 川本町役場健康福祉課 | ☎ 0855-72-0633 |
| | 平日/8:30-17:00 | 県央保健所健康増進課 | ☎ 0854-84-9823 |
| 心の健康相談 | 平日/8:30-17:30 | サポートセンターおおち | ☎ 0855-75-8081 |
| | 平日/9:00-22:00 土曜/9:00-翌日 22:00 | 島根いのちの電話 | ☎ 0852-26-7575 |
| | 毎日/16:00-21:00 毎月10日/8:00-翌朝 8:00 | フリーダイヤル 「自殺予防いのちの電話」 | ☎ 0120-783-556 |
| | 平日/9:00-17:00 | 心の体の相談センター 「心のダイヤル」 | ☎ 0852-21-2885 |
| 子どもの健康相談 | 平日/19:00-翌朝 9:00 土日祝日及び年末年始 /9:00-翌朝 9:00 | 島根県 子ども医療電話相談 | ☎ #8000 (携帯からも利用可) 通話できない場合 ☎ 03-3478-1060 |

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

予防接種は、疾病の重症化予防、感染症のまん延を予防するために、予防接種法で義務付けられており、乳幼児、小・中学生、高校生や高齢者が、予防接種を受けることにより病気に対する免疫をつけ、感染症にかかることを防ぐために実施します。また、子どもや妊婦、高齢者などに対して予防接種法に基づかない任意の予防接種の一部助成も行います。

定期接種の予診票は対象者へ町から送付し、接種可能な医療機関も送付時にお知らせします。任意接種の予診票は各医療機関にてご確認ください。

●子どもの予防接種

予防接種について保護者の理解のもとに接種を進めるため、冊子「予防接種と子どもの健康」を保存版として配布しています。お持ちでない方は、健康福祉課までお申し出ください。

予防接種実施医療機関については、健康福祉課にお問い合わせください。

●定期接種の対象の方には、接種時期が近づきましたら個別にご案内いたします。

| 子ども 定期予防接種 (無料) | | | | |
|-------------------------------------|---------|---|--|-----|
| 種 類 | | 対 象 者 | | 回 数 |
| B型肝炎 | | 1歳未満 (標準：生後2～9ヶ月の間) | | 3 |
| BCG(結核) | | 1歳未満 (標準：生後5～8ヶ月の間) | | 1 |
| 四種混合/沈降百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ | 1期初回 | 生後2～90ヶ月未満 (標準：生後2～12ヶ月の間) | | 3 |
| | 1期追加 | 1期初回3回目終了後12～18ヶ月の間 | | 1 |
| 五種混合/沈降百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ・Hib(ヒブ) | 1期初回 | 生後2～90ヶ月未満 (標準：生後2～12ヶ月の間) | | 3 |
| | 1期追加 | 1期初回3回目終了後6ヶ月以上おいて | | 1 |
| Hib(ヒブ) | 初回 | 生後2ヶ月～5歳未満 | | 3 |
| | 追加 | 初回3回目終了後7ヶ月以上おいて (標準：7～13ヶ月の間) | | 1 |
| 小児肺炎球菌 | 初回 | 生後2ヶ月～5歳未満 | | 3 |
| | 追加 | 初回3回目終了後60日以上おいて (1歳以降) | | 1 |
| 水痘 | | 生後12ヶ月～3歳未満 | | 2 |
| ロタウイルス | ロリタックス | 生後6～24週まで | | 2 |
| | ロリテック | 生後6～32週まで | | 3 |
| 麻疹風疹混合 | 1期 | 生後12ヶ月～2歳未満 | | 1 |
| | 2期 | 5～7歳未満 ※小学校就学前の1年間 | | 1 |
| 二種混合/ジフテリア・破傷風 | | 11～13歳未満 (小学6年) | | 1 |
| 日本脳炎 | 1期初回 | 3歳 (6日以上の間隔をおいて) | | 2 |
| | 1期追加 | 4歳 (初回終了後12ヶ月以上おいて) | | 1 |
| | 2期 | 9～13歳未満 (小学4年) | | 1 |
| | 2期経過措置分 | 平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた20歳未満の方でこれまでに日本脳炎の予防接種機会を逃された方 | | |
| HPV (ヒトパピローマウイルス) | | 中学1～高校1年 | | 3 |

※Hib(ヒブ)ワクチンと小児肺炎球菌ワクチンは接種開始年齢により接種回数異なります
 ※HPVワクチンはワクチンの種類と接種開始年齢により接種回数異なります

| 子ども 任意接種 (無料) | | | | |
|---------------|-------|-----|--------|-----|
| 種 類 | 対 象 者 | 回 数 | 対 象 者 | 回 数 |
| インフルエンザ | 13歳未満 | 2 | 13～18歳 | 1 |

●成人の予防接種

季節性インフルエンザは10月以降に医療機関での予約が可能となります。

| 成人 抗体検査（無料） | | |
|-------------|---------------------------------------|------|
| 種類 | 対象者 | 助成金額 |
| 風疹抗体検査 | 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性 ※令和7年3月末まで | 全額 |

●インフルエンザは、10月以降に医療機関への予約が可能です。

| 成人 定期予防接種（一部助成） | | |
|-----------------|--|--------|
| 種類 | 対象者 | 助成金額 |
| 麻疹風疹混合 | 上記「風疹抗体検査」を受け、抗体を保有していないことが判った方のみ | 全額 |
| インフルエンザ | ①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能の障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(障害者手帳を有する方) | 2,200円 |
| 新型コロナウイルス | | 未定 |
| 高齢者肺炎球菌 | ①これまでに接種されたことのない65歳の方 ②これまでに接種されたことのない60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能の障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(障害者手帳を有する方) | 5,000円 |

| 成人 任意接種（一部助成） | | |
|---------------|--|--------|
| 種類 | 対象者 | 助成金額 |
| インフルエンザ | 妊婦の方 | 全額 |
| 麻疹風疹混合 | 妊婦と同居の家族の方・妊娠を希望する方とその同居の家族の方 | 5,000円 |
| 風疹単独 | | 3,000円 |
| 高齢者肺炎球菌 | 定期予防接種の対象外で、これまでに接種したことがない66歳以上の方 ※令和7年3月末まで | 5,000円 |

※接種代金の差額を窓口でお支払いください

●がん治療後等の予防接種再接種費用助成

骨髄移植などの治療により、過去に受けた予防接種の免疫が低下または消失した方へ、予防接種の再接種費用の助成を行います。対象者は20歳未満で、治療前に接種した定期予防接種の免疫が低下または消失したために、再接種が必要であると医師が認める方です。予防接種再接種にかかった費用の全額を助成します。

※県の補助金(7万円)を受けて実施します。

●予防接種による健康被害救済制度について

副反応が定期的予防接種によって引き起こされたと認められた場合は、健康被害程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。予防接種法に基づかない接種（任意接種）で健康被害を受けた場合は、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」に基づく救済制度があります。

●新型コロナウイルス感染症に関する助成について

無症状の方で、社会生活上必要不可欠な理由（仕事や介護、学業等に関する事）で、本人の希望により検査を実施する場合、新型コロナウイルス PCR 検査費用の全額助成（上限3万円、年2回まで）、抗原定性検査キットの配布をします。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに！

■犬を飼っている方

狂犬病の予防注射を年1回受け、注射済票の交付を受けてください。

■犬を飼い始めた方、あるいは、飼い犬の登録が済んでいない方

必ず、登録申請をお願いします。

※登録・注射をしていない場合は、法律で20万円以下の罰則や過料が科せられます。

| 登録と予防注射料金 | 料金内訳 |
|---------------|-----------------------|
| 6,000円 | ① 登録料.....3,000円 |
| | ② 予防注射代.....2,450円 |
| | ③ 予防注射済票交付手数料... 550円 |


※登録済み(予防注射のみ)の場合は 3,000円となります。

○転入の際は、前の自治体で発行された『鑑札』をお持ちの上、登録手続きを行ってください。川本町の『鑑札』と交換します(無料)。

○転出の際は、町民生活課に、転出することをお知らせください。

この事業を行うため、注射の委託料などの経費として17万円を計上しています。

猫の飼い方やマナーについて



- 飼い猫やノラ猫による、生活環境への苦情や相談が多く寄せられています。
- ノラ猫にむやみにエサを与えることは、飼い主のいない子猫を増やしてしまうことにつながります。
- 猫を飼うときは、生態や習性などを理解して、近隣住民の方の迷惑にならないよう、責任をもって飼いましょう。

地域医療の充実

■ 公的病院等の支援

1億6,800万円

(健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633)

採算性が困難な地域である川本町での医療を担う社会医療法人仁寿会加藤病院に対し、財政的な支援を行います。非常勤医師確保のための事業費のほか、介護予防教室・糖尿病教室の実施など、地域医療の充実を図るための取り組みに対し支援を行います。

※この事業は、特別交付税を受けて実施します。

■ 在宅当番医制運営

310万円

(健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633)

祝日、日曜日などの休日診療を確保するために、邑智郡医師会を通して郡内の医療機関に休日当番の割当を依頼しています。

※この事業は、川本町が幹事となり、郡内2町の負担(254万円)を受けて実施します。

■ 公立邑智病院の運営

1億422万円

(健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633)

邑智郡の中核的な病院として、邑智郡3町が共同で運営しています。

現在、本館棟建て替え整備事業が進められており、令和6年秋にオープンする予定です。

【診療科目】

総合診療科、外科、麻酔科、整形外科、小児科、産婦人科、泌尿器科、透析科、
歯科、精神科、専門外来(内分泌代謝、循環器、心療内科)

※診療日・時間等は直接お問い合わせください。(公立邑智病院 0855-95-2111)

■ 医療費等助成

(健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633)

早期受診・早期治療を勧めることを目的とし、多くの医療費などが必要な方に対して、その一部を助成することにより、経済的な負担を軽減します。

| 助成制度の内容 | | 事業費 | 財源 |
|------------------|---|---------|----------------------------------|
| 障がいをお持ちの方など | | | |
| 福祉医療費の助成 | 重度の障がい・知的障がい・精神障がい等をお持ちの方などの経済的な負担を軽減するため、医療費の本人負担を1割に抑えます。 | 1,268万円 | 県(606万円) 町(595万円) 他(67万円) |
| 自立支援医療費の給付(更生医療) | 心臓のバイパス手術、人工透析を受けている方など、身体の機能障がいを軽減、改善する治療費を給付します。 | 571万円 | 国(285万円) 県(143万円) 町(143万円) |
| 自立支援医療費の給付(育成医療) | 身体障がいをお持ちの18歳未満の方に対し、その障害を取り除くための手術等に必要な治療費等を給付します。 | 5万円 | 国(2.5万円) 県(1.2千円) 町(1.3千円) |
| 腎臓機能障がい者通院費の助成 | 人工透析を受けている方の通院に要する交通費の4分の1を助成します。 | 72万円 | 町(72万円) |
| 精神障がい者通院費の助成 | 精神障がいをお持ちの方の通院に要する交通費の2分の1(月2回、1万円限度)を助成します。 | 52万円 | 町(52万円) |
| 精神障がい者通院医療費の助成 | 精神障がいをお持ちの方の通院に要する医療費の負担が1医療機関につき千円を超えた場合差額を助成します。 | 29万円 | 町(29万円) |
| ひとり親家庭の方 | | | |
| 福祉医療費の助成(再掲) | ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、医療費の本人負担を1割に抑えます。 | 1,268万円 | 県(606万円) 町(595万円) 他(67万円) |
| お子さんをお持ちの方 | | | |
| 乳幼児医療費の助成 | 子育て支援のため、医療費の助成(医療費負担の軽減)を行います。 | 392万円 | 県(153万円) 町(236万円) 他(3万円) |
| 子ども医療費の助成 | 0才から18歳到達後最初の3月31日まで無料 | 640万円 | 県(96万円) 町(541万円) 他(3万円) |

※制度ごとに自己負担額の上限や所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

（健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633）

国民健康保険（国保）制度は、相互扶助の精神に則り、市町村の住民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保障制度です。

平成30年度より、都道府県が保険者として中心的な役割を担い、各市町村は被保険者証等の発行、資格の手続き、保険税の賦課徴収等を実施しています。

※この事業は、国や県等の負担・補助金（3億133万円）、町の一般会計からの支出（5,197万円）、国保に加入の皆さんの保険税（4,397万円）などで運営します。

医療費などの給付 2億8,735万円



● 療養の給付 2億4,400万円

病院・調剤薬局などでかかった医療費（保険外診療は除きます。）から一部負担金を除いた額を負担します。

● 高額療養費等の給付 4,020万円

1カ月に支払った医療費自己負担額が高額になる場合、一定額を超えた部分を支給します。

入院に係る高額療養費について、窓口での負担を限度額とする制度があります。入院される等、負担が高額となりそうな場合は、あらかじめ『限度額適用認定証』を申請し医療機関に提示してください。

● 療養費等の給付 100万円

コルセットなどの補装具代や、医師が診療上必要と認めた、はり・きゅう等の費用について、病院などに支払った額から一部負担金を差し引いた額を支給します。領収書などを添えて申請が必要です。

● 出産育児一時金の支給 100万円

国保に加入している方にお子さんが生まれたとき、一時金として50万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は48万8千円）を支給します。

● 葬祭費 24万円

国保に加入している方が亡くなられたとき、葬儀を行った方に葬祭費として3万円を支給します。

島根県への事業費納付金 8, 222万円

平成30年度より国保の財政運営が市町村単位から都道府県単位に変わり、各市町村から島根県へ事業費納付金として決められた額を納付し、医療費などの給付費等必要額が交付されています。

納付額は、県内の推計医療給付費額などをもとに、各市町村の被保険者数、所得水準で按分し、医療費水準を反映して決定されます。

疾病の予防 188万円

生活習慣や精神疾患から起因する疾病の発生病数の割合及び医療費が非常に高い状況です。健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、疾病の早期発見・早期治療に繋がる取組を実施します。

健康で生活できるよう積極的に受診しましょう

□脳ドック 55歳・60歳・65歳の方を対象に定員10名

(浜田医療センター、ヘルスサイエンスセンター島根 各5名)

□人間ドック 40歳から54歳、56歳から59歳、61歳から64歳の方を対象に定員20名

(公立邑智病院10名、浜田医療センター・ヘルスサイエンスセンター島根 各5名)

※令和4年度から、受診できる回数を2回から5回までに拡充しています。

66歳から74歳の方を対象に定員15名

(公立邑智病院、浜田医療センター・ヘルスサイエンスセンター島根)

※ご希望の方は役場健康福祉課までご相談ください

特定健康診査 381万円

特定健康診査は、生活習慣病のリスクを高めるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。年に1回は特定健康診査を受診し、生活習慣を見直すきっかけにしましょう。

| 健診名 | 開催日 | 自己負担額 | 場所 | 結果報告会 | 場所 |
|------------------------|--|-------|-------------|---------|-------------|
| 特定健康診査 40歳から 74歳 | 6月20日(木) | 500円 | 三原まちづくりセンター | 7月25日午前 | 三原まちづくりセンター |
| | 6月22日(土) | | 川本公園管理棟 | 7月25日午後 | 川本西公民館 |
| | | | | 7月26日午前 | 川本公園管理棟 |
| | 6月23日(日) | | 悠邑ふるさと会館 | 7月26日午後 | 悠邑ふるさと会館 |
| 10月~3月 | 加藤病院、邑智病院、済生会江津総合病院、 やまうち内科、うめがえ内科クリニック | | | | |

※職場健診のない30歳・35歳の方も受診できます。

※かかりつけ医で受診を希望される方は、健康福祉課にご相談ください。

その他事務費 2, 761万円

事務費、担当職員の人件費、国保運営協議会費などを計上しています。

■ 後期高齢者医療（特別会計）

1億4,613万円

（健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633）

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方を対象とする医療保険制度です。75歳以上の方（一定の障がいのある65歳以上の方を含む）は国民健康保険や被用者保険から、「後期高齢者医療制度」に移行することとなります。川本町では保険証の発行、高額医療費等の支給申請の取り次ぎ、保険料の徴収及び島根県後期高齢者医療広域連合への納付などを行います。

広域連合納付金 1億4,113万円

後期高齢者医療制度を運営する広域連合へ納める納付金です。

その他事務費 500万円

後期高齢者の健康診査は、下表のとおり医療機関に委託して行います。対象の方へは、改めて通知します。

| 後期高齢者健診 | | | |
|---------|--------------|------|------|
| 対象 | 開催日 | 場所 | 自己負担 |
| 75歳以上 | 8月 <75～79歳> | 加藤病院 | 無料 |
| | 9月 <80～84歳> | | |
| | 10月 <85歳以上> | | |
| | 11月～2月 <全対象> | | |

※かかりつけ医で受診を希望される方は、役場健康福祉課にご相談ください

※この事業は、皆さんから負担していただく保険料（4,940万円）と町の一般会計からの支出（9,567万円）などで運営します。

1年に1回健康診査を受診し、早期発見・早期治療と予防を心がけ、重症化を招かないようにすることが医療費の抑制につながります。

公共交通の充実

■ 生活バス路線の確保対策

1,490万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

マイカーの利用や過疎化により、公共交通機関の利用人数が減少し、運行確保が難しい状況となっています。通院、通学など、生活に必要なバス路線を確保するため、国・県・市町村で民間バス事業者に対して運行経費を負担して、各路線の安定した運行を確保します。

平成30年4月1日からは、三江線に代わる新たな公共交通として、江津川本線（石見交通株式会社）、川本美郷線（大和観光株式会社）のバス運行が始まり、通学や通院で多くの方が利用されています。一人でも多くの皆さんにご利用いただき、地域の身近な公共交通を守っていきましょう。

※ この事業は、県の生活交通確保対策交付金を受けて実施します。

また、江津川本線・川本美郷線については、運行会社が国庫補助金の交付を受けています。

□ 運行経費負担 対象路線

| 路線 | 運行区間 | 運行事業者 | 問い合わせ先 |
|-------|--------------------|--------|-----------------------------|
| 邑南川本線 | 石見川本～矢上駅、邑南町三坂口 | おおなんバス | 邑南町役場地域みらい課 0855-95-1117 |
| 川本線 | 大田バスセンター～石見川本 | 石見交通 | 石見交通大田営業所 0854-82-0662 |
| 江津川本線 | 江津済生会病院(江津高校)～石見川本 | 石見交通 | 石見交通浜田営業所 0855-27-2211 |
| 川本美郷線 | 石見川本～浜原(上野) | 大和観光 | 大和観光株式会社 0855-82-2252 |

■ スクールバスの運行

4,271万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

児童・生徒の通学及び生活交通の手段を確保するため、スクールバスを運行しています。現在、三原線及び矢谷線を運行しており、年間の利用料(100万円)を事業費に充てています。

■老朽化した車両は計画的に更新しており、令和6年度はマイクロバス1台を購入予定です。

◇乗車料金 区間に関係なく一律料金 大人200円 小人100円

※身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は100円

※「子どもフリーパス」「高齢者等フリーパス」提示で無料

「子どもフリーパス」の詳細は、59ページをご覧ください。

◇回数券 1,000円(100円券11枚綴り)

◇定期券 町民生活課と教育委員会で販売

| 期間 | 通勤定期 |
|-----|---------|
| 1カ月 | 8,400円 |
| 3カ月 | 23,940円 |
| 6カ月 | 45,360円 |

■ タクシー利用助成

130万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

まげなタクシーの運行が難しい交通空白地域に居住する方の外出の利便性を図るためタクシー利用助成を行っています。

【対象者】 対象地区(畑野・田水・芋畑・笹畑・日向・川内・小谷・馬野原・多田・久座仁・木路原)に居住され、自家用車での移動が困難な世帯の方 ※まちづくり推進課で申請が必要です。

【助成額】 1回の乗車につき、次のとおり ※10円未満切り捨て

<メーター金額> 2千円まで…半額を助成

5千円まで…本人負担を1千円とし、残額を助成

5千円超 …4千円を助成

■ 高齢者等フリーパス

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

運転免許証を自主返納された方が外出しやすい仕組みとして、申請年度から3年間川本町スクールバスに無料で乗車できるフリーパスの交付を行っています。

フリーパスの交付は、まちづくり推進課への申請が必要です。

【対象者】 川本町在住で運転免許証を自主返納された方

※ 警察署から発行される「申請による運転免許証の取り消し通知書」または「運転経歴証明書」が必要です。

※ 有効期限は「申請日」から3年間ではありませんのでご注意ください。



■ デマンド型交通「まげなタクシー」の運行

492万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

スクールバスのバス停から離れた地域など、交通空白地域への公共交通サービスとしてデマンド型交通「まげなタクシー」の三原線・東部線を運行しています。

乗降場所の追加など利用される方の利便性の向上や効率的な運行に努め、町内の公共交通と連携を図りながら、全町的な交通空白地域への支援を推進します。

三原線 運行日：火・水・金（週3回）

対象自治会：谷戸・笹畑・西・八幡・三原・田窪・南佐木・親和・湯谷・三俣・中倉

東部線 運行日：木（週1回）

対象自治会：三大字・多田・久座仁・木路原

【利用料金】 1乗車につき300円

【予約電話】 72-0237（川本タクシー）

※ 利用するためには、まちづくり推進課への申請が必要です。



移住・交流の推進

■ 住まいづくり応援事業

3,994万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

定住に欠かせない良質な住まいの充実を図るため、以下の制度等で住まいづくりを応援します。各制度についての詳細はまちづくり推進課までお問い合わせください。

※これらの事業は、国補助金950万円、県補助金1,542万円等を受けて実施します。

① 住宅購入助成

定住される方が住宅を新築した場合、または中古住宅を購入した場合に、建築費や購入費用の一部を助成します。

※当事業は、当初予算に事業費が計上されておきませんので、ご利用の際はお早めにご相談ください。

(交付対象者要件)

夫婦いずれかが45歳未満の世帯若しくは同居者に中学生以下の扶養する子どもがいる世帯(加算条件)

町内に本店または支店を有する事業者が施工

■ 助成額

【新築】

建築費用の1/10(上限100万円)

土地購入費・解体撤去費の1/2(上限50万円)

加算額(定額50万円)

【中古住宅購入・改修】

購入費用の1/20(上限50万円)

改修費用の1/2(上限100万円)

加算額(定額50万円)

② 空き家改修助成

空き家を改修して定住希望者に賃貸を行う所有者を対象に助成します。

【改修工事分】 改修費の1/2(上限350万円) ※耐震診断を受けることが要件

※申請期限は、令和6年7月31日まで

※本事業は島根県の補助事業を受けて実施しますので、工事着工は島根県からの補助金交付決定後となります。

③ 空き家バンク活用促進助成

空き家バンク登録のため家財撤去等を行う場合の経費の一部を助成します。

【家財撤去費】 家財撤去、ハウスクリーニング費用の全額(それぞれ20万円が上限)

【登記費用】 登記費用の1/2(上限10万円)

※申請期限は、令和6年12月27日まで

④ 民間住宅整備助成

定住促進向け賃貸住宅を整備し運営する民間事業者に対し、工事費等の一部を助成します。

〈新築住宅〉

■助成額 建築費用の1/2（上限：単身用300万円/戸、世帯用600万円/戸）

※申請期限は、令和6年7月31日まで

〈空き家改修住宅〉

■助成額 住宅購入費、改修費の1/2（上限600万円）

※耐震診断を受けることが要件

※申請期限は、令和6年7月31日まで

■ 定住促進住宅整備事業

1億4,196万円

（まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634）

定住人口の増加を目指して定住住宅の整備を進めており、今年度は因原地区に4戸の住宅整備を計画しています。

入居申込などの詳細は町のホームページやチラシ等でお知らせします。

※この事業は県補助金1,400万円、町債9,900万円を受けて実施します。



＜令和4年度築 因原地区定住促進住宅＞

■ 移住・定住相談窓口の開設

1,429万円

（まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634）

移住・定住についての総合相談窓口を開設し、「一般社団法人かわもと暮らし」が運営を担っています。専任のスタッフが、仕事、住まい、子育てなど、移住・定住にまつわるあらゆる相談にワンストップで対応し、メール、電話での個別相談はもちろん、都市部での相談会への出席やPRイベントの開催、「かわもと移住体験プログラム」の実施や川本町移住サイト「かわもと暮らし」の運営などを行っています。

一般社団法人かわもと暮らし

〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本608-1

総合相談窓口 月～金 9時～17時（土・日・祝日定休）

TEL 0855-74-2110

Mail info@kawamotogurashi.jp



かわもと暮らしホームページ



全力でサポートします

令和5年度での定住の取り組みの成果

定住人口の維持・拡大を図り、活力あるまちづくりを推進するため、定住対策に取り組んでいます。令和6年度も引き続き定住人口の確保に向け取り組みます。

令和5年の取組によって、多くの転入者を迎えることができました。転入者数は転出者数を上回り、8名の社会増となりました。また、自然的要因による人口減少は依然として大きく、1年間で54名の減少、全体で46名の人口減少となりました。

□相談件数、移住者数

| | 相談件数 | 定住成果 | |
|-------|------|------|-----|
| 令和5年度 | 120件 | 12件 | 25名 |

○定住者の転入前居住地別内訳

| | 件数 | 人数 |
|----|--|-----|
| 県外 | 6件 | 12名 |
| | 関東: 1件(2名)、関西: 1件(1名) 中国・四国: 4件(9名) | |
| 県内 | 6件 | 13名 |
| | 松江市: 1件(1名)、奥出雲町: 1件(1名) 浜田市: 1件(1名)、江津市: 2件(6名) 邑南町: 1件(4名) | |
| 合計 | 12件 | 25名 |

○家族構成別内訳

| | 件数 | 人数 |
|-----|-----|-----|
| 単身者 | 6件 | 6名 |
| 世帯 | 6件 | 19名 |
| 合計 | 12件 | 25名 |

○住居別内訳

| | 件数 | 人数 |
|--------|-----|-----|
| 町営住宅※ | 5件 | 14名 |
| 民間アパート | 5件 | 8名 |
| 実家 | 2件 | 3名 |
| 合計 | 12件 | 25名 |

※…定住促進住宅を含む。

□令和5年 人口の推移（令和5年1月～12月の推移）

| 要因別 | 増減人数 ※（ ）は前年数値 |
|------------------|----------------|
| 社会的要因（転入者数－転出者数） | 8名（41名） |
| 自然的要因（出生者数－死亡者数） | △54名（△42名） |
| 合計 | △46名（△83名） |

■ 川本町地域おこし協力隊

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

「地域おこし協力隊」は、地方で地域外の人材を受け入れて地域協力活動などに従事しながら、その定住・定着を図るための制度です。現在、川本町には3人の地域おこし協力隊員が活躍しています。隊員は様々な分野でそのスキルを生かして地域を盛り上げています。各隊員の紹介等は今後、まげなねっとケーブルテレビや広報誌等で行います。

■ 女子野球で繋がるプロジェクト

1,260万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

「地域おこし協力隊」制度を活用した新たな取り組みとして、「女子野球で繋がるプロジェクト」がスタートします。町内でも盛り上がりを見せている本町独自の女子野球というコンテンツを用いて、都市部からの人の流れを創出し、女子野球のさらなる発展と地域の活性化を図ります。

令和6年度：女子野球タウン認定申請、選手募集
チーム名公募→決定

令和7年度：女子硬式野球クラブ発足



●クラブ運営費 1,260万円

(「一般社団法人かわもと暮らし」への補助金)

チームに所属する監督・選手・スタッフ等は、地域おこし協力隊として、「一般社団法人かわもと暮らし」へ所属します。

※国の特別交付税(1,200万円)等を活用しています。

●選手募集費 100万円

監督として、元プロ野球選手である森山一人氏(元近鉄バファローズ、元福岡ダイエーホークス)を迎えました。チーム発足をPRし選手募集を行います。

※国の特別交付税(100万円)を活用しています。



●練習拠点整備費 850万円

練習拠点となる、川本西グラウンドのバックネット設置等の改修整備を行います。

※市町村振興協会の補助金(600万円)や過疎対策事業債(250万円)を活用しています。

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

人口減少が進み、地域づくりの担い手の育成・確保が難しいという課題がある中で、「関係人口」という考え方が全国的に注目されています。「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、生活の本拠地は都市部等に置きながら、地域に継続的に多様な形で関わり、地域を盛り上げてくれる人たちです。現在、町出身者など川本町にルーツのある方や島根中央高等学校の卒業生、また、自然・歴史・文化・芸能・産業などで町に興味・関心を持つ方々が関係人口として関わり始めています。令和6年度は、島根中央高校などの高校を卒業し、町外へ進学した卒業生に対して就職活動期までの間、関係人口としてつながりを意識した4つの取り組みを行います。

【取組事業内容】

① SNS等情報発信事業

イベント情報、動画、企業情報、Uターン就職のためのキャリアデザイン情報といった将来、卒業生にUターンをしていただくための情報発信をLINEやホームページを用いて行います。また、就職や進学で県外を離れた卒業生に対し、結婚や子育てを意識した際、町内へ帰るといった選択肢形成を目的に広報PRを実施します。



【卒業生への情報発信専用公式LINE】

② 関わりシロ創出事業

卒業生が川本町へUターンするきっかけや、町外在住者が川本町への関わりシロを提供することを目的に、卒業生に対し各種イベントの運営スタッフや参加者としての参加を呼びかけます。

③ 卒業生交流会事業

近隣企業の認知度の向上や就職の促進を図るために、関東、関西、広島、県内などで卒業生と企業担当者との交流会を実施します。

④ 県内就職促進事業

①～③の事業で築いてきた卒業生との関係性をもとに、面接やインターンシップに参加する際に係る交通費、宿泊費等の就職支援を行います。また、町内企業の紹介動画を配信することで卒業生へのPRを行います。

※この事業は国の地方創生推進交付金175万円、
県補助金350万円を受けて実施します。



【卒業生参加型イベント in 広島 (令和5年度開催)】

■ 夢と可能性に挑戦する人財定住助成金

523万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

地域の「人財」確保のため、地元に残って就職する方や、大学等を卒業後に地元に戻って就職する方に対する助成金制度を設けています。

【申請条件】

高校卒業後に将来の展望などを記載した「自分計画書」を町長に提出・発表して認定を受けた方で、卒業後10年以内に就農・起業又は正規雇用者として就職し、川本町に定住した方

大学等で奨学金の貸与を受けていない方

大学等で奨学金の貸与を受けた方

定住助成金

奨学金返還助成金

最大50万円（1回限り）

前年度返済金額（上限24万円）10年間
※くらしまねっとへ登録する町内企業に就職し、その企業が求める国家資格を有する場合 助成額上限6万円上乗せ

■ 観光振興の強化

2,764万円

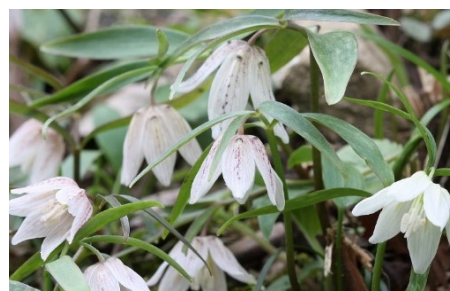
(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

町観光協会と連携し、自然や歴史、郷土芸能などの地域資源の活用、町内観光施設の利用を促進し、観光客の誘致を図ります。また、地域おこし協力隊制度も活用しながら、さらなる地域資源の活用と交流人口拡大に取り組んでいきます。

※この事業は2,655万円の地方交付税を受けて実施します。



石見川本駅でのレールバイク乗車イベント



谷戸地域に群生するイズモコバイモ

■ イベント実行委員会への補助

40万円

(産業振興課 商工観光係 Tel 72-0636)

地域振興や誘客、または特産品販売を目的とした各イベントの開催に必要な経費を、主催する実行委員会に補助します。令和5年度には「ええなあまつりかわもと」と「川本町産業祭」が3年ぶりに開催され、多くの来場者で町がにぎわいました。

■ええなあまつりかわもと 毎年7月開催(主催：ええなあまつりかわもと実行委員会)

■川本町産業祭 毎年11月開催(主催：川本町産業祭実行委員会)

■輝け11(イレブン)後継イベント(主催：しまね町村フェスティバル実行委員会)



■ 農林業振興施設の管理運営

3,065万円

(産業振興課 農林振興係 Tel 72-0636)

【道の駅 インフォメーションセンター かわもと】

地域活性化を図るため、町内の野菜や加工品などの販売拠点や情報発信拠点として、お客様にとってより利用しやすい施設となるよう運営を行います。

指定管理者：株式会社ドリームかもん
施設管理費：544万円



道の駅

インフォメーションセンターかわもと



【湯谷温泉 弥山荘】

町内唯一の温泉施設です。町民はもちろん、町外からの利用者も多く、お客様の癒やしの場、交流の場となるように運営を行います。イベントの定期開催やオリジナル商品の開発なども行い、積極的に情報発信を行います。

指定管理者：株式会社キムラ農産
施設管理費：2,007万円

【ふれあい公園 笹遊里】

グランドゴルフやバーベキューなど幅広い年代で楽しむことのできる施設です。また、コテージなど宿泊施設を活用した田舎ツーリズムの拠点施設として交流人口の拡大を目指します。

指定管理者：株式会社キムラ農産
施設管理費：514万円



笹遊里のコテージ

■ 広島地区等への観光情報の発信

84万円

(産業振興課 商工観光係 Tel 72-0636)

広島地区での観光PRを目的としたイベントへの出展やメディアでの情報発信を実施するための経費を支出します。広島地区は本町への観光誘客にとって重要な地域であり、島根県や他市町村と連携した観光PRを行っています。毎年1月に広島市で行われている「島根ふるさとフェア」への出展や、広島地区のテレビ番組およびテレビCMでの情報発信を実施します。



令和6年1月 島根ふるさとフェアの様子(川本町ブース)

■ 広島県坂町との交流

77万円

(教育課 社会教育係 Tel 72-0594)

昭和61年に姉妹都市縁組を結んで以来、両町では人、文化、スポーツ、産業など様々な交流を通じて親交を深めており、今年度で姉妹縁組37年を迎えます。

毎年小学生を対象に、夏は坂町で海洋スポーツ交流、秋は少年野球、冬はスキー交流を企画・実施しています。その他に、町議会議員、女性交流会、老人クラブ連合会(社会福祉協議会主催)などの交流が行われています。



令和5年度 子どもスキー交流会の様子
(国立三瓶青少年交流の家、琴引フォレストパークスキー場)

■ 広島県坂町でのイベント出店

30万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

広島県坂町で開催されるイベントへの出店や出演に必要な経費を補助します。両町の交流促進および特産品PRのため、毎年11月ごろには坂町で「坂町・川本町特産品フェア」を開催しています。また、毎年3月ごろには坂町の団体により「ようようまつり」が開催されており、町内事業者が出店しています。



坂町・川本町特産品フェアの様子(広島県坂町)

■ 広島広域都市圏

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

国の「連携中枢都市圏制度」に基づき令和6年4月1日から広島市を連携中枢都市とする広島広域都市圏に参画しました。

本町と広島市、そして圏域内の市町との新たな連携により、さらなる産業振興や関係人口の創出・拡大などを図ります。



<令和6年3月28日 広島市役所にて協約締結>

第 2 章

産 業

～暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち～

農林水産業の振興

| | |
|----------------|----|
| エゴマ・ピーマンの産地育成 | 43 |
| 土づくり育成 | 43 |
| 経営所得安定対策の実施 | 43 |
| 特別栽培米生産拡大 | 44 |
| 農業の6次産業化の推進 | 44 |
| 農業の担い手支援 | 44 |
| 農地耕作条件改善（三原地区） | 46 |
| 畜産の振興 | 46 |
| 多面的機能支払 | 47 |
| 環境保全型農業直接支払 | 47 |
| 中山間地域等直接支払 | 47 |
| 有害鳥獣対策 | 48 |
| 漁業の振興 | 49 |
| 林業の振興 | 50 |
| 森林環境整備 | 51 |

商工業・サービス業の振興

| | |
|------------------|----|
| 商工業の振興と中心市街地の活性化 | 52 |
| 商店経営改善支援 | 52 |
| 地域商業等支援 | 52 |
| 商業活性化支援 | 53 |
| 魅力ある商店街づくり支援 | 53 |

農林水産業の振興

■ エゴマ・ピーマンの産地育成

745万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

エゴマの生産は島根県全体に取り組みが広がり、県は全国でも有数のエゴマの産地となっています。本町においては、これまで産地育成を進めており、令和4年度の栽培面積は約18haです。今後も、川本町エゴマ振興協議会を中心に、エゴマの生産者確保、収穫量の増加、エゴマ油をはじめとする商品の販売促進に取り組み、エゴマの産地育成を推進します。また、JAしまね島根おおち地区本部と連携して、ピーマンの産地育成にも取り組みます。

●川本町奨励作物拡大支援事業費補助金

| 対象作物 | エゴマ | ピーマン |
|------|---|---------------|
| 対象者 | 町内で販売を目的に1a以上作付する、個人、営農組織、農業団体、企業 | |
| 補助金額 | ■個人、集落営農組織、農業団体、企業（栽培のみの企業） 栽培面積 1,000円/a 出荷量 1,500円/kg ※出荷量が10aあたり10kg(1aの場合は1kg)を下回る場合は、面積あたりの補助を受けられない場合あり | 栽培面積 3,000円/a |
| | ■企業（栽培加工販売事業者） 栽培面積 2,000円/a | |

■ 土づくり育成

16万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

新鮮で安心・安全な農産物へのニーズが高まる中で、「持続性の高い農業生産方式の推進」と「有機栽培・減農薬栽培による高付加価値化」による農産物づくりを目指すために、「エコファーマー」「環境を守る農業宣言」を取得している方、環境保全型農業に取り組んでいる方、独自で減農薬、減化学肥料に取り組んでいる方が、農産物の販売を目的に堆肥を購入された場合に支援します。

| | |
|------|-------------------------------|
| 対象作物 | 水稻・野菜 |
| 対象面積 | 耕作面積3a以上 |
| 補助額 | 購入堆肥1tあたり2,000円以内(上限10aあたり3t) |
| 堆肥種類 | バーク堆肥・牛糞堆肥・豚糞堆肥・鶏糞、竹堆肥 |
| 購入期間 | 令和6年1月1日～12月31日 |

■ 経営所得安定対策の実施

97万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

経営所得安定対策の普及推進のための活動や、対象作物の作付面積等の確認事務は「川本町地域農業再生協議会」で行い、そのための経費を助成します。

■ 特別栽培米生産拡大

10万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

J Aしまね島根おおち地区本部で推進している「石見高原ハーブ米きぬむすめ」の買取価格支援に取り組むことで、生産者の確保、面積拡大を図ります。

- ・補助対象者：「石見高原ハーブ米きぬむすめ」をJ Aに出荷する農業者
- ・補助率：出荷1袋あたり200円

■ 農業の6次産業化の推進

120万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

農業の維持・強化を図るため、生産（1次産業）のみならず、加工（2次産業）そして流通・販売（3次産業）を一体的に推進する6次産業化に向け、地域全体で総合的に取り組むことが必要です。

生産・加工・流通・販売にかかわる農林漁業者、事業者等が実施する本町の既存農林水産物や新規作物を活用した商品開発及び販路開拓・拡大等を支援します。

● 6次産業化推進補助金 120万円

町内の農林漁業者及び事業者が6次産業化に取り組む事業に対して補助します。

- ・ソフト事業 補助率：2/3 限度額：30万円
- ・ハード事業 補助率：1/2 限度額：100万円

■ 農業の担い手支援

1,739万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

● 川本町地域農業再生協議会への補助 40万円

川本町地域農業再生協議会では、関係機関が連携し、就農相談、経営相談など、農業の担い手の支援を行っています。この協議会の事業に対して補助を行います。

● 農地流動化（土地利用集積）助成 39万円

農地の有効活用、遊休農地化の防止、担い手の確保・育成に向け、農地の流動化（貸借）の促進を図ります。農地を借り受けた農業者（賃借権を設定した者）に対して助成金を交付します。

(ただし、流動化に関する他の支援事業を受けた場合は、対象外となります。)

【10aあたり】

| 区 分 | | 認定農業者・農業生産法人 | そ の 他 |
|-----|----------|--------------|--------|
| 新規 | 3年以上6年未満 | 6,000円 | 6,000円 |
| | 6年以上 | 15,000円 | |
| 継続 | 3年以上6年未満 | 3,000円 | 3,000円 |
| | 6年以上 | 7,500円 | |

●農業経営安定支援事業補助金 660万円

農業者が行う農業用機械、施設等の整備に対する支援を行い、新たな遊休農地化の防止及び既存農業者の育成、また新たな農業者の確保を推進します。

| 補助対象 | 補助金 |
|------------------------------------|--|
| 認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人、集落営農組織、広域連携組織 | 農業機械の導入及び更新費用の1/2 上限 200万円、下限 60万円 国県の補助事業に対する費用の1/3 上限 150万円、下限 60万円 |
| 産直市又はJAに出荷している農業者 | 農業機械の導入及び更新費用の1/3 上限 50万円 |
| 産直市又はJA以外に出荷している農業者 | 農業機械の導入及び更新費用の1/3 上限 25万円 |

●担い手経営発展支援 1,000万円

水田園芸など担い手にとって魅力ある生産性の高い農業の推進を図るため、地域を支える中核的な担い手への支援を行います。また、水田を活用した園芸を推進します。

○事業の概要

■認定農業者機械等整備支援事業

経営規模の拡大や複合化、生産コストの低減等を目指すために必要な機械・施設への補助

| 補助対象 | 補助率 |
|--|-----------------------|
| ① 人・農地プラン、産地ビジョン等に位置付けられた認定農業者 ② 販売金額1,000万円以上を目指す計画を策定した者 ③ 美味しまねゴールドの認定を取得している者、または1年以内に認証を取得することが確実な者 | 事業費の1/3以内 かつ予算の範囲内 |

■自営就農者開始支援事業

小規模基盤整備、ハウス、ハウス付帯設備への補助

| 補助対象 | 補助率 |
|--|-----------------------|
| ① 認定新規就農者または農業経営改善計画を作成し、県内において農業経営を開始して専門的に農業に従事することが見込まれる者 ② 農業経営を開始した日から起算して5年以内の青年等または新たに農業経営を営もうとする青年 ③ 美味しまねゴールドの認定を取得している者、または1年以内に認証を取得することが確実な者 | 事業費の2/3以内 かつ予算の範囲内 |

■ 農地耕作条件改善（三原地区）

500万円

（地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637）

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、区画拡大や用排水路等の耕作条件の改善を行います。

今年度は昨年度に引き続き、三原地区の排水路等の工事を行います。

※この事業は国・県の補助 350 万円と地元負担金・町負担 150 万円を受けて実施します。



事業により整備したほ場

■ 畜産の振興

100万円

（産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636）

畜産運営の安定強化を図るため、畜産農家の必要な経費を補助します。

●畜産予防注射補助 5万円

牛の4種混合ワクチンの予防接種に対し、1頭あたり500円を助成します。

●人工授精業務補助 12万円

受胎率並びに、生産意欲の向上を図るため、費用の一部を補助します。

●畜産共進会補助 8万円

優良和牛の育成を図るため、参加費用の一部を補助します。

●繁殖雌牛更新助成金 32万円

繁殖牛の更新率を向上させるため、1頭当たり4万円を助成します。

●家畜診療対策協議会負担金 3万円

石見家畜診療所の円滑な運営を図るため、協議会の活動を支援します。

●地元産肥育牛導入支援事業補助金 40万円

町内の和牛精算体制を確立するため、町内で肥育された子牛の購入価格に対し1頭当たり1/10（上限5万円）を補助します。



■ 多面的機能支払

1,128万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

【農地維持支払交付金】

地域資源の基礎的保全活動等（農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等）の多面的機能を支える共同活動を支援します。

【資源向上支払】

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

■ 環境保全型農業直接支払

186万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

環境保全型農業直接支払は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、令和2年度から令和6年度の5カ年を第2期と位置づけ、地球温暖化防止や生物多様性保全などの環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者を支援します。

| | |
|---------|--|
| 対象となる取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 農薬の化学肥料、化学合成農薬5割低減の取り組みと組み合わせた「カバークロープ」・ 「炭素貯留効果の高い施肥の水質保全に資する施用」と化学肥料・ 化学合成農薬を使用しない有機農業 |
| 対象品種 | 水稻、エゴマ、野菜 等 |
| 申請者 | 農業者グループ（法人等） |

■ 中山間地域等直接支払

2,288万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

令和2年度から第5期対策（令和2～6年）として実施している中山間地域等直接支払事業は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として中山間地域等の農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

集落ぐるみで農業生産活動の実施を検討されている地域等がありましたら、説明会も開催しますので、産業振興課までお問い合わせください。

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

●被害防止柵施設設置補助 360万円

サルやイノシシなど有害鳥獣による農林作物被害を防止することで、生産意欲の向上と農作物の安定した出荷ができるよう、電気柵や防護柵等の設置に必要な資材購入費用の一部を助成します。今年度も電気柵等の設置に伴う研修会を実施しますので、ぜひご参加ください。

| 対象者 | 補助率 | 補助上限額 |
|--------------|-----|-------|
| 個人 | 1/2 | 5万円 |
| 法人・企業・認定農業者等 | | 30万円 |

●集団被害防止対策事業補助金 30万円

有害鳥獣対策については、特にサルへの対策に苦慮している状況です。サル等には、集落ぐるみで煙火花火等による徹底した追い払いが効果的であるとの報告もあります。

被害防止のため、集団での追い払い活動といった集落等で行う効果的な共同の取組を実証することを目的に、資材等の経費を補助します。(補助率2/3、上限40万円)

●駆除の実施 366万円

有害鳥獣の被害が深刻な場合は、捕獲許可を出して有害鳥獣の駆除を行います。川本町猟友会のご協力のもと、4つの駆除班を編成し、駆除を実施します。

・ 駆除班条件整備 (19万円)

駆除班に加入している方を対象に、駆除に伴う事故に備えて、ハンター保険(銃の使用)及び施設賠償責任保険(わなの使用)の保険料を支援します。

・ 捕獲奨励金 (347万円)

駆除班に対し、捕獲した鳥獣の種類に応じて奨励金を交付します。

- イノシシ 1頭につき10,000円(成獣)、5,000円(幼獣)
- サル 1頭につき20,000円(成獣)、10,000円(幼獣)
- シカ 1頭につき25,000円

・ 外来鳥獣対策

外来鳥獣(ヌートリア、アライグマ)については、町主催の講習会を受けることによって狩猟免許を持っていない方でも箱わなに限り捕獲することが出来ます。



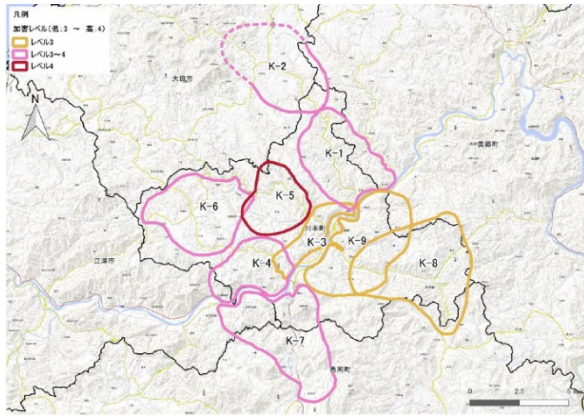
ヌートリア

●新規狩猟免許取得者補助金 4万円

有害鳥獣による農作物被害は増加傾向であり、狩猟者の増加を図るため、新規に狩猟免許を取得する方の試験費用を助成します。

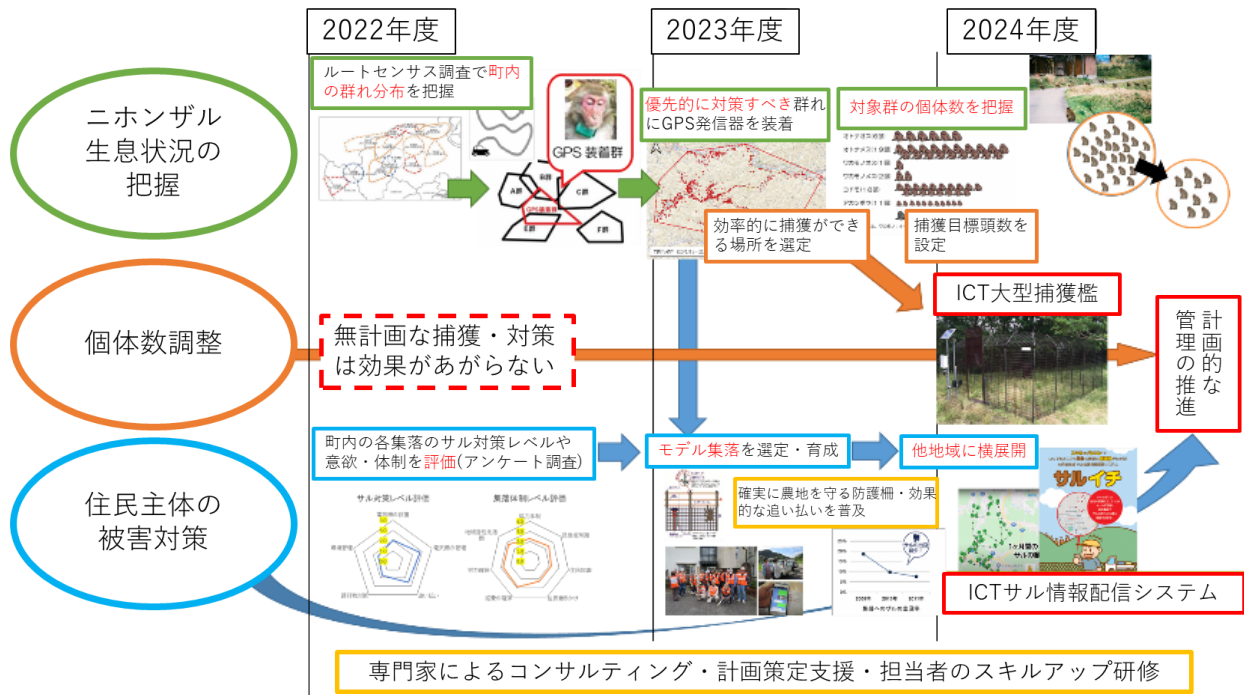
- わな種(箱わな、くくりわな等) 3,900円
- 第1種(ライフル銃、散弾銃等) 5,200円
- 第2種(空気銃) 5,200円
- 事前講習会 6,000円





● ICT (情報通信技術) を活用した有害鳥獣対策可能性実証事業 398万円

令和5年度に実施した調査結果 (GPS データ) の分析及び解析を行い、大型捕獲檻による効果的な捕獲や、研修会の開催等に取り組みます。



■ 漁業の振興 68万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

●江川漁業振興 68万円

江川漁業協同組合が行う内水面漁業の資源確保及び漁業事業の推進、親魚の養成事業を支援します。

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)



●町有林・町行分収造林等の管理 144万円

森林の多面的機能の維持と良質な木材生産を図るため、保育間伐を実施し、適正な森林管理を行います。

●島根県林業公社造林の管理 372万円

地面を覆う植物の種類を増やすことで生態系のバランスを良くすることや、土砂災害の発生を防ぐことを目的に、適正な森林管理を行います。

●林業振興 199万円

林業振興に関連する各種団体に対し、会費・負担金等を支出します。

●ふるさとの森再生事業 59万円

不健全な状態となった森林を早期に広葉樹を主体とする健全な自然林にするため、施業実施に必要な森林調査、事業案内板設置及び地域住民等による森づくり活動などに必要な経費を助成します。



●林地残材搬出支援事業 9万円

町内山林を適切な間伐等で保全管理を行った場合に出る林地残材を、バイオマスエネルギーの原料とし搬出する場合に町から助成を行います。

スギやヒノキの林地残材を搬出し、指定されたチップ工場へ搬入した場合、チップ工場での買取価格1t当たりの金額に上乗せして、商工会商品券3,000円分を交付します。

※出荷者は事前に登録申請が必要です。

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理にあたり、林業経営の集約や市町村自ら経営管理を円滑に行うため、森林環境譲与税を財源に新たな森林管理に取り組みます。

●林業担い手育成支援 41万円

チェーンソーを使用した伐木や搬出等の作業を安全に行うための研修会を実施

●林業担い手確保補助金 132万円

林業事業体に対し首都圏などで開催される研修会等に係る旅費等の補助や業務に必要な消耗品等の購入費を支援

●人材育成 180万円

林業事業体に対し人材育成に必要な高性能林業機械等のリース費用等を支援

●森林整備 235万円

下刈り、除伐等の所有者負担に対する助成、林地台帳整備 など

●里山再生支援事業費補助金 220万円

里山林の有する水源涵養機能や生物多様性等の高度発揮に資するため、荒廃した竹林や森林の再生等の取組を支援 など

●林内路網整備事業費補助金 100万円

利用期を迎えた森林の主伐に供する路網整備を促進するため、木材生産用の森林作業道開設に要する経費の一部を支援

●植栽支援事業補助金 180万円

補助造林事業の植栽の対象が、一貫施業に限定されたことから、過年度伐採跡地への植栽に対する補助

●新商品開発支援事業補助金 100万円

県内産木材を使用した木製品の開発に対する補助

●原木椎茸生産支援事業補助金 45万円

椎茸栽培に必要なほだ木生産に対する補助

●立木流出災害防止対策事業補助金 65万円

伐採により発生した木くず(枝等)を搬出する林業事業体に対し補助

●条件不利森林の木材生産促進事業補助金 250万円

土場から市場まで2t及び4tダンプで木材を搬出する林業事業体に対し補助

●林業担い手確保応援事業補助金 60万円

林業事業体に対し町内在住の方が就職した場合に10万円、町内に住民票を異動し、就職する場合は、20万円を助成する。また、島根中央高校卒業生が就職した場合は、10万円を加算して助成する。



林業担い手育成研修会の様子
(チェーンソーワーク)

商工業・サービス業の振興

■ 商工業の振興と中心市街地の活性化

533万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

＜ 地域経済を支える商工会 ＞

川本町商工会では、経営や技術の改善、金融や新分野進出、税務申告など、経営指導員を中心に相談・指導を行い、事業者の皆さんの支援に努めています。また、商店街の活性化に向けたさまざまな地域振興事業を行っています。

これらの事業費の一部を補助します。

■ 商店経営改善支援

26万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

日本政策金融公庫の融資制度「小規模事業者経営改善資金貸付」または島根県制度融資「小規模企業特別資金」の融資を受けた中小企業を対象に、実績に基づき利子補給を行い、金利負担の軽減を図ることにより経営安定化を支援します。

○利子補給額 … 年1%の利子相当額（5万円を上限）

○利子補給期間 … 利子補給開始月から5年以内

■ 地域商業等支援

400万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

町内で空店舗等を活用した小売業・サービス業等の開店予定者に対して、開店に係る初期投資費用を支援します。また、食料品、日用品の販売により、地域住民の買い物不便の助けとなる取組みについて、改修費や備品購入費など初期投資費用の支援を行います。町内での開業を検討される場合には、産業振興課へお気軽にご相談ください。

○ 補助率 小売店等開業：1/2（改修費、備品購入費、家賃等）

買い物不便対策：2/3（改修費、建築費、建物取得費等）

移動販売・宅配：2/3（車両購入費、備品購入費、運営経費等）

○ 各補助には限度額があります。

○ この事業は、県の補助（200万円）を受けて実施します。

■ 商業活性化支援

1,000万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

●町内限定ボーナス「まげなポイント」

電子決済アプリ・Jコインペイを活用した町内限定ボーナス「まげなポイント」を付与します。本年度は、町内加盟店における決済に対する還元、町民の皆さんの健康増進を目的に特定健診・がん検診を受診された方に加え、イベント参加等に対するポイント付与を実施します。

各実施内容の詳細は、改めて周知します。

<決済還元>

- ・実施期間：7月～9月
- ・ポイント付与率：決済金額の20%（上限5,000円）
- ・ポイント付与時期：決済日の1か月後
- ・ポイント有効期限：付与日の翌月末

<特定健診・がん検診>

- ・対象検査項目：A…特定健診、胃がん、乳がん、子宮頸がん
B…後期高齢者健診、歯周病健診、後期高齢者歯科健診、肺がん・結核、大腸がん、胸部CT

- ・ポイント付与額：A…1,000円 B…500円
- ・ポイント付与時期：受診月または町が受診を確認できた月の翌月末

※特定健診・がん検診によるポイント付与には申込が必要です。

右のQRコードからオンライン申込が可能です。



まげなポイント(健診・検診)
オンライン申込

<イベント参加>

- ・町内で実施されるイベントや行事に参加で「まげなポイント」を付与例)かわもとウォーキング、文化振興事業 等

<新規利用拡大>

- ・対象：「まげなポイント」利用のためJコインペイを新規登録された方

■ 魅力ある商店街づくり支援

126万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

地域資源を活用した起業を促進するため、積極的に地域おこし協力隊制度を活用し、商工業の担い手の発掘、育成を図ります。

※この事業は特別交付税126万円を受けて実施します。

第 3 章

子育て・教育

～子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち～

結婚・子育て支援の充実

| | |
|--------------------|----|
| 保育所の運営 | 57 |
| 保育所完全給食 | 58 |
| つながる絵本お届け | 58 |
| チャイルドシート購入費助成 | 58 |
| 子育て支援団体活動補助金 | 59 |
| 子どもフリーパス | 59 |
| 児童手当の交付 | 60 |
| 出産子育て応援交付金 | 60 |
| 産後ケアのための助産院利用費助成 | 61 |
| 子ども等医療費助成 | 61 |
| 未熟児養育医療費助成 | 61 |
| 結婚新生活支援 | 62 |
| 婚活応援 | 62 |
| お母さんとお子さんの健診 | 62 |
| 不妊治療・不育症治療に係る費用の助成 | 64 |
| 子育てサポートセンターの運営 | 65 |

川本らしい学びの環境の充実

| | |
|---------------------------|----|
| コミュニティ・スクール（町立学校運営協議会の設置） | 66 |
| 小・中学校の環境整備 | 67 |
| 小・中学校の教育振興 | 67 |
| 学校司書の配置（学びのサポーター事業） | 69 |
| 教育環境魅力活性化 | 70 |
| 外国語指導助手（ALT）の招致 | 72 |
| ふるさと教育の推進 | 72 |
| 学校給食 | 73 |
| 家庭教育支援 | 73 |
| キャリア教育の推進 | 74 |
| 島根中央高等学校の支援 | 75 |
| 島根中央高等学校通学助成金 | 75 |
| 島根中央高等学校の通学バス支援 | 76 |

学び続けられる環境の充実

| | |
|---------------|----|
| ふるさと人づくり事業の推進 | 77 |
| 川本町ふるさとカルタ活用 | 78 |
| 公民館管理と活動の推進 | 78 |
| スポーツ大会、教室の開催 | 79 |
| スポーツ団体の補助 | 79 |
| スポーツ大会等出場助成金 | 80 |
| 体育施設の管理運営 | 80 |
| 生涯スポーツの普及 | 81 |
| かわもと図書館の管理運営 | 82 |
| 悠呂ふるさと会館の管理運営 | 83 |
| 文化事業の振興 | 84 |
| かわもと音戯館の管理運営 | 85 |
| 文化財の保護 | 85 |

多様性のある地域社会の実現

| | |
|------------|----|
| 男女共同参画の推進 | 86 |
| 人権・同和教育の推進 | 86 |

結婚・子育て支援の充実

■ 保育所の運営

1億5,467万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

町では社会福祉法人川本福祉会が3つの保育所を運営し、それぞれ特色ある保育を行っています。地域の子育て環境を充実させるため、保育所運営費を負担します。

子どもを生み育てる方の経済的負担を軽減し、安心できる子育て環境づくりを推進するため、平成31年4月から利用者全世帯の保育料を無料としています。

この他、地域に根ざした保育の推進を図ること、仕事と育児の両立を支援することを目的として、保育所の様々な事業に対して支援を行います。

※この事業は、国の負担(7,492万円)、県の負担(3,199万円)及び補助(156万円)を受けて実施します。



●地域活動(全保育所で開催) 40万円

入所児童と地域の方との交流行事などを行っています。

※この事業は、県の補助(15万円)を受けて実施します。

●延長保育(川本保育所・因原保育所) 6万円

共働きなどで帰宅が遅くなる方のため、保育時間を午後7時まで延長しています。1日当たり250円の負担をお願いしています。

●一時保育(川本保育所) 18万円

一時的に保育が必要なとき、また、保護者の入院などにより、緊急に保育が必要となったときに受入を行っています。保育は毎週月曜日から金曜日まで(祝日を除きます)の午前8時30分から午後4時まで行います。1日当たり、2,000円の負担をお願いしています。

※この事業は、県の補助(7万円)を受けて実施します。

●障がい児保育及び発達促進保育 336万円

特別な支援の必要な障がい児等の保育を推進するため、障がい児等保育を行う保育士の加配を行う保育所に対し、加配保育士の人件費を補助します。

※この事業は、県の補助(81万円)を受けて実施します。



●保育所紙おむつ処分経費助成 32万円

令和5年度から町内保育所で紙おむつのサブスクリプションサービスを導入(月額2,980円(税抜き))しており、同時に持ち帰りの廃止を行うにあたり、園での処分料が発生するため社会全体で子育てや保育を考えていく観点からその経費について補助します。

■ 保育所完全給食

256万円

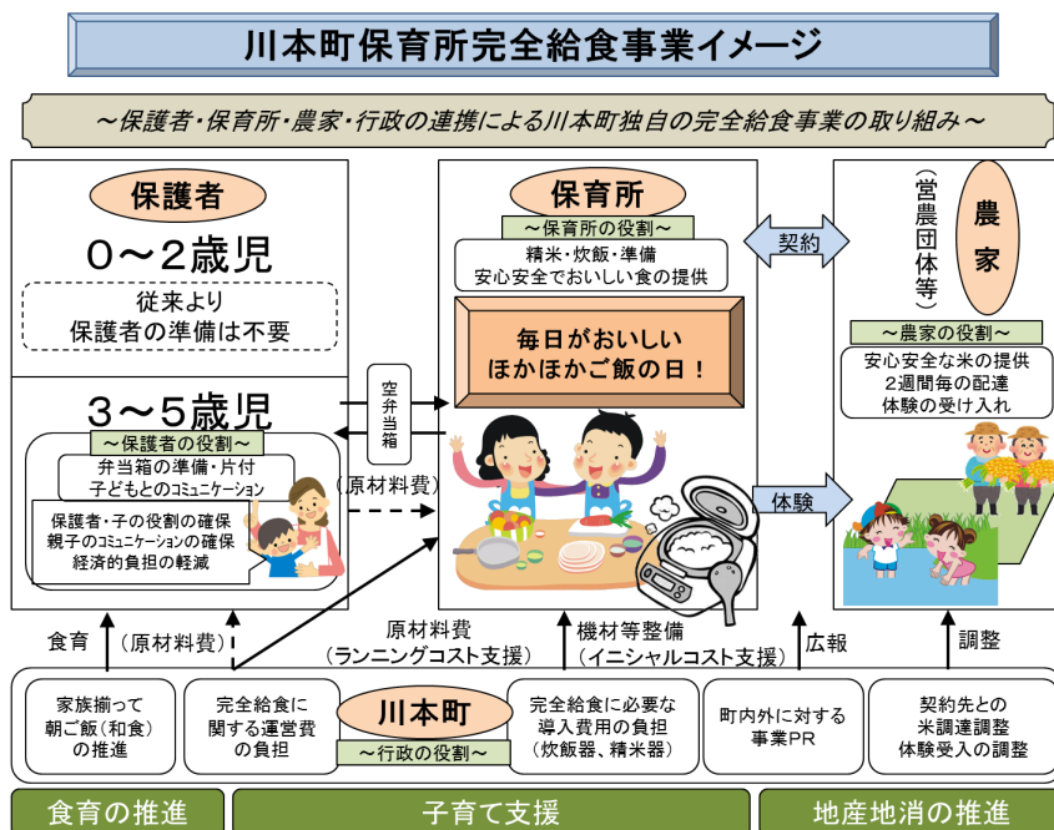
(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

食育の推進、子育て支援、地産地消を目的として、保育所の給食で町内産米の炊きたてご飯を提供しています。また、田植えや稲刈り体験を通じて、生産者との交流も行います。

3歳児以上の主食代(お米代)を町が負担し、保護者負担の軽減を図るとともに、安心安全でおいしい食の提供を支援します。

また、保護者負担となる3歳児以上の副食費について全額助成します。

※この事業は、県の補助(116万円)を受けて実施します。



■ つながる絵本お届け

36万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

家庭での絵本の読み聞かせを通じた親子のコミュニケーション機会の増加を図るため、1歳児から小学3年生までの全員へ絵本をお届けします。

■ チャイルドシート購入費助成

15万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

子育て環境の支援と、乳幼児の交通安全の推進のため、

チャイルドシート購入費の2分の1(上限15,000円)を助成します。



■ 子育て支援団体活動補助金

58万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

子ども達が居場所づくりを通じて自己肯定感を高め、世代間交流、体験活動から川本町の良さが発見できるような場をつくることを目的とし、中間支援組織「たすけあい川本」に対し補助金を交付し活動を推進します。

【事業内容】

- 子育て支援ニーズ調査及び相談の場 子育て支援員の認定研修への参加
 おでかけいただきますの日 など



■ 子どもフリーパス

33万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

子ども達に町や町内の施設をより知ってもらい、地域への愛着心を育むことや、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、町内の子どもに「子どもフリーパスポート」(まげなフリーパス)を交付しています。まげなフリーパスを提示することで、対象となる町内の各施設や、悠邑ふるさと会館での文化公演行事、スクールバス利用等が原則無料(一部割引制度あり)となります。

【交付対象者】

町在住の保育園児、小学生、中学生、高校生

【対象施設等】

- ① 川本町スクールバス
- ② かわもとおとぎ館トレーニングルーム・プール(個人利用)
- ③ 笹遊里バーベキュー(1ブース)
- ④ 町民プール
- ⑤ 悠邑ふるさと会館で開催する文化公演事業 (川本町教育委員会が認める行事)
- ⑥ 湯谷温泉「弥山荘」



(サンプル)まげなフリーパス

※町に住民登録がある方が対象です。 ※交付には申請が必要となります。

■ 児童手当の交付

3, 476万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもとに親等に支給されるものです。

〈現行制度〉

◇支給期間：申請の翌月から、満15歳以後の最初の3月まで

◇支給金額（月額）：3歳未満児 15,000円

3歳以上小学校修了前

・第1子・第2子 10,000円

・第3子以降 15,000円

中学校修了前 10,000円

所得制限世帯（960万円以上） 5,000円



◇支払月：6月、10月、2月で、前月分までの手当を支払います。

令和6年10月から児童手当が拡充される見込みです。

詳しいことがわかり次第、ホームページや広報などでお知らせします。

※この事業は、国（2, 420万円）と県（525万円）の負担金を受けて実施します。

■ 出産子育て応援交付金

161万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近で相談に応じ必要な支援につなぐ伴奏型支援の充実と、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や支援サービス等の利用負担軽減を図るための経済的支援（妊娠時5万円、出産時5万円）を一体的に行います。

◇対象者

川本町に住所があり、次のいずれかに当てはまる方

(1) 妊娠届出を提出した妊婦

(2) 出生した子どもの養育者

| 対象者 | ギフトの種類 | 申請時期 | 申請までに必要なこと |
|-----|-------------------------------|-------------------------------|--|
| 妊婦 | 出産応援ギフト (妊婦1人あたり 5万円) | 妊娠届出時の 面談実施後 | ①妊娠の届出 ②アンケートを記入し、保健師と面談 ③出産応援ギフト申請書を提出 (妊娠届出後、流産・死産された方も、出産応援 ギフトの対象) |
| 養育者 | 子育て応援ギフト (子ども1人あたり 5万円) | 出生届～ 赤ちゃん訪問 時の面談実施 後 | ①出生届出時または赤ちゃん訪問時、アンケート を記入し保健師と面談 ②子育て応援ギフト申請書を提出 |

※この事業は、国（106万円）と県（26万円）の補助金を受けて実施します。

■ 産後ケアのための助産院利用費助成

12万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

子どもを安心して産み育てられるまちづくりを推進するため、育児支援を特に必要とする母子に対して、助産師(邑南町)による母体の保護や授乳指導等の産後ケア事業を行います。

利用料：助産院通所利用 半日1,000円 1日2,000円
自宅訪問利用 半日2,000円 1日3,000円

※この事業は、国(4万円)と県(2万円)の補助金を受けて実施します。

■ 子ども等医療費助成

1,062万円

(健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633)

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健全育成や安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、医療費の助成(負担の無償化)を行います。

対 象 : 町に住民登録がある子ども

- ・0才から小学校就学前まで(乳幼児医療)
- ・小学校就学後から18歳到達後最初の3月31日まで(子ども医療)

助成内容 : 医療費本人負担額 0円

薬局負担額 0円

そ の 他 : 医療機関によって対応が異なる場合があります。一部負担が生じた場合は健康福祉課で償還払いの手続きをお取りください。

福祉医療証をお持ちの方は、必ず一緒にご提示ください。(福祉医療制度が優先されます)

※ご不明な点は、健康福祉課窓口にお問い合わせください。

※この事業は、乳幼児対象分は、県(132万円)の補助金、子ども対象分は、県(96万円)の負担金を受けて実施します。

■ 未熟児養育医療費助成

30万円

(健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633)

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児に対する医療費の助成制度です。

乳児が指定養育医療機関において入院治療等を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担します。

※この事業は、国(15万円)と県(8万円)の負担金を受けて実施します。

■ 結婚新生活支援

60万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活スタートに係る経費を支援します。

対象…夫婦ともに39歳以下で世帯所得500万円未満の新規に婚姻した世帯

※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除

内容…住宅の取得または賃貸借費用に係る支援、引っ越し費用、リフォーム費用に係る支援

1世帯 上限30万円

■ 婚活応援

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

少子化対策として、結婚を望む独身者への支援を充実させ、出生者数の増加を目指します。しまね縁結びサポートセンターと連携し、出会いの機会の創出を支援します。

また、同法人が展開する「はぴこ」「しまコ」の普及啓発を行います。

しまね縁結び
サポートセンター



縁結びボランティア
「はぴこ」



縁結びマッチングシステム
「しまコ」



■ お母さんとお子さんの健診

312万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

【妊婦健診】

妊婦の定期健診14回分(12週、14週、16週、20週、24週、26週、28週、30週、32週、34週、36週、37週、38週、39週)を助成します。医療機関において、尿検査、血圧測定、血液検査、梅毒血清検査、B型肝炎検査、C型肝炎検査、HTLV-1抗体検査などを行います。

【妊婦歯科健診】

妊婦の歯科健診を妊娠期間中に1回助成します。母子手帳別冊に収録されている妊婦歯科健診受診票をご利用ください。

【新生児聴覚検査】

新生児の聴覚障がいの頻度は、1,000人に1~2人といわれています。障がいを早期に発見し早期支援することで、言語の獲得や聴覚障がい児の将来の社会参加につながります。新生児の聴覚検査費を全額助成しています。

【産婦健康診査】

産後約2週間と約1ヵ月に産婦の体調や授乳、育児の状況を確認するための検査を行います。1回につき上限5,000円助成します。

※この事業は、国(4万円)と県(2万円)の補助金を受けて実施します。

【乳児健診】

1カ月児健診と9～11カ月健診を医療機関に委託して行います。母子手帳交付の際にお渡しする受診票をご利用ください。

※この事業は、国（3万円）の補助金を受けて実施します。

【フッ化物洗口、フッ化物塗布】

むし歯予防対策を強化していくため、フッ化物洗口を実施しています。町内3保育所では4、5歳児クラスの希望園児を対象に、小・中学校では全校児童、生徒を対象に実施しています。町内の歯科医院で、3歳・4歳児、在宅の5歳児を対象に年2回フッ化物塗布を実施しています。

【乳幼児健診】

乳幼児健診の開催月と対象のお子さんは下記の表のとおりです。

| | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
|--------|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| 4・5カ月児 | 11日 | 13日 | 8日 | 10日 | 12日 | 13日 |
| 1歳6カ月児 | | | | | | |
| 2歳児 | | | | | | |
| 3歳児 | | | | | | |
| 4・5歳児 | - | 19日 | - | - | 18日 | - |

●実施場所

悠邑ふるさと会館

●内 容

身体計測、内科診察、離乳食指導、尿検査、ブックスタート、ブックフォロー、歯科診察、保健・栄養指導（月齢によって内容は変更します）

●お知らせ方法

対象のご家庭には事前にお知らせします（おおむね1ヶ月前）

※この事業は、国（20万円）の負担金を受けて実施します。

【発達クリニック】

乳幼児健康診査などで、心身の発達が気になるお子さんに対して、専門医による発達相談を行います。

【訪問指導】

◇新生児訪問

生後4ヵ月までのお子さんに対して、全戸訪問を行います。

◇未熟児訪問指導

未熟児養育医療の対象となったお子さんや医療機関から未熟児連絡票の提出のあったお子さんを対象に、保健師や助産師がご家庭を訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、不安や悩みについての相談等を行います。

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

子どもを生み育てたいと願っているご夫婦に対し、不妊治療等に要する費用の助成をしています。また、妊娠しても流産や死産を2回以上繰り返す不育症の治療について、費用の助成をします。

※この事業は、子ども・子育て支援基金を活用して実施します。

●一般不妊治療費助成

対 象…夫婦が町内に住所を有する方

助成内容…一般不妊治療（不妊治療・検査、人工授精）の費用を助成します。

1年間につき上限30万円、助成期間は3年間です。

●生殖補助医療費助成

対 象…下記の全ての要件を満たす夫婦であること。

- ・法律上の婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある夫婦であること。
- ・夫婦の両者又はいずれか一方が、町内に住所を有すること。
- ・夫及び妻が社会保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者であること。
- ・助成の対象の医療費に対する同種の助成金の給付を受けていないこと。

助成内容…保険適用の対象となる生殖補助医療費について、費用の一部を助成します。

保険適用の対象となる生殖補助医療部分の自己負担金(1回の治療につき上限30万円)。ただし、町内に住所を有する期間内に治療を受けたものに限る。

生殖補助医療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合は、上記とは別に1回の治療につき上限30万円を助成します。

●男性不妊検査費助成

対 象…夫婦が町内に住所を有する方で島根県の男性不妊検査費助成を受けた方

助成内容…島根県男性不妊検査費助成事業制度に上乘せして助成します。

助成額：1組の夫婦につき1回限り 検査に要した費用の3/10 上限28,000円

●不育症治療費助成

対 象…夫婦が町内に住所を有する方

助成内容…不育症治療を開始した日から妊娠や出産に伴い治療が終了するまで、不育症治療に係る費用(検査費・薬代等も含む)を助成します。ただし、治療に直接関係しないもの(文書料や個室料等)は対象外です。

助成額：1年間につき上限30万円

■ 子育てサポートセンターの運営

1, 149万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

(子育てサポートセンター TEL 72-1570)

☆子育てサポートセンター（放課後の居場所）は、川本小学校集会室で運営しています。

☆在宅児対象の「あそびの広場」は悠邑ふるさと会館和室で実施しています。



体験活動開催

ふるさとの自然・伝承文化・スポーツ・食育・学習など・・・子ども達が楽しみながら学べる活動、地域の「ひと・もの・こと」とふれあう体験活動を実施しています。

■在宅児

- ・あそびのひろば

■小学生

- ・きっず・くらぶ



オープンスペース

在宅児家庭親子の遊び場、小学生の居場所、地域ボランティア活動の拠点として施設を開放します。また、世代間交流の場として活用します。

■在宅児家庭

- ・「あそびの広場」開設
(毎週火曜日と金曜日)
悠邑ふるさと会館 和室

■小学生

- ・放課後居場所開設
(平日・長期休業)
川本小学校 集会室
- ・体験活動「きっず・くらぶ」

情報提供

子どもや子育てに関する情報を提供します。

- 町内外の子どもへ活動情報の提供

学習支援

子どもと地域・学校をつなぎ、ふるさと教育を推進します。

- 学習活動と地域とのコーディネート

管理運営を川本町社会福祉協議会に委託（1, 149万円）しています。

※この事業は、国と県の補助（781万円）を受けて実施します。

川本らしい学びの環境の充実

■ コミュニティ・スクール（町立学校運営協議会の設置）

15万円

（教育課 学校教育係 TEL 72-0704）

子どもたちや学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。その課題の解決と、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が大切です。そのために、これからの学校は「地域とともにある学校」への転換を図り、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組んでいく必要があります。

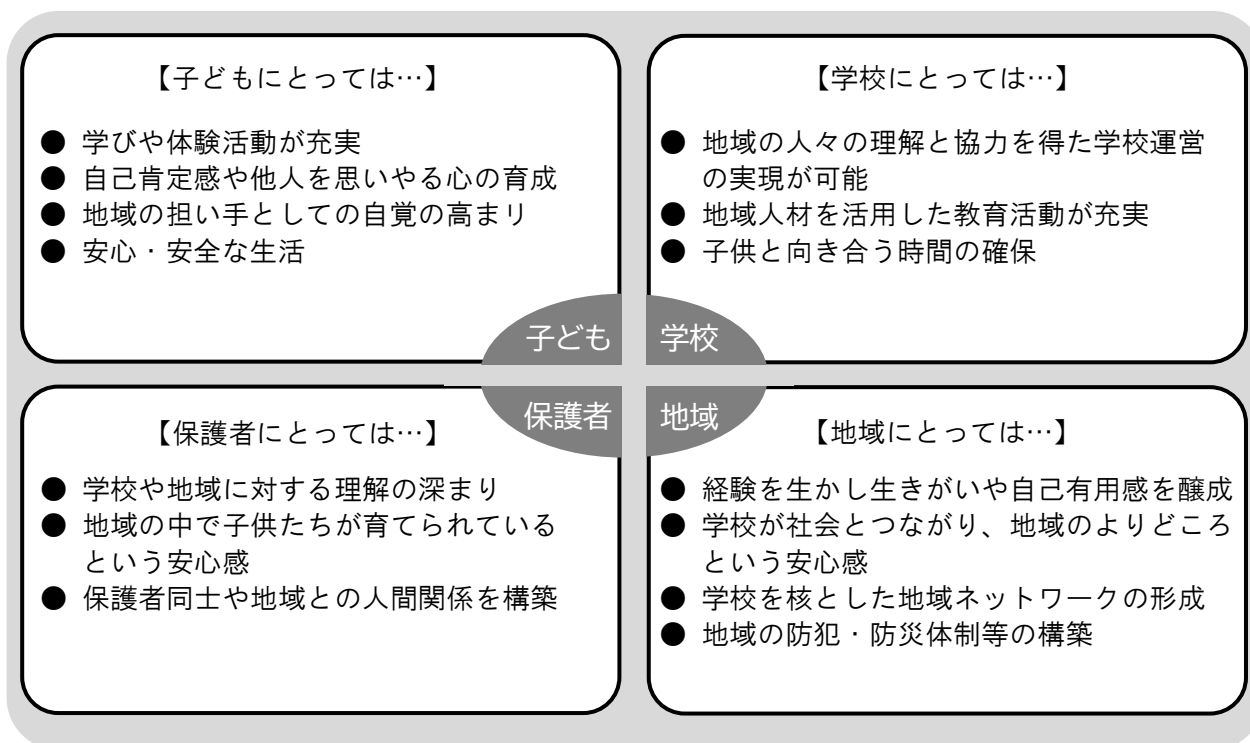
そこで、令和6年度から小中学校の一体的な組織として「川本町立学校運営協議会」を設置し、学校同士の連携や、地域と学校との連携をさらに深めていきます。また、学校運営協議会の設置により、川本小学校と川本中学校は「コミュニティ・スクール」として、更なる教育の充実を図ります。

ここがポイント

「学校運営協議会」とは？

保護者や地域住民等、教育委員会から委嘱された人で構成され、合議体として学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく組織です

【コミュニティ・スクールの魅力】



■ 小・中学校の環境整備

4, 726万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

川本小学校と川本中学校の管理に必要な経費として、児童・生徒が学びやすい教育環境づくりを進めています。令和6年度は、川本中学校普通教室の床改修、川本小学校・川本中学校の高圧ケーブルの更新などの整備をします。また、教育環境、学校施設機能の多様化に応じた施設の建て替えに向けた協議を進めるために、学校施設建設検討委員会（仮称）を設置します。

小中で一貫した学力を育むためのICT環境整備事業（819万円）

学校教育の様々な場面でICT機器を活用し、児童生徒の情報活用能力を育むために学校のICT環境を整備しています。

<今年度の予定>

小学校：電子黒板リース、タブレット端末等リース（継続）

中学校：パソコン教室機器リース（更新）、電子黒板リース、タブレット端末等リース（継続）



【小学校】



【中学校】

■ 小・中学校の教育振興

3, 866万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

小・中学校の子どもたちの、確かな学力と豊かな心・健やかな体がバランスよく育まれるよう、教育振興に努めています。

●支援員の配置 3, 603万円

◇生活支援員：小学校 2名

特別な支援が必要な児童生徒に対して、個々に応じた支援を行う支援員を配置します。

◇学習支援員：小学校 3名 中学校 3名

子どもたちの学力向上を図るため、きめ細かい学習指導を行う支援員を配置します。

◇スクール・サポート・スタッフ：小学校 1名 中学校 1名

教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するために、教員の業務支援

を行う支援員を配置します。

◇理科観察実験支援員：小学校 1名

理科教育を充実させるため、理科室の環境整備などをサポートする支援員を配置し、授業中の観察・実験活動や、試薬等の準備や片付けをサポートします。

※この事業は、国の補助(経費の3分の1)を受けて実施します。

◇ICT支援員：小学校 1名 中学校 1名

ICT機器の活用などをサポートする支援員を配置し、教員の指導計画に応じた事前準備や授業の中でICTを効果的に活用するためのサポートをします。

●指導主事の配置 393万円

学校教育行政の推進を図るとともに、児童生徒の学力向上に向けた教員の授業力向上、生徒指導や特別支援教育推進などの学校支援のため、島根県教育委員会より派遣を受けた指導主事を、川本町教育委員会に1名配置しています。

指導主事は、学校教育に関する専門的な事項(学校における教育課程の管理、学習指導の改善、教員の研修など)の指導を行います。

※この事業は、指導主事の派遣に要する経費の2分の1を島根県に対して支出します。

●教材・教育備品などの購入 166万円

学校の教育環境を充実させるために、必要な教材・備品を購入します。

●部活動の振興 68万円

中学校の部活動を充実させるため、遠征費の補助などをします。なお県大会以上の大会に必要な経費は、川本町ふるさと思いやり基金を活用しています。



バレー部



陸上部



野球部



吹奏楽部

●就学援助費・特別支援教育就学奨励費 441万円

小学校（75万円）、中学校（138万円）

◇就学援助費：子どもたちが家庭の経済状況によらず安心して通学できるよう、学校で必要な費用の一部を援助します。援助の対象者は、教育委員会で審査し決定します。

◇特別支援教育就学奨励費：障がいのある子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、学校で必要な費用の一部を援助します。援助の対象者は、教育委員会で審査し決定します。

【就学援助費】

| 援助項目 | 年間援助額 ※金額が変わる場合があります | | | |
|---------------|----------------------|---------|-------------|---------|
| | 小学校 | | 中学校 | |
| 学用品費 | 定額 | 11,630円 | 定額 | 22,730円 |
| 新入学用品費 | 定額 | 54,060円 | 定額 | 63,000円 |
| 通学用品費(新入学生除く) | 定額 | 2,270円 | 定額 | 2,270円 |
| スポーツ振興センター掛金 | 実費 | 460円 | 実費 | 460円 |
| 給食費 | 実費 | 現物支給 | 実費 | 現物支給 |
| 校外活動費(宿泊なし) | 実費 上限 | 1,600円 | 実費 上限 | 2,310円 |
| 校外活動費(宿泊あり) | 実費 上限 | 3,690円 | 実費 上限 | 6,210円 |
| 修学旅行費 | 実費 上限 | 22,690円 | 実費 上限 | 60,910円 |
| 卒業アルバム代 | 実費 上限 | 11,000円 | 実費 上限 | 8,800円 |
| クラブ活動費 | 実費 上限 | 2,760円 | 実費 上限 | 30,150円 |
| 生徒会費 | 実費 上限 | 4,650円 | 実費 上限 | 5,550円 |
| PTA会費 | 実費 上限 | 3,450円 | 実費 上限 | 4,260円 |
| 体育実技用具費 | 実費 (スキー) 上限 | 26,500円 | 実費 (スキー) 上限 | 38,030円 |
| | | | 実費 (柔道) 上限 | 7,650円 |
| | | | 実費 (剣道) 上限 | 52,900円 |
| 医療費 | 実費 | 上限なし | 実費 | 上限なし |
| オンライン学習通信費 | 実費 上限 | 14,000円 | 実費 上限 | 14,000円 |
| オンライン学習環境整備費 | 実費 | 上限なし | 実費 | 上限なし |

【特別支援教育就学奨励費】

| 援助項目 | 年間援助額 ※金額が変わる場合があります | | | |
|---------------|----------------------|---------|-------------|---------|
| | 小学校 | | 中学校 | |
| 学用品費 | 定額 | 5,815円 | 定額 | 11,365円 |
| 新入学用品費 | 定額 | 27,030円 | 定額 | 31,500円 |
| 通学用品費(新入学生除く) | 定額 | 1,135円 | 定額 | 1,135円 |
| 給食費 | 実費 | 実費の1/2 | 実費 | 実費の1/2 |
| 校外活動費(宿泊なし) | 実費 上限 | 800円 | 実費 上限 | 1,155円 |
| 校外活動費(宿泊あり) | 実費 上限 | 1,845円 | 実費 上限 | 3,105円 |
| 修学旅行費 | 実費 上限 | 11,345円 | 実費 上限 | 30,455円 |
| 卒業アルバム代 | 実費 上限 | 5,500円 | 実費 上限 | 4,400円 |
| クラブ活動費 | 実費 上限 | 1,380円 | 実費 上限 | 15,075円 |
| 生徒会費 | 実費 上限 | 2,325円 | 実費 上限 | 2,775円 |
| PTA会費 | 実費 上限 | 1,725円 | 実費 上限 | 2,130円 |
| 体育実技用具費 | 実費 (スキー) 上限 | 13,250円 | 実費 (スキー) 上限 | 19,015円 |
| | | | 実費 (柔道) 上限 | 3,825円 |
| | | | 実費 (剣道) 上限 | 26,450円 |
| オンライン学習通信費 | 実費 上限 | 7,000円 | 実費 上限 | 7,000円 |
| オンライン学習環境整備費 | 実費 | 上限なし | 実費 | 上限なし |

■ 学校司書の配置（学びのサポーター事業）

686万円

（教育課 学校教育係 TEL 72-0704）

学校における読書活動を推進するため、小・中学校の図書館に学校司書を配置しています。本の貸出など基本的サービスから、ニーズに応じた本の紹介など、多面的な活動を通して学校図書館を充実させています。また、島根県独自の取組として、学校図書館を拠点として子どもたち一人ひとりに寄り添う「学びのサポーター」の役割も担います。※この事業は県の補助を受けて実施します。



読書活動だけでなく、学習や学校生活など多面的な活動を司書がサポートします。

■ 教育環境魅力活性化

1, 245万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

小学校1校、中学校1校という本町の特徴を活かした教育を展開するため、小学校から中学校までの段階をつなぐ教育方針のもと、小・中合同での研修会や事業を通じて教職員や保護者が連携を深め、小中連携の強化と、魅力ある教育環境づくりを推進します。

また、地域学校協働活動コーディネーターを中心に、保育所から高校までをつなぐ「タテの連携」と、学校と地域や家庭をつなぐ「ヨコの連携」により、川本町の学びの魅力を向上します。

※これらの事業は、県の補助(71万円)とふるさと思いやり基金(223万円)、特別交付税(445万円)を受けて実施します。

ここがポイント

<令和6年度教育環境魅力活性化事業>

- ★幼・小・中・高の「英語検定」「漢字検定」「算数・数学検定」費用助成
- ★英語教育活動推進事業
- ★サマーチャレンジウィーク
- ★夢の教室

「英語」・「漢字」・「算数、数学」検定費用を全額助成（自らの学び応援事業）

自らの学ぶ意欲の向上と個々の学力の向上をさらに支援するため、指定する検定において検定料を全額助成する事業を実施します。

○対象となる検定：英語検定、漢字検定、算数・数学検定

○助成額：検定費用の全額を助成。

※いずれも年度内に3回まで申請可。ただし同一級の受検に対しては年度内に1回。

○助成対象

- ・川本町に住所を有する未就学児
- ・川本町立学校に在籍する児童・生徒（住所不問）
- ・高等学校に在籍する川本町に住所を有する生徒

●英語教育推進事業

児童生徒の英語力と異文化への関心と理解をさらに深めるため、小・中学校に配置している外国語指導助手（ALT）の効果的な活用や英検対策講座の実施など、学校以外での英語に親しむ機会を設ける活動を行います。

- ・夏季休業期間等を活用した英語教育活動：イングリッシュキャンプ・保育所訪問等
- ・英語教育協力員の配置
- ・英語検定対策講座（事前学習会）の開催：英検ジュニア（継続）、英語検定（継続拡充）

●小中学校の教職員研修 ～学び合い聴き合う関係づくりを目指して～

小学校・中学校では、「共に学びあう授業をめざして」を研究テーマに、子ども全員が主体となって学習が進む授業をめざし、学期に1回、専門の講師を招いて研修会を実施しています。

わかること、わからないことを友達と話し合い、関わり合いながら、自分の考えを広げたり深めたりすることは、学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」につながるものとなり、本町の教育の柱として考えているものです。

●夢の教室（ふるさと思いやり基金活用事業）

小学校5年生と中学校2年生を対象に、トップアスリートが「夢を持つことの素晴らしさやそれに向かって努力することの大切さ」を伝える授業を行います。

令和5年度はビーチサッカーの茂伶羅（モレイラ）オズ選手が夢先生として登壇しました。



※この事業は（公財）日本サッカー協会に委託して実施しています。

●サマーチャレンジウィーク

町内の小学4～6年生を対象とした5日間の日帰り型イベントを毎年夏休みに合わせて開催しています。令和5年度は、川遊びやSUP・カヌー、バーベキューなど計18項目のプログラムから自分の好きなこと、興味のあること、挑戦してみたいことを選択し、体験してもらいました。また、全ての日に共通プログラムとして学習タイムを設けました。令和6年度も実施予定です。



【川遊び】



【SUP・カヌー体験】



【学習タイム】



【バーベキュー】

■ 外国語指導助手（ALT）の招致

990万円

（教育課 学校教育係 TEL 72-0704）

小・中学校の外国語教育を充実させ、子どもたちの語学力向上や国際感覚・国際理解の促進を図るために、各校に専属の語学指導等を行う外国語指導助手（ALT）を招致しています。



ラム・クリスティン先生（小学校）



メロディ・モンパー先生（中学校）



ALTは子どもの英語力向上のためにできることを考え、授業に様々な工夫を加えています。

■ ふるさと教育の推進

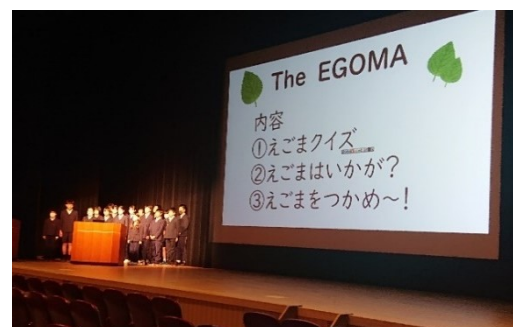
23万円

（教育課 社会教育係 TEL 72-0594）

ふるさと教育では、豊かな心やふるさとへの愛着と誇りを培い、地域社会への貢献意欲を喚起し、児童・生徒の「生きる力」を育むことを目的としています。総合的な学習の時間を中心に、地域の「ひと（人材）、もの（自然・施設）、こと（行事）」を取り入れ、地域課題解決に向けた「ふるさと教育」を進めています。小・中学校の9年間を見通した系統的・一貫性のある指導計画を策定し、これに基づいて探究的・体験的に学習を進めるとともに、地域の皆さんとふるさとを考える機会をつくっていきます。※この事業は、県の補助（23万円）を受けて実施します。



【川本小学校】イズモコバイモの学習



【探究フェスタ】町の活性化案を発表する6年生

■ 学校給食

4, 410万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

学校給食センターでは、小・中学校の児童・生徒へ安全・安心で栄養バランスのとれた美味しい給食を提供するとともに、学校給食を通して食育・地産地消を推進していきます。

川本町産の食材を積極的に使用し、本町の特産品である「エゴマ」を使った給食を提供します。



ここがポイント

令和6年度から学校給食費が無償化されました

令和3年度から、保護者の経済的負担軽減策として、食材購入費にかかる物価高騰相当額を学校給食会に補助してきました。しかし、長引く物価高騰のなかで、児童生徒の健やかな成長のために学校給食の質を維持し、保護者負担を軽減する新たな子育て支援策として、令和6年度から児童生徒の学校給食費を完全無償化することとしました。

【小学校：1食あたり320円】【中学校：1食あたり350円】

このことにより、「乳幼児等医療費」、「保育料」、「学校給食費」すべてが無償化され、県内でも先進的な子育て支援の充実が図られました。

※給食食材費の全額を学校給食会に補助します。(1, 252万円)

■ 家庭教育支援

16万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

●K-POP事業(かわもとぼかぼか親子プロジェクト)

島根県が行っている「親学プログラム」を活用し、子育て中の保護者を対象として、事業を行います。日々の子育てに関する不安や疑問などを、同じ子育てをしている保護者同士で話し合い、また、地域の方や自然とのふれあいを通して、地域で行う楽しい子育てを目指して、家庭教育の支援を行います。令和6年度も引き続き四季を楽しめるような企画を実施します。

《プログラムの内容》

- ・ 親としての心構え
- ・ 生活リズム
- ・ しつけとルール
- ・ 安全と健康
- ・ 遊びと体験
- ・ 個性と夢
- ・ 親子のコミュニケーション



【パンづくり体験】



【たけのこ掘り体験】

■ キャリア教育の推進

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

キャリア教育(=社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てること)の視点を持ちながら、町への思いをもった社会人との対話の場を創出するなど、ふるさとの未来と将来の自分について、探究的・体験的に学び、社会に貢献できる人材を育みます。

●多世代対話活動事業 「かわもと一く」 “あいさつの関係” から “相談の関係” へ

児童・生徒が高校生や地域の大人と1対1で対話し、今の自分と向き合いながら、これからの目標について考える授業を行います。3年目の取組となる本年度は、「中学2年生と地域の大人」、「小学5年生と島根中央高校の生徒」の対話活動を実施する予定です。

※この事業は、ふるさと思いやり基金を活用して実施します。



中学生×地域の大人



小学生×島根中央高校生

●ジョブカフェ2024 in 川本中学校

町内事業所の皆様にご協力いただき、中学校1年生が企業情報や仕事内容についての理解を深め、ふるさとを愛する心を養います。また、職業観や勤労観についての基礎的・基本的な知識を得ながら、自己の適性について考える場となります。

※ジョブカフェは、かわもと暮らしが主催し、教育委員会が協力して実施します。



●職場体験

職場体験は、川本中学3年生が地元の商店や事業所、公的施設などの地域の職場で働くことを通じて、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成することが大きなねらいです。令和6年度も町内の事業所等にご協力いただきながら実施します。



■ 島根中央高等学校の支援

1億252万円

(まちづくり推進課 高校支援室 TEL 72-0634)

●教育振興助成（島根中央高校後援会へ助成）

1,684万円

高校における魅力的な教育の推進に向け、島根中央高校後援会とともに積極的な支援を実施しています。

令和3年度に創設した「教育創生コンソーシアム島根中央」を中心に、地域・学校・行政が一体となり魅力ある学校づくりを進め、第6次川本町総合計画及び第2次まちごとキャンパス構想に基づき、川本町ならではの教育環境の充実を目指した取組を行っていきます。



【Link ベース（教育創生コンソーシアム島根中央の拠点）】

また、これまで3年間を島根中央高校で生活する県外生徒募集に取り組んでいましたが、令和5年度から、高校2年の1年間を島根中央高校で過ごす県外生徒を受け入れる「地域みらい留学365」の取組をスタートしており、令和6年4月から1名の留学生を迎え入れ、島根中央高校から1名の生徒を送り出します。

※国などからの交付金・助成金（1,020万円）を受けて実施します。

●学習交流センター運営費 3,735万円

●まちごと魅力化センター運営費 4,833万円

島根中央高等学校に町外・県外から入学した生徒は自宅を離れ、寄宿舎を生活拠点に高校生活を送ります。

本町では高校生の生活を支えるため、寄宿舎機能を備えた「学習交流センター」「シーピース」2施設の運営をしています。それぞれの施設に専属のコーディネーターを配置し、施設を利用する高校生の成長のサポートや施設の魅力化に取り組んでいます。



【学習交流センターを利用する生徒】

※県の補助金（1,195万円）を受けて実施します。また、施設使用料（4,382万円）の収入を見込んでいます。

■ 島根中央高等学校通学助成金

1,406万円

(まちづくり推進課 高校支援室 TEL 72-0634)

町外から通う島根中央高校生の通学支援と、持続可能な公共交通の構築に向けた、安定的な利用者の確保対策として、島根中央高校生の通学に係るバス定期券・回数券の全額を補助しています。

| | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 江津川本線 | 258万円 | 川本美郷線 | 597万円 |
| 大田川本線 | 315万円 | 邑南川本線他 | 236万円 |



■ 島根中央高等学校の通学バス支援

253万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

学習交流センターから学校までの送迎や邑南町瑞穂方面、大田方面、温泉津方面の生徒の通学バスを運行しているほか、部活動の遠征に利用されるマイクロバス運行経費の一部を支援しています。

【通学バス】

(朝) 温泉津町井田方面、学習交流センター

(夕) 邑南町瑞穂方面、大田方面

【その他】

部活動遠征時の送迎

学び続けられる環境の充実

■ ふるさと人づくり事業の推進

869万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

●ふるさと人づくり推進事業

多世代交流ができる地域活動グループ「かわもとあそラボ」と連携して、中高生のやりたいことに地域の大人と大学生が関わることで、子どもの成長を後押しします。また、高校卒業後も地域と繋がり続けることで、地域ぐるみで子ども達を支援・応援する意識付けを図ります。

子ども達が地域に出て活動することで、新たな地域資源を発掘し、地域の魅力(歴史や観光等)を知る機会となり、ふるさとへの誇りや愛着を育みます。

「かわもとあそラボ」の活動に対して、短期または長期でのインターン学生を若干名受け入れていれています。また、支援する事業もありますので、ご相談ください。



■あそラボの活動を通じて目指す姿(第6次川本町総合計画より)

「子どもたちの夢を育み、挑戦する人材が育つまち」

子どもたちは、生き生きと夢を抱いて勉学に励んでおり、若者や大人は川本町での学びを活かして様々な分野で挑戦する人材として育っています。

(具体的なまちの姿)

○地域住民全員で学び続け、自然体験や産業体験など、地域資源を活かした学びを地域みんな
で実践し、サポートしている。

○子ども達の夢の実現に向けたチャレンジを地域の人たちが一緒になって応援している。

○地域に愛着をもつ子どもが育ち、町外に出てもふるさとを思う気持ちを持っている。

■ 川本町ふるさとカルタ活用

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

ふるさとの魅力と文化を伝承し、地域への愛着を育むための教材として、「川本町ふるさとカルタ」を制作しました。カルタの題材には、文化、特産、自然など、町の魅力がたくさん盛り込まれています。

公民館活動や町内の団体に活用して頂くなど、地域に根付くよう広くご紹介し、一般販売もしています。

販売価格 1セット 1,000円(税込)

※「ふるさと納税の返礼品」としても取り扱っています。



令和6年新春カルタ大会

■ 公民館管理と活動の推進

532万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

生涯学習の拠点として2つの公民館と三原まちづくりセンターを活用しています。

公民館施設を適正に管理し、地域の特色を活かした活動を推進します。

【管理費】465万円 【活動費】67万円

●中央公民館(悠邑ふるさと会館) TEL 72-0594

悠々大学(対象者:50歳以上の町民)

50歳以上の町民を対象に教養・趣味・健康に関する講座などを行い、生涯にわたって学習し続ける機会を提供しています。

(年8回開催予定)



【悠々大学】大人の塗り絵講座

●西公民館 TEL 72-0680

地域の特色を生かした活動を実施することで、子育て世代と地域との交流が生まれ、地域循環型の社会をつくれます。

●三原まちづくりセンター TEL 74-8410

三原の宝物(ひと、もの、こと)を発掘し、世代間交流を通して地域の活性化を図ることを目的に「まちセンマルシェ」を年2

回開催しています。令和5年度は出店が17店、来場者が111名ありました。

令和6年度も2回開催予定です。



【サマチャレ】濁川で遊ぼう

■ スポーツ大会、教室の開催

117万円

(教育課 社会教育係 Tel 72-0594)

スポーツを通して心身ともに健康になるよう、関係団体と連携してスポーツイベントや講演等を行います。

●ウォーキング大会（年4回）

四季折々のコースを楽しく歩きましょう。

●川本町親睦バレーボール大会（6月下旬）

自治会対抗の9人制バレーボール大会です。

※この大会は町スポーツ協会主催で行われます。

●川本町親睦野球大会（8～9月）

自治会対抗の野球大会です。

※この大会は町スポーツ協会主催で行われます。

●川本町一周駅伝競走大会（11月9日）

商工会館前を発着点に、8区間、25.4kmのコースで健脚を競います。

●スポーツ講演会

スポーツ選手を招き、講演会を実施します。



川本町一周駅伝競走大会



令和5年度スポーツ講演会

Let's Sports!

スポレク広場でスポーツ体験（10月予定）

かわもとスポーツクラブを中心に、スポーツ関係団体等と連携し、いろいろな競技を体験できるスポーツ広場を開催します。親子やお友達と一緒に参加しませんか？

■ スポーツ団体の支援

96万円

(教育課 社会教育係 Tel 72-0594)

スポーツ活動をより一層充実させるため、町民のためのスポーツ活動を実施している団体や大会参加チームなどに運営費・参加費などを補助します。

また、子どもから大人までの体力向上推進業務を、かわもとスポーツクラブに委託（45万円）しています。

- ・ 邑智郡体育協会ほか負担金 15万円
- ・ 川本町スポーツ協会補助 4万円
- ・ しおかぜ駅伝参加支援 32万円

■ スポーツ大会等出場助成金

15万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

島根県予選を経て行われる全国大会や中国大会等（スポーツ・教育・文化）に出場する経費の一部を助成します。

対象者：町内を拠点として活動し、町内に住所を有する小中学生及び指導者（1名）

助成金：交通費 1大会あたり上限5,000円/人

宿泊費 1人あたり 5,000円/泊

■ 体育施設の管理運営

2,922万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

スポーツ活動及び健康づくりの拠点として、より使いやすい施設管理を実施します。

【改修工事予定】川本町民体育館トイレ浄化槽設置工事（787万円）

川本西グラウンド改修（770万円）

《町民球場》

島根中央高校男女硬式野球部、中学校、スポーツ少年団、邑智郡野球連盟が練習や試合で主に利用しています。またナイターを使って社会人野球大会や自治会親睦野球大会が開催されます。



《川本町民プール》

令和6年度の開放期間

【7月13日（土）～8月18日（日）】

50mプールとすべり台付きの小プールがあり、まげなフリーパスが利用できます。



| 区分 | 幼児 | 小学生・中学生 | 高校生・一般 |
|-----------|-----|---------|--------|
| 料金（1回あたり） | 50円 | 110円 | 220円 |

《川本町民体育館、三谷体育館、川本西体育館》

| 区分 | スポーツに使用する場合 | | | スポーツ以外に使用する場合 | | |
|-------------|-------------|--------|------------|---------------|--------|------------|
| | 入場料を徴収しない場合 | | 入場料を徴収する場合 | 入場料を徴収しない場合 | | 入場料を徴収する場合 |
| | 児童・生徒 | 一般 | 一般 | 児童・生徒 | 一般 | 一般 |
| 6:00～8:30 | 330円 | 550円 | - | 330円 | 2,200円 | - |
| 8:30～12:00 | 550円 | 1,100円 | 3,300円 | 550円 | 4,400円 | 11,000円 |
| 13:00～17:30 | 550円 | 1,100円 | 3,300円 | 550円 | 4,400円 | 11,000円 |
| 17:00～21:00 | 550円 | 1,100円 | 3,300円 | 550円 | 4,400円 | 11,000円 |

《川本西グラウンド》※川本町学習交流センター前グラウンド

| 区分 | スポーツに使用する場合 | | | スポーツ以外に使用する場合 | | |
|-------------|-------------|----|------------|---------------|----|------------|
| | 入場料を徴収しない場合 | | 入場料を徴収する場合 | 入場料を徴収しない場合 | | 入場料を徴収する場合 |
| | 児童・生徒 | 一般 | | 児童・生徒 | 一般 | |
| 6:00～ 8:30 | - | - | 2,200円 | - | - | 6,600円 |
| 8:30～12:00 | - | - | 3,300円 | - | - | 11,000円 |
| 13:00～17:30 | - | - | 3,300円 | - | - | 11,000円 |
| 17:00～21:00 | - | - | 3,300円 | - | - | 11,000円 |

■ 生涯スポーツの普及

(教育課 社会教育係 Tel 72-0594)

生涯にわたり日常的にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を営んでいただくために、誰でも参加できる生涯スポーツ（ニュースポーツ）の普及に取り組みます。三原まちづくりセンターと川本西公民館で月1回「ニュースポーツ体験」を開催します。

また、ニュースポーツ用具を町民・学校の方々に貸し出します。地域や学校等でスポーツイベントを行う際にご利用ください。ルールや道具の使い方についても説明します。

【申込先】川本町教育委員会 72-0594 川本町社会福祉協議会 72-0104

■ 貸出用具一覧表 (R6.4月現在)

| 種目 | 個 数 | 申込先 |
|-----------|--------------------------------|--------------------------------|
| スナッグゴルフ | ボール 13個 ランチャー 4本 ローラー 10本 | 教育委員会 |
| グラウンドゴルフ | 10セット | |
| ゲートボール | 10本 | |
| ウォーキングボール | 30セット | |
| ドッジビー | 6枚 | |
| フリーフロー | 4セット | |
| キンボール | 1セット | |
| ラダーゲッター | 3セット | |
| カロリング | 2セット | |
| クッブ | 室内用 2セット 屋外用 1セット | |
| クロリティー | 2セット | 社会福祉協議会 |
| ペタンク | 室内用 2セット 6セット(社協) 屋外用 13セット | 教育委員会 社会福祉協議会 |
| スカットボール | 1セット(教育委員会) 1セット(社協) | 教育委員会 社会福祉協議会 |
| モルック | 2セット | 教育委員会 |
| ポッチャ | 3セット ※各公民館に貸出用があります | 教育委員会 川本西公民館 三原まちづくりセンター |

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)
(かわもと図書館 TEL 72-0025)

生涯学習への要求に応えるため、新刊図書や郷土資料、視聴覚資料などを整備します。季節感のある展示や親しみやすい雰囲気づくりを心がけ、多くの方に本を利用していただく取り組みを進めています。町では、4月23日の子ども読書の日を「川本町読書の日」、10月27日から11月9日の秋の読書週間を「川本町読書週間」と位置づけて、読書普及活動に取り組んでいます。



夏休み子ども図書館員体験の様子

●ブックスタート事業

赤ちゃんの「心とことば」を育むために必要な、「愛情と温もりのある語りかけの時間」を持つことを支援するため、4・5カ月児の保護者を対象に、乳児検診の際に絵本をプレゼントして読み聞かせの指導を行います。また、フォローアップとして1歳半及び3歳児健診時にも図書館司書が保護者の方へ読み聞かせについてお話しする機会を設けています。妊婦の方を対象にマタニティ・ブックスタート事業を実施しています。

☆母子健康手帳交付時に引換券付リーフレットを配布し、図書館で本をお渡しします。



●読み聞かせに関すること

子育てサポートセンターの事業にあわせて、在宅保育のお子さんと保護者を対象に、読み聞かせ活動「えほんのじかん」を行っています。他にも、小学生以下の子どもたちを対象にした「季節のおはなし会」も行っており、子どもの頃から読書の楽しさに触れる機会を提供します。

●情報発信コーナーの紹介（一部）



かわもと図書館では、館内に様々な情報を発信するコーナーを設けています。また、様々なテーマに関する展示をしています。ぜひお手にとって読んでみてください。

- ・郷土資料コーナー
- ・健康医療情報コーナー
- ・ヤングアダルトコーナー
- ・新刊コーナー
- ・児童室 おすすめの絵本コーナー（年代別） など

0～6歳以上向けのおすすめの絵本コーナー

●かわもと図書館の利用案内について

イベント等のお知らせ、新着資料の情報については「QRコード」から見るすることができます。



←かわもと図書館HP

(教育課 文化振興係 TEL 72-0001)

平成8年に開館した悠邑ふるさと会館は、1,000人を収容できる大ホールや各種会議室、図書館などがある複合文化施設です。人数に応じてご利用いただける会議室の他、マルチホールや楽屋も用途に合わせて自由にご利用頂けます。マルチホールではスタインウェイ(ピアノ)を使つての発表会や舞台機器を活用しての録音や動画収録も可能です。利用目的に合わせて貸出可能な備品もあり、機器操作も必要に応じて当館スタッフがお手伝いさせていただきますので、お気軽にご相談ください。



町の目印(ランドマーク) 悠邑ふるさと会館全景



講演会や展示、スポーツなどマルチに利用可能

悠邑ふるさと会館は、建設から25年以上が経過しています。施設を安全にご利用いただくための設備保守や、老朽化対策としての改修工事等を実施し、長寿命化を図っていきます。

また、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、令和6年度中に施設予約システムを導入する予定です。これにより、スマートフォンからでも予約状況がわかりやすく、使用申請の際の利便性が向上します。

【令和6年度の主な改修予定】

- ・外壁爆裂補修、中庭屋根瓦補修、図書館通路壁、大ホール吊天井 等(328万円)
- ・アスベスト調査、漏水調査(560万円)
- ・施設予約システム導入(デジタル田園都市国家構想交付金183万円)※体育施設と共用

現在、悠邑ふるさと会館の予約状況は、川本町ホームページからご確認ください。

申請書のダウンロードやオンライン申請も可能ですので、ご利用下さい。

ご予約は1年前から受付けています。

ゆうゆうふるさとかいかん

検索



悠邑ふるさと会館
予約状況



悠邑ふるさと会館
利用申請

(教育課 文化振興係 TEL 72-0001)

悠邑ふるさと会館では、日頃の活動の成果を披露する場として「皆さんが主役」となる催しを支援し、また、音楽の町の文化芸術拠点施設として、川本町らしさ溢れる文化芸術鑑賞の機会を創出するよう努めています。

令和6年度は、「自衛隊第13音楽隊コンサート」のほか、「NHK公開番組収録」・「大衆演劇公演」・「親子で楽しむクラシック」など予定しています。また、会館所有のピアノ「スタインウェイ」を存分に活用していただく「私だけのスタインウェイ」は、好評につき回数を増やして開催する予定です。様々な分野での利活用を促進し、交流人口の増加による町の活性化にも取り組んでいきます。

コロナ感染症対策緩和に伴い、会館も利用制限を解除しました。これにより、大ホール客席も通常の席数となりました。昨年度は「オーケストラで聴くジブリ音楽」「宝海劇団公演」「音楽座ミュージカル公演」「映画鑑賞会」等を開催しました。今年度も昨年以上の芸術鑑賞の機会を増やし、地域の方々が楽しめるような企画をしていきます。



個人や団体の活動を支援する取り組みの1つとして、町内芸能団体をはじめ、悠邑ふるさと吹奏楽団や中学校・島根中央高校吹奏楽部の定期演奏会等を支援しています。

音響や照明の他に、企画段階から打ち合わせを重ねて演出や進行など、より良い公演となるよう出演者と一緒に創り上げています。

《令和6年度の主な予定》 ※都合により変更になる場合があります

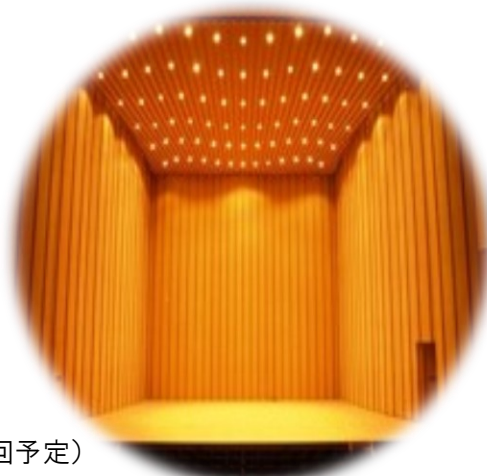
映画

- 第33回しまね映画祭2024
- 悠邑名画シアター(年4回)

音楽・芸能

- 自衛隊第13音楽隊コンサート(7月7日)
- 大衆演劇「宝海劇団」(9月15日)
- 親子クラシックコンサート(9月下旬)
- NHK全国放送番組公開収録(2月1日)
- ピアノ活用企画「私だけのスタインウェイ」(年3回予定)

※このほか、自主事業を企画しています



県内トップレベルの音響効果を誇る大ホール

多様性のある地域社会の実現

■ 男女共同参画の推進

11万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

「男女共同参画社会の実現」は、国を挙げて取り組むべき課題とされています。その目指す姿は、

- ① 固定的性別役割分担の解消
- ② 「男は仕事、女は家庭」から「男も女も家庭も仕事も」

です。また近年は、結婚・出産後も生涯働きたい女性の割合が増えており、女性が社会で活躍し続けられる社会を目指す「女性活躍の推進」が重要視されています。

このような社会実現へ向け、令和4年度から5年間を計画期間として策定した「第3次川本町男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発等に取り組みます。

■ 人権・同和教育の推進

35万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

一人ひとりの人権が尊重される偏見や差別のない明るい社会の実現に向けて、様々な人権課題を解決していくことは、行政の責務であり国民的な課題です。多様化する人権課題や現在の社会情勢を反映して令和3年度に改定した「川本町人権教育・啓発推進基本計画」に基づき、いじめや差別のない明るい川本町を築くため、人権・同和教育の推進を図ります。

- ・人権のつどい開催経費(21万円)
- ・その他人権・同和教育研修会経費等(14万円)



令和5年度川本町人権を考えるつどい
「あたりまえにそこにいるLGBTs～知ることから始める性の多様性～」
講師：佐倉智美氏

第 4 章

安 全

～すべての住民が、安心して暮らせるまち～

| | |
|-----------------------|-----|
| 防災・減災対策の充実 | |
| 災害への備え | 89 |
| 水防活動 | 91 |
| 堤防施設（樋門など）の操作委託 | 91 |
| 治水対策 | 92 |
| 消防団の活動経費及び江津邑智消防組合の運営 | 92 |
| 災害復旧 | 93 |
| インフラ整備・環境対策の推進 | |
| 町道（農林道）の維持管理 | 94 |
| 町道田原絵堂線道路改良 | 95 |
| 町道因原日向線道路改良 | 95 |
| 通学路の安全対策 | 95 |
| 国道・県道改良工事（県営事業） | 95 |
| 河川の修繕工事（南佐木地区） | 96 |
| 公営住宅の維持管理 | 96 |
| 簡易水道（特別会計） | 96 |
| 飲料水供給施設整備 | 97 |
| 合併処理浄化槽設置 | 98 |
| 農業集落排水処理（特別会計） | 98 |
| 地域情報通信（F T T H）事業 | 99 |
| ごみ処理施設の運営 | 100 |
| ごみの減量化対策 | 100 |
| 環境保全 | 101 |
| 地球温暖化防止対策 | 101 |
| 立地適正化計画の策定 | 101 |
| 河津桜公園整備事業 | 101 |
| 日常の安全対策の充実 | |
| 交通安全の推進 | 102 |
| 犯罪防止の推進 | 103 |

防災・減災対策の充実

■ 災害への備え

4,952万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

●備蓄品の購入 130万円

災害時の対応に必要な非常用発電機等の備蓄物資などの整備を行います。

令和6年度は主に備蓄物資を整備します。

●防災士育成補助金 16万円

- ・補助対象者：自主防災組織の構成員で自主防災組織から推薦された方
- ・補助対象経費：研修受講料、防災士資格取得試験受験料、防災士資格登録料、交通費
- ・補助額：補助対象経費の全額（予算の範囲内）

●公衆無線LAN管理費 135万円

令和元年度に整備した公衆無線LANの維持管理を行い、災害時に適切に運用できるよう管理します。

- ・整備施設（7施設）：川本町役場、悠邑ふるさと会館、川本小学校、川本中学校、西公民館、三原まちづくりセンター、学習交流センター

●防災行政無線の維持管理 4,671万円

防災行政無線では火災時の放送、災害時の避難情報、緊急地震速報や弾道ミサイル情報などの緊急放送を放送します。放送が流れたときには慌てず、安全・確実に行動してください。



【防災無線戸別受信機】

- ・防災無線戸別受信機は無料で設置できます。
- ・避難指示等の災害時に重要な情報などを防災無線から放送しますので、家庭内への設置をお願いします。
- ・既に設置している方は、昼12時と夕方5時のチャイムで受信状況の確認をお願いします。

災害時の避難先の確認をお願いします

災害時には、危険な場所にいる人は、避難することが原則です。
災害時に迅速な行動がとれるよう、避難先を確認してください。

| 自治会名 | 江の川の洪水 () は在宅避難を優先 | 土砂災害 () は在宅避難を優先 | 地震 |
|------|------------------------|----------------------|-------------|
| 木路原 | 悠邑ふるさと会館 | 木路原自治会館 | 木路原自治会館 |
| 日の出 | (悠邑ふるさと会館) | 悠邑ふるさと会館 | 悠邑ふるさと会館 |
| 上新町 | 悠邑ふるさと会館 | 悠邑ふるさと会館 | 悠邑ふるさと会館 |
| 中新町 | 悠邑ふるさと会館 | 悠邑ふるさと会館 | 悠邑ふるさと会館 |
| 下新町 | 小学校体育館、集会室等 | 小学校体育館、集会室等 | 小学校体育館、集会室等 |
| 元町 | 悠邑ふるさと会館 | (悠邑ふるさと会館) | 悠邑ふるさと会館 |
| 本町 | 悠邑ふるさと会館 | (悠邑ふるさと会館) | 悠邑ふるさと会館 |
| 天神町 | 小学校体育館、集会室等 | 小学校体育館、集会室等 | 小学校体育館、集会室等 |
| 谷 | 小学校体育館、集会室等 | 小学校体育館、集会室等 | 小学校体育館、集会室等 |
| 市井原 | | 市井原集会所 | 市井原集会所 |
| 長原 | | 長原集会所 | 長原集会所 |
| 矢谷 | | 矢谷集会所 | 矢谷集会所 |
| 芋畑 | | 芋畑集会所 | 芋畑集会所 |
| 双葉 | | 畑野集会所 | 畑野集会所 |
| 中倉 | | 中倉集会所 | 中倉集会所 |
| 日向 | 西公民館 | 日向集会所 | 日向集会所 |
| 因原 | 西公民館 | 西公民館 | 西公民館 |
| 多田 | 三大字集会所 | 多田集会所 | 多田集会所 |
| 久座仁 | 悠邑ふるさと会館 | 久座仁福祉センター | 久座仁福祉センター |
| 谷戸 | 谷戸集会所 | 谷戸集会所 | 谷戸集会所 |
| 笹畑 | | 笹畑集会所 | 笹畑集会所 |
| 三島 | 川本中学校体育館等 | 三島管理棟 | 三島管理棟 |
| 西 | 学習交流センター体育館 | さつき会館 | さつき会館 |
| 八幡 | | 八幡集会所 | 八幡集会所 |
| 三原 | | 三原多目的集会所 | 三原多目的集会所 |
| 田窪 | | 田窪自治会館 | 田窪自治会館 |
| 南佐木 | | 三原まちづくりセンター | 三原まちづくりセンター |
| 親和 | | 親和自治会館 | 親和自治会館 |
| 三俣 | | みやこ会館 | みやこ会館 |
| 湯谷 | | 三谷改善生活センター | 三谷生活改善センター |
| 三大字 | | 三大字集会所 | 三大字集会所 |

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

● 予防対策 118万円

集中豪雨などによる自然災害から町民の生命、財産を守るため、気象情報を早期に把握して防災無線などによりお知らせします。

また、気象庁、島根県などのHPからも各種気象情報が確認できます。



松江地方気象台



気象庁



しまね防災情報



パソコン版



スマホ版

島根県水防情報



川の防災情報



POTEKA
(ポテカ) NET

○ 浜原ダム放流量等 0855-75-1901

● 因原・尾原・久座仁・谷地区等内水排除対策 6, 775万円

江の川などが増水し、堤防施設を作動したとき、内側に溜まる水をポンプでくみ上げて住宅などの浸水を防ぐための、発電機の維持経費や増設ポンプの借上料などの経費。



令和3年8月豪雨
因原地区内水状況

- 因原地区内水排除施設拡張工事 6, 550万円
・ 令和4年度因原地区内水排除調査を踏まえ、ポンプ4基増設し、排水能力を強化(排水能力30m³/分)
- 久座仁地区内水排除業務委託料・リース料 62万円
- 谷地区内水排除業務委託料・リース料 123万円
- 因原地区発電機修繕料・運送料 40万円

■ 堤防施設(樋門など)の操作委託

195万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

町内には国、県の堤防施設として排水機場(1ヶ所)、樋門(9カ所)が設置されています。江の川などの増水時には、これらの施設を操作して本流の水が堤防内に流れ込むことを防いでいます。これらの操作を任命された操作員に委託しています。

※この経費は全額を国と県が負担します。



因原第2排水樋門での
内水排除作業

■ 治水対策

1億2,700万円

(地域整備課 国県事業係 TEL 72-0637)

〔土地利用一体型水防災事業〕

○瀬尻・久料谷地区：昨年度に引続き、宅地造成に係る用地買収及び物件補償を実施予定です。

○谷地区：昨年度に引続き、矢谷川左岸部の用地買収及び物件補償を実施予定です。

○要望活動：「日向、谷戸、因原地区」の早期事業着手に向け、国及び県に要望を行います。

※この事業は町債1億1,460万円を活用して実施します。



現在の地区の様子（左：瀬尻・久料谷地区 右：谷地区）

■ 消防団の活動経費及び江津邑智消防組合の運営

1億7,149万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

●消防団の活動経費

町消防団は、町民の生命、財産を災害から守るため、火災発生時の消火活動や災害時の避難誘導等を迅速に行うための訓練の実施や機材の点検を行い、被害を最小限にとどめる準備をしています。

近年は、全国的な団員不足に加え、災害が多発化、激甚化する中で、団員の役割が多様化し、負担も増加していることから、処遇改善として、報酬・手当等の増額を行いました。

また、3年ぶりに開催される島根県消防操法大会に消防団が出場します。

〈主な経費〉

| | |
|-----------------|---------|
| 消防団の活動経費、出初式の経費 | 2,640万円 |
| 消防施設、消防車両等の維持経費 | 334万円 |
| 島根県消防操法大会への出場 | 372万円 |



令和3年8月豪雨時の様子

●江津邑智消防組合の運営 1億5,660万円

江津邑智消防組合は、江津市及び邑智郡3町で運営し消防組合の運営費を負担しています。組合は地域の火災予防体制の強化や、地域の救急体制を強化し、生命に危険が及んだときに迅速に対応するよう日々取り組んでいます。また、防災活動・救急活動の普及啓発のため、地域での防災、救急活動の支援を行います。

■ 災害復旧

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

◎災害復旧事業採択基準 (1箇所工事費につき)

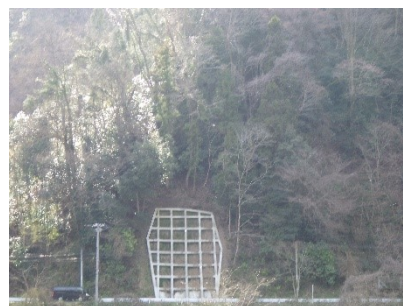
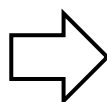
- ・ 公共災害復旧(道路・河川) 60万円以上
- ・ 農地災害復旧(田・畑) 40万円以上
- ・ 農業用施設災害復旧(水路・農道等) 40万円以上
- ・ 林地崩壊防止(人家の裏山崩壊) 300万円以上

◎災害復旧事業の地元負担金(個人負担金)について

- ・ 災害復旧を行うために、一部の事業について地元負担金が発生します。
- ・ 農地災害復旧(田・畑): 事業費の5%
- ・ 農業用施設災害復旧(水路・農道等): 事業費の5%
- ・ 林地崩壊防止(家屋の裏山崩壊): 事業費の15%(住民税非課税世帯の場合)



町道法面崩壊 復旧前



復旧後

※災害が発生した場合、補正予算で対応します。

インフラ整備・環境対策の推進

■ 町道（農林道）の維持管理

2億2,600万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

●維持管理 1,325万円

落石、倒木等災害時に対応するための年間を通じた維持管理業務、修繕に伴う補修材料費や機械の維持管理に必要な経費です。草刈については毎年地元自治会のご協力により行っています。



町道川本畑野線

●維持工事 1億7,250万円

- ・側溝及び舗装の修繕工事、安全施設等の工事 3,470万円
- ・除草工事 [町道・林道・農道] 1,770万円
- ・防災・安全社会資本整備事業（落石対策）

1億2,010万円

※この事業は、国の補助7,140万円と町債5,470万円を活用して実施します。



落石対策 町道下因原線

●道路橋の修繕 2,810万円

道路法の改定により、町道橋の定期点検が5年に1回義務化され、現在3巡目の点検を実施しています。それらの点検結果をもとに、年次修繕計画を策定し、橋の修繕工事を実施します。

- ・橋梁の定期点検 25橋 500万円
- ・大向橋修繕測量設計 1橋 740万円
- ・志谷橋修繕工事 1橋 1,570万円

※この事業は、国の補助1,833万円と町債910万円を活用して実施します。



志谷橋（シタニハシ）

●除雪作業 1,215万円

道路の積雪量が20cmを越えたときに委託業者により除雪作業を行い、冬季の安全な道路交通網の確保に努めます。迅速な除雪作業に心がけますが、積雪量等により早い箇所、遅い箇所があります。

緊急の場合には所有者に無断で倒木の伐採・撤去を行う事がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

■ 町道田原絵堂線道路改良

8,010万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

町道田原絵堂線は、三原地区と絵堂地区を結ぶ路線であり、幅員が狭く車両同士の離合は元より緊急車両の進入も困難な状況であることから改良工事を行います。

改良延長はL=820mとしており、今年度完了予定です
※この事業は国の補助4,760万円と町債3,650万円を活用して実施します。



町道田原絵堂線

■ 町道因原日向線道路改良

2,010万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

本路線は、県道日貫川本線と国道261号を結ぶ路線で、改良区間両側に高齢者福祉施設があり、豪雨の度に国道が冠水するため、避難路として道路幅員を拡幅する工事のための、測量設計を行います。

※この事業は国の補助1,190万円と町債920万円を活用して実施します。



町道因原日向線

■ 通学路の安全対策

2,010万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

小学校及び中学校の通学路点検を基に、通学路安全推進会議において、対策が必要と認められた箇所の工事をします。

本年度は、新町日の出線の法面修繕工事を実施します。

※この事業は国の補助1,309万円と町債800万円を活用して実施します。

■ 国道・県道改良工事（県営事業）

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

● 県道川本波多線 川本工区（川本バイパス）

昨年度に引き続き、多田～谷戸間の測量調査及び道路詳細設計が行われる予定です。

● 県道温泉津川本線（川下工区）

田原地内の急カーブ連続箇所の線形改良を行います。今年度も昨年度に引き続き道路工事が行われます。

● 国道261号線（因原工区）

豪雨時の冠水による交通障害を解消するため、道路の嵩上げ工事が行われる予定です。

※これらの事業は、県の交付金事業として行われ、町の負担はありません。

■ 河川の修繕工事（南佐木地区）

50万円

（地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637）

八幡川（南佐木地区）の管理道へ転落防止柵を設け河川への転落を防止する工事を行います。



八幡川

■ 公営住宅の維持管理

1億5,857万円

（町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632）

公営住宅の修繕や維持管理に必要な経費です。現在入居している方や、新たに入居を希望される方に対し、快適な住宅を提供できるよう努めています。

また、住環境を整備するため、計画的に公営住宅の改修工事を行います。公営住宅の維持管理は、入居者の住宅使用料を受けて実施します。

※改修工事については、国の交付金（5,448万円）を活用して実施します。

■ 簡易水道（公営企業会計）

3億561万円

（地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766）

町民の健康で快適な暮らしを支えるため、安全な水道水を安定して供給するための事業です。

令和6年4月1日から公営企業会計へ移行しております。

●水道メーターの取替 307万円

水道使用料を適正に計算するため、8年ごとに水道メーターを取り替えています。今年度は、平成28年度に購入した水道メーター（150個）を対象に取替を行います。

●水道水の水質検査 654万円

安全で清潔な水道水を供給するため、毎月1回の定期検査をはじめ、原水と浄水の51項目の検査を行い、水質の管理を行います。

●水道施設の維持管理費 1,488万円

水道施設の維持管理費用と漏水修理などの経費

●水道料金システム機器更新業務 422万円

水道料金システム及び検針ハンディ等機器の更新を行います。



町道古布毛住宅団地2号線

●水道施設整備工事 5, 223万円

- ・上因原水道管布設替工事 605万円
- ・三原郷社線水道管布設替工事 715万円
- ・因原地区国道261号水道管移設工事 1,483万円
- ・谷地区治水事業に伴う水道管仮設工事 198万円
- ・瀬尻久料谷地区水道管仮設工事 308万円
- ・小谷水源地改修工事 1,914万円



瀬尻久料谷地区

●水道施設建設費などの償還 9, 059万円

水道管の敷設や水源地などの水道施設を建設するために過去に借り入れた町債償還金

元金：8, 405万円

利子：654万円

●その他運営経費 1億3, 408万円

水道の検針、水道使用料の管理に必要な事務費や担当職員の人件費、水道料金システムの保守料、水道検針委託費など

※簡易水道事業は、町の一般会計からの支出（8, 669万円）のほか、水道加入者の水道使用料（7, 497万円）を受けて運営しています。

☆☆☆ 水道施設をご利用の皆様へお願い ☆☆☆



水道の検針は2ヶ月に1度偶数月に行っています。宅内漏水は、検針時にある程度確認できますが、次の検針時まで確認することはありません。各家庭において、家庭内の全ての蛇口等を閉められた後、量水器ボックス内の水道メーターの中にある小さな風車(パイロット)を確認し、回っている場合は宅内漏水の疑いがありますので、早急に水道工事業者（川本町指定給水装置工事事業者）へ連絡してください。

☆☆☆ 漏水時における水道料金の減免について ☆☆☆

宅内において漏水があった場合、要件を満たしている場合に限り水道料金の減免が受けられません。（減免申請書の提出が必要です。）

■ 飲料水供給施設整備 200万円

（地域整備課 上下水道係 Tel 72-0766）

水道未給水地域の格差を無くすため、水道の未給水世帯を対象に、井戸などの設置費用の一部を補助します。令和4年度より、2戸以上で設置する場合の補助を拡充しました。

- 1戸の場合・・・設置費用の3分の2（上限100万円）
- 2戸以上（共同）の場合・・・設置費用の3分の2（上限200万円）

■ 合併処理浄化槽設置

257万円

(地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766)

生活排水による水質汚濁を防止し、生活環境を保全すること、また、公衆衛生の向上を図ることを目的として、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助します。合併浄化槽の普及を図るため、町独自に補助金の上乗せを実施しています。

設置費補助額は次のとおりです。

5人槽 1基当たり 580,000円

7人槽 1基当たり 785,000円

10人槽 1基当たり 1,120,000円

※ 住居で使用される浄化槽が補助の対象です。

店舗等と共用して使用される場合は住居部分が対象となります。

10人槽は2世帯住宅が対象です。

※ 町内業者が施工した工事が対象です。

■ 農業集落排水処理（公営企業会計）

8,384万円

(地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766)

農業集落排水処理事業は、農業振興地域において農業用用水を含めた地域の水質保全と生活環境の向上を図ることを目的とした汚水処理事業です。

令和6年4月1日から公営企業会計へ移行しております。

●施設の維持管理 897万円

処理場、中継ポンプ場(30箇所)などの施設の電気料、機器の保守管理に必要な経費を計上して、施設の良好な管理に努めています。

●施設建設費の償還 4,219万円

施設を建設するために過去に借入れた町債償還金

●集落排水基金の積立

集落排水処理施設における大型処理機器の更新に備え、加入分担金と基金積立による利息分を毎年積立っています。令和5年度末の基金残高(見込み)は4,109万円です。

●その他事務費 118万円

汚泥の引き抜き手数料や集落排水使用料の納付手数料などの事務費を計上しています。

※農業集落排水処理事業は、町の一般会計からの支出(4,401万円)のほか、加入者使用料(845万円)を受けて運営しています。

☆☆☆ 農業集落排水処理施設をご利用の皆様へお願い ☆☆☆

下水道には、紙オムツやウェットティッシュ、生ゴミ、たばこ、油など流さないでください。下水管の詰まり、中継ポンプの故障や清掃回数が増加などで維持管理費が増加します。利用者皆様の施設です。大切に使用しましょう。

ひかり電話

インターネット

告知放送

有線テレビ



■ 地域情報通信（F T T H）事業

8, 327万円

（まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634）

町内全域に整備された光ファイバー網を活用し、「まげなねっとかわもと」から光通信サービスと有線テレビサービスを提供しています。町の「安心」「魅力」「活力」に繋がるよう、サービスの充実と利用者の拡大を目指します。

- ・ F T T H施設等保守管理委託料 1, 965万円
- ・ 新規加入工事費・支障移転工事費 2, 461万円
- ・ 告知放送システム 1, 899万円
- ・ まげなねっとテレビ機器更新 900万円 など

地域情報通信事業は、加入者の皆さんからの使用料・負担金（1, 300万円）やN T Tとの契約による伝送路使用料等（1, 621万円）などを受けて運営しています。

令和6年度は、職員が行っていた告知放送（朝・夜の、町からのお知らせ）に音声合成サービスを導入し、デジタル音声による放送を開始します。

- ・ 告知放送のデジタル音声化事業 66万円

【 有線テレビ放送 まげなねっとの番組について 】

まげなねっとでは、町内のイベントや町議会を放送しています。
毎月20日の自治会配付文書で、番組表を配付しています。

◆まげなねっと111ch

まちの話題やお知らせ、また、県内ケーブルテレビ局が作成されている番組などを中心に放送しています。

◆まげなねっと112ch

県議会や町議会、町内でのイベントなどを放送しています。また、災害時に情報を優先的に放送します。

【 有線テレビ放送 まげなねっと11チャンネルから お知らせ 】

■番組素材を募集しています

自治会や地域、各団体による活動を「まげなねっと」で放送しませんか。撮影・取材にも伺いますのでご連絡ください。

■テレビCMを募集しています

1本15秒以内 1日5回放送
放送料：町内4, 4000円
（町外8, 800円）

故障かな？と思ったら（インターネット・ひかり電話）

N T T西日本 I Pサポート フリーダイヤル 0120-248-995

（平日9:00~17:00 以外は録音受付対応）

■ ごみ処理施設の運営

1億2,950万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

ごみ処理、し尿処理、資源リサイクルを、邑智郡総合事務組合で共同処理しています。

ごみの焼却、埋立処分のほか、容器包装の紙・プラスチック・ペットボトル等は、資源としての再利用を推進しています。ごみを減らし、資源として再利用するため、分別収集などへのご協力をお願いします。

燃えるごみと燃えないごみはそれぞれ別の施設で受付・精算になりますので、ご注意ください。

| | |
|-----------------|---------|
| ◇ 施設管理運営費 | 7,193万円 |
| ◇ し尿処理施設（し尿の処分） | 4,224万円 |
| ◇ 新可燃ごみ処理施設運営費 | 1,533万円 |

ごみ収集などの日程は、各戸配付している
「令和6年度ごみ収集日程表」をご確認ください

ごみ収集におけるお願い

- ・ ゴミ袋には、必ず『地区名』『氏名』を記入してください
- ・ 指定のゴミ袋を使用してください
- ・ 指定日以外には、ゴミを出さないでください
- ・ ゴミは、収集日の午前8時までに出してください



■ ごみの減量化対策

7万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機の購入に対して補助を行います。

ご検討される方は、事前に役場までご相談ください。

【生ごみ処理機】の補助額

| | |
|----------|----------------------|
| 電源が必要なもの | 本体購入費の1/3（上限20,000円） |
| 電源が不要なもの | 本体購入費の1/2（上限3,000円） |

■ 環境保全

15万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

河川環境保護のため、町内の主要河川で水質検査を行い、環境保全を図っています。また、油の流出など緊急時の対応を、国、県と連携して行います。

不法投棄ごみについては、関係機関と連携し、監視等に努めます。

不法投棄の現場を目撃したときは、警察署または町民生活課まで連絡をお願いします。

■ 地球温暖化防止対策

108万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

一般住宅に設置する太陽光発電パネルや付随する蓄電池設備の費用の一部を補助し、温室効果ガスの削減や地球温暖化の防止を図ります。

ご検討される方、設置工事を予定される方は、必ず事前にご相談ください。

太陽光発電等導入促進補助金

1戸につき1kwあたり6.5万円(補助上限は4kw、26万円まで)

住宅用蓄電池設置補助金

1件につき上限10万円



■ 立地適正化計画の策定

1,008万円

(まちづくり推進課 地域施策係 TEL 72-0634)

将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するため、都市計画区域内の居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の立地誘導を計画的に促す立地適正化計画を策定します。この計画を基に公共交通網や生活を支える機能を組み合わせ「コンパクトプラスネットワーク」を構築し持続可能なまちづくりの推進につなげます。令和5年度から取り組んでおり、令和6年度が計画策定年度となります。

■ 河津桜公園整備事業

1,028万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

株式会社三協は本町に対して河津桜を寄贈される等、地域活性化に貢献していただいています。その想いに応える事業として、子育て世代からの要望や、三原地域の中心地となる南佐木残土処理場跡地の有効活用の必要性を踏まえた公園整備に取り組みます。

河津桜を中心とした町民の日常的な憩いの場、交流やイベントの会場となる公園を三原地区に整備するために、令和6年度において実施設計に取り組みます。



株三協から寄贈された河津桜

日常の安全対策の充実

■ 交通安全の推進

40万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

地域から交通事故を無くすためには、一人ひとりが交通社会の主役であることを自覚し、交通ルールの遵守と交通マナーを守る必要があります。こうした社会を実現するため、交通安全対策協議会関係機関や団体と連携し、交通安全運動に取り組んでいます。

島根県内では、高齢者による交通事故が多発しています。高齢化率の高い川本町でも、高齢者が交通事故の当事者にならないよう努めていく必要があります。



街頭指導(出陣式-令和4年春-)

□自転車用ヘルメット購入費助成

購入費助成対象者を全町民へ拡大します！

助成対象：川本町に住所を有する方。

【満18歳に満たない児童・生徒が対象の場合】

- ・申請者は保護者になります。
- ・保護者の住所は問いませんが、申請時に「まげなフリーパス」を確認させていただきます。

助成金額：ヘルメット1個の購入額×1/2（100円未満の端数切捨）※上限2,000円

<例>対象者1人に対し1個のヘルメットを購入した場合

ヘルメット1個3,675円 → 助成額1,800円

高齢者ドライバー 運転免許証の自主返納者に対する助成制度のお知らせ

<詳しくは、下記の事業をご確認ください。>

- 高齢者等フリーパス 【第1章 暮らし 31ページ】

◆◆◆ 邑智郡交通安全協会川本支部について ◆◆◆

邑智郡交通安全協会川本支部は、交通道德の向上を図り、交通安全防止に努めるため、普及活動などに力を注いでいます。

◇ 高齢者運転マークの無料配布

70歳以上の方は、運転するときは車に高齢者マークを積極的に付けましょう。<会員の方が対象です。各分会で配布しています。>



【お問い合わせ】 邑智郡交通安全協会川本支部

事務局 川本町総務財政課（電話）72-0631

●防犯対策 41万円

現在通学路に防犯カメラを18基設置しています。カメラは島根県防犯連合会からの無償貸与や自治会からの寄贈等をいただいております。カメラの設置には、皆様の寄附により積み立てられた「ふるさと思いやり基金」を活用しています。

町民一人ひとりの安心安全な暮らしを守るため、防犯連合会や地域安全推進員等のボランティア組織と連携し、各種防犯活動を行います。

●自治会への防犯灯LED化のための助成 43万円

現在自治会が管理している防犯灯を、LEDへ更新または新設されるための経費の一部を自治会に対して助成します。

多くの自治会で防犯灯のLED化を実施し、まち全体の安全性向上を目指します。(助成金については「ふるさと思いやり基金」を活用しています。)

補助率：1/2

補助対象費用 防犯灯を交換する場合：1基につき35,000円を上限

専用柱を設置する場合：1基につき50,000円を上限

<例>既存の防犯灯をLED機器に更新したい場合

●1基の設置費用(38,000円)の場合

上限35,000円×1/2=17,500円(補助金額)

第 5 章

効率的な行財政運営の推進

デジタル化の推進

| | |
|-------------------|-----|
| 町公式LINE導入事業 | 107 |
| デジタルを活用した庁内業務の効率化 | 107 |
| デジタルデバイド対策事業 | 108 |
| オンライン申請の取り組み | 108 |

効率的な行財政運営の推進

| | |
|-----------------------|-----|
| 監査活動 | 110 |
| 議会運営 | 110 |
| 町例規集の維持管理 | 110 |
| 職員研修 | 110 |
| 税金の課税・徴収に関する経費 | 111 |
| ふるさと納税 | 112 |
| 情報発信の充実 | 113 |
| 情報システムの運用 | 114 |
| 国民年金の事務 | 114 |
| 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務 | 114 |
| 火葬場の運営 | 114 |
| 会計事務に関する経費 | 115 |
| 戸籍・住民票の交付などに関する経費 | 116 |
| 一般旅券（パスポート）発給業務に関する経費 | 116 |
| 選挙事務 | 116 |
| 町有財産の維持管理 | 117 |
| 法律相談センターの運営 | 117 |

デジタル化の推進

■ 町公式LINE導入事業



40万円

(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

令和5年10月から町公式LINEの運用を開始しました。

町公式LINEでは告知放送の内容、お悔み情報、ゴミの日の通知等の情報を配信しています。

町公式LINEによりスマートフォンへ行政情報の配信が可能となり、いつでもどこでも情報の取得が可能になりました。是非、友だち登録をお願いします。(登録者数738人 令和6年4月1日)

【友だち登録方法】



■ デジタルを活用した庁内業務の効率化

356万円

(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

令和4年度に策定した「川本町デジタル化推進計画」の「庁内業務の効率化」の方針に基づき、デジタル技術を活用した、庁内業務の効率化の取り組みを行います。

庁内業務の効率化の目的は、単に業務の効率化を図ることではなく、業務の効率化で生まれた人的資源を町民サービスの向上や新たな付加価値の創出に繋げていくことを目的としています。

令和6年度は、新たに導入する業務改善ツール（Kintone）を外部アドバイザーの支援を受けながら活用し、業務の効率化の取組を行います

○業務改善ツール（Kintone）利用料 115万円

- ・プログラミングの知識が不要で、職員で業務システムを作成できる業務改善ツール（Kintone）を導入し、業務効率化の取組を行います。

○デジタル化推進アドバイザー業務委託 94万円

- ・業務改善ツール（Kintone）の運用支援やデジタル化の推進に係る支援を依頼します。

職員研修の開催・・・職員の意識啓発を目的とした研修の開催

アドバイザー業務・・・業務改善ツール運用支援や課題解決に向けた支援

○その他システム利用料 147万円

■ デジタルデバインド対策事業

85万円

(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

町では、デジタルに関する利用方法や言葉の意味、セキュリティ対策などに苦手意識や不安感がある方を対象にデジタルデバインド対策を実施します。

デジタルデバインド対策では、デジタル化の推進に合わせ、苦手意識を持っている人への操作方法などのサポート体制を充実させ、行政サービスにおいて、デジタル機器を活用する町民の増加を図ります。

○スマートフォン活用講座

- ・初級編：1回 電源の入れ方、電話、カメラの使い方等の基本的な操作方法の講座
- ・中級編：1回 LINE、電子決済、オンライン申請等の利便性向上に関する講座

○スマートフォン相談窓口

- ・操作方法など分からないことを相談できる窓口の設置

【相談場所】

有限会社 Will さんいん川本サテライトオフィス

川本町大字川下 1222 番地(旧：音楽研修棟)

TEL. 0855-74-2260 ※川本町がデジタルデバインド対策事業を委託

※ご来所の際には事前にご連絡をいただくとご案内がスムーズです。

■ オンライン申請の取り組み

(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

町では、役場に来庁することなく、手続きができる「オンライン申請」の取組を推進しています。

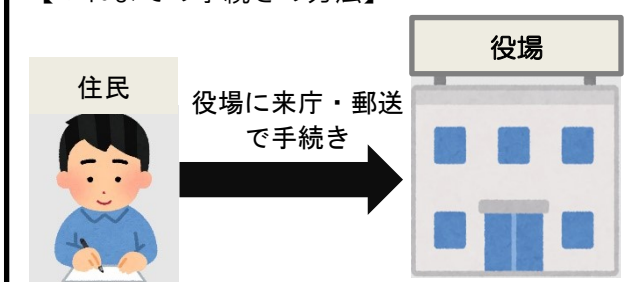
オンライン申請とは、PCやスマートフォンを活用し、いつでも、どこでも役場に来庁することなく、行政手続きの申請が行える仕組みです。

令和6年度は、住民票や証明書等の料金の支払いが必要な手続きもオンラインで申請できるよう取り組みを推進します。

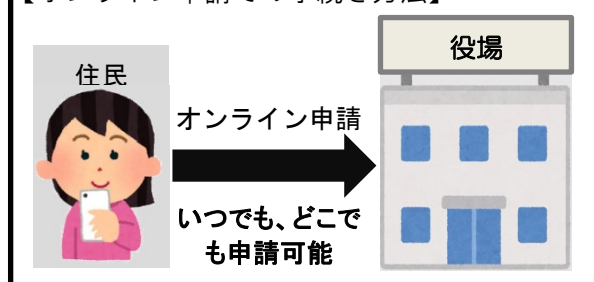


↑ここからアクセス

【これまでの手続きの方法】

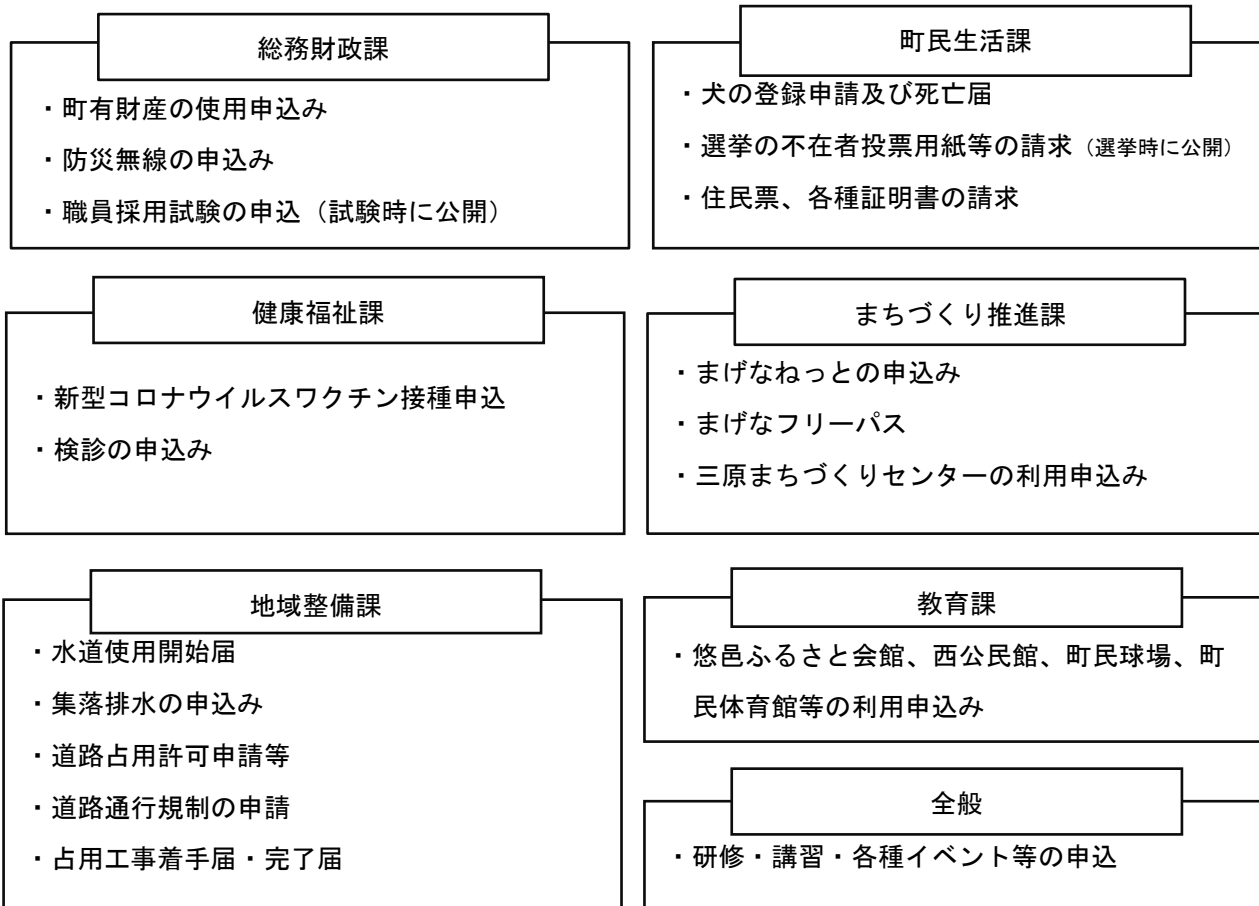


【オンライン申請での手続き方法】

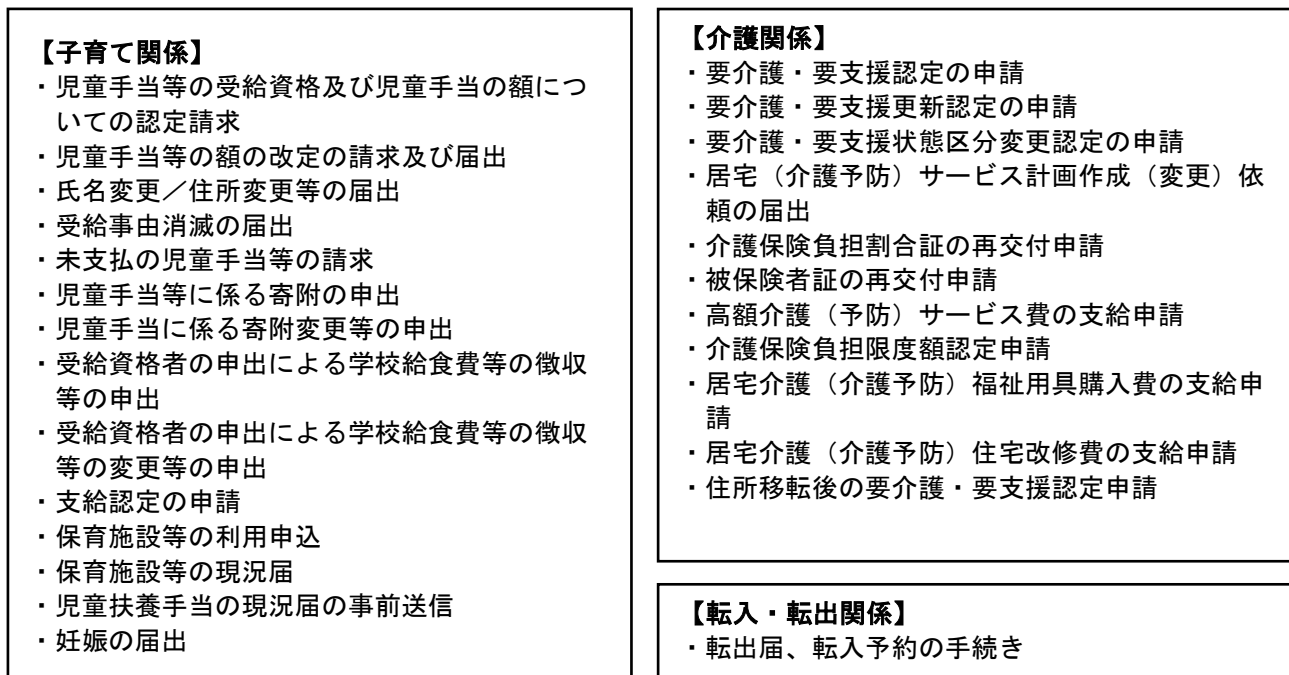


【オンライン申請できる手続き】

○島根電子申請サービスを利用する手続き



○マイナポータルを利用する手続き



○その他サービス

- ・ 図書館の図書貸出予約（かわもと図書館 HP）

効率的な行財政運営の推進

■ 監査活動

108万円

(監査委員事務局 TEL 72-0068)

町では、2名の監査委員を任命して行政運営及び財産管理が適正になされているかを検査し、その内容を公表しています。監査は毎月1回行う例月出納検査、年1回行う定期監査、決算審査のほか、事務監査請求、住民監査請求による監査などもあり、それぞれの監査によって透明性の高い行政運営が確保されています。

■ 議会運営

5,886万円

(議会事務局 TEL 72-0068)

町民の代表者として選ばれた議員が、町民の福祉向上と地域社会の発展を図るために、町政の方針や予算などを審議し、議会の重要な役割である「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の監視」の機能を発揮しながら、住みよいまちづくりの実現に積極的に取り組んでいます。

定例会は年4回(3、6、9、12月)、必要に応じて臨時会を開催します。定例会と臨時会は傍聴ができますので、ぜひご来場ください。なお、会議録は町のホームページでも公開しています。また、本会議で決めなければならない議案などを、常任委員会(総務教民、産建町民)及び特別委員会で専門的に調査、審査します。議会議員研修にも参加し、町政発展に尽力いたします。

■ 町例規集の維持管理

183万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

役場で行っている業務のすべては、法律はもとより、条例や規則などで定めた内容に基づいて実施しており、その条例などを川本町ホームページで公開しています。条例などの作成から公開に至るまでをシステムにより管理しており、その業務を委託しています。ホームページは随時更新し、常に最新の町の例規を公開します。なお、申請書なども入手できますので、是非ご覧いただきご利用ください。

■ 職員研修

256万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

行政課題や住民ニーズが多様化、複雑化し、より高度な政策判断と知識が求められる中、これまで以上に職員の高い行政能力が問われています。職員の資質と能力を向上させるため、職員研修に力を注いでいます。

研修は、町が独自に行うものや、島根県自治研修所、中央研修所に委託して行うもの、また総務省自治大学校等のほか、研修機関が開催する研修などがあり、機会をとらえて参加しています。

※島根県市町村振興協会研修委託費補助、研修受講補助を受けて実施します。

(町民生活課 税務係 TEL 72-0632)

町税(町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など)を適正に計算・処理し、徴収業務を行うための経費です。

税金は納期内の納付をお願いします

～町税はみんなの暮らしを支える大切な財源です～

町民の皆さんが納める税金は、皆さんが安心して生活するために重要な役割を果たす大切な財源です。納期内に金融機関やコンビニでの納付をお願いします。

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 軽自動車税 | 【種別割】 | | 全期 | | | | | | | | | | |
| 固定資産税 | | 1期 | | | 2期 | | | | | 3期 | | 4期 | |
| 町県民税 | (※注) | | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | | 4期 | | |
| 国民健康 保険税 | 普通徴収 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 | 10期 | 11期 | 12期 |
| | 特別徴収 | 1期 | | 2期 | | 3期 | | 4期 | | 5期 | | 6期 | |
| 後期高齢者 | 普通徴収 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 | 10期 | 11期 | 12期 |
| 医療保険料 | 特別徴収 | 1期 | | 2期 | | 3期 | | 4期 | | 5期 | | 6期 | |

- ・普通徴収とは、納付書や口座振替による納付方法のことです。
- ・特別徴収とは、公的年金からの引き落としによる納付方法のことです。

(※注) 個人住民税の定額減税

令和6年度分の個人住民税において定額減税を実施します。

【対象となる方】

- ・前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割額の納税義務者(均等割のみ課税される納税義務者は定額減税の対象外)

【減税額】

- ・本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
- ・減税しきれない場合は、別途調整給付金を支給

【徴収方法】

①給与所得の方(給与特別徴収)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額を、令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収されます。

②事業者等の方(普通徴収)

定額減税「前」の税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から減税し、減税しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次減税

③年金所得者の方(年金特別徴収)

定額減税「前」の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から減税し、減税しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次減税

川本町へのふるさと納税

ふるさと納税は、都道府県や市町村への「寄附」です。

全国の皆さんから、川本町への支援を「寄附金」という形でいただき、まちづくりに役立っています。寄附額のうち2,000円を超える部分が、所得税や住民税から還付・控除されます。

●川本町ふるさと納税の使い道

ふるさと納税の使い道は、寄附者にお選びいただきます。

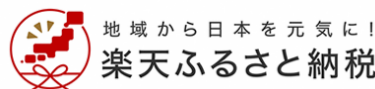
- | | |
|------------------|--------------------|
| ①ひとり親世帯の支援のために | ②がんばる集落や人を応援するために |
| ③元気な子どもが育つ環境のために | ④健康で安心して暮らせる環境のために |
| ⑤島根中央高校を応援するために | ⑥地域医療の充実のために |
| ⑦特に指定しない | |

●寄附に対するお礼の品(返礼品)

ご寄附いただいた方に感謝の気持ちを込めて、寄附額に応じて町の特産品などをお送りします。
※ふるさと納税制度の定めにより、返礼品は川本町外にお住まいの方からの寄附に対してのみお送りしています。

●川本町への寄附方法

- インターネットからのお申込み（入金方法：クレジットカード、各種電子決済、郵便払込）



セゾンのふるさと納税

au PAY ふるさと納税

- 申込書の郵送/FAXによるお申込み

ご連絡いただいた方に、申込書とお礼の品のカタログを郵送します

令和5年度実績

寄附件数 748件（県内60件、県外688件）

寄附金額 17,224,000円（県内1,388,000円、県外15,836,000円）

（希望用途別内訳）

| | |
|-------------------|------------|
| ① 新型コロナウイルス感染症対策 | 75,000円 |
| ② ひとり親世帯の支援 | 1,962,000円 |
| ③ がんばる集落や人を応援 | 2,429,000円 |
| ④ 元気な子どもが育つ環境整備 | 3,791,000円 |
| ⑤ 健康で安心して暮らせる環境整備 | 583,000円 |
| ⑥ 島根中央高校支援 | 1,996,000円 |
| ⑦ 地域医療の充実 | 1,649,000円 |
| ⑧ 特に指定しない | 4,739,000円 |

令和5年度 寄附金活用事業

かわもとサマーキャンプ、避難所用マット整備事業、多世代対話活動事業 など

●広報かわもと（毎月20日発行） 311万円

町民の皆さんが活躍されている様子や、行政からのお知らせなどを月1回お届けしています。

「広報かわもと」は、町のホームページでもご覧いただけます。町外にお住まいの方には、送料をご負担いただければお送りすることもできますので、お問い合わせください。



広報かわもと

【広報紙への掲載広告を募集】

- ・(1段サイズ) : 縦 55mm×横 170mm 5,230 円 (町外 10,470 円)
- ・(半サイズ) : 縦 55mm×横 85mm 2,610 円 (町外 5,230 円)
- ・(3分の1サイズ) : 縦 55mm×横 55mm 1,570 円 (町外 3,140 円)

●川本町公式ホームページ 58万円

高齢の方や障がいをお持ちの方など誰にでも情報を探しやすく、見やすく、使いやすく、安全に利用できるホームページ作りを目指しています。

また、川本町公式ホームページは、スマートフォンやタブレット端末にも対応していますので、いつでもどこでもアクセスできます。



川本町公式
ホームページ



【ホームページへのバナー広告を募集】

川本町公式ホームページのトップページにバナー広告を掲載します。自社サイトのPR・アクセス向上にご活用ください。

- ・バナーの大きさ (縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル)
- 1 枠 : 3,140 円/月

●川本町公式ホームページリニューアル事業 127万円

行政サイト、観光サイト、定住サイトに振り分けるトップページを構築するなど必要な情報を素早く取得できるようホームページの改修を予定しています。

●川本町公式LINE



町公式LINEでは、告知放送の内容、お悔み情報、ゴミの日の通知等の情報などを発信しています。

町公式LINEの「友だち登録」を行うと、いつでもどこでも情報の取得が可能になります。是非、友だち登録をお願いいたします。



■ 情報システムの運用

1億425万円

(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

●電算機器・システムの運用、維持管理 2,751万円

行政事務の効率化を図るため、業務の多くをコンピューターで処理しています。また、インターネット上で行政手続きを行うこともできます。町民の皆さんの大切な個人情報に漏洩しないよう、万全の対策を施します。

●住民基本台帳ネットワークシステム等の管理運営等 7,674万円

邑智郡3町では、住民基本台帳ネットワークシステムや住民税システムなどの運営を邑智郡総合事務組合で共同処理しています。邑智郡総合事務組合では、業務を円滑に進め、個人情報に外部に漏れることがないように適正な運用を図っています。



令和6年度は国が進める「自治体情報システムの標準化・共通化」に向け取り組み、国の示すスケジュールに基づきシステムの標準化・共通化を行います。

■ 国民年金の事務

14万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの全ての方に加入が義務づけられており、誰もが安定した生活を送ることができるよう社会全体で支え合う制度です。

国民年金の第1号被保険者加入や異動届などの事務を、役場が窓口となり行っています。

※この事務は国から委託金を受けて実施します。

■ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務

11万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給に関する事務費です。

■ 火葬場の運営

725万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

美郷町と共同運営している火葬場「眺江苑(ちょうこうえん)」の運営費と棺車の維持管理経費です。

会計室では、町の会計機関として、現金の出納及び保管、現金の記録管理、証券や基金の出納及び保管、歳入歳出決算の調製、資金の運用、財産の記録管理を行っています。

また公金の収入及び支出に関しては、その契約方法や内容について法律や規則に違反していないか、予算の内容と異なっていないかなど十分に書類を審査し、誤りがないことを確認し執行しています。その他にも指定金融機関等に関すること（調整や検査等）も行っています。

●公金の運用状況

町では、「歳計現金等」並びに「基金」等の運用について川本町資金運用方針に基づき、資金の安全性及び流動性を確保した上で、資金の確実かつ効率的な運用によって、収益性を図る事にしています。

町税や水道料などの納付は

便利で安心・確実な



口座振替をご利用ください

町の税金、後期保険料、住宅・水道料金は
コンビニ等(※1)でもお支払いいただけます

※1 納付場所(金融機関、コンビニ等)は納付書の裏面をご確認ください

■ 戸籍・住民票の交付などに関する経費

198万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

戸籍、住民票、印鑑証明、外国人の方に対する事務や個人番号カード（マイナンバーカード）発行申請・交付などの窓口業務を行うための経費です。

これらの電算処理は、邑智郡総合事務組合において、美郷町、邑南町と共同処理しています。

また、戸籍の届出に基づいて人口の動向を調査する、人口動態調査なども行っています。

- 窓口おもてなし事業として、出生、婚姻など、人生の節目の大切な届出書を川本町へ提出された方に、お祝いの品をお渡ししています。

(記念品などの費用) 22万円

■ 一般旅券（パスポート）発給業務に関する経費

9万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

パスポートの発行・更新等申請業務を、町民生活課の窓口で行っています。

18歳以上の方も有効期間10年のパスポートを申請することができます。

パスポートは、海外で通用する国際的な身分証明書です。なりすまし等による不正取得が、後を絶ちません。紛失や盗難には十分注意してください。

※窓口申請から交付まで、7日間（土日・祝日・年末年始を除く）かかりますので、期間に余裕をもって申請手続きを行って下さい。

■ 選挙事務

1,729万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

選挙管理委員会では、年4回、選挙人名簿の調製を行っています。この選挙管理委員会の運営に必要な経費を計上しています。また、4月21日執行の川本町議会議員選挙の経費も計上しています。

- 川本町議会議員選挙費 1,672万円

(主な任期満了日)

令和7年 7月28日 … 参議院議員（半数改選）

令和7年10月30日 … 衆議院議員

■ 町有財産の維持管理

5,036万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

町が所有している自動車、土地、建物、役場庁舎などの財産の管理に必要な費用を計上しています。

〈主な経費〉

○集会所の改修、町有財産の維持管理費経費 2,876万円

※小集落集会所整備補助金事業

自治会内の小集落集会所の修繕等整備が必要な場合に、自治会へ補助します。

補助金額 事業費 40万円未満 → 2分の1

事業費 50万円未満 → 20万円

事業費 50万円以上 → 20万円+超過分の3分の1 (上限 70万円)

○役場庁舎の維持管理費経費 1,622万円

○公用車の維持管理費経費 538万円

■ 法律相談センターの運営

4万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

島根県弁護士会が、弁護士の少ない石見部においても法律相談サービスが受けられるよう、「石見法律相談センター」を運営されています。この運営費について町も負担をしています。

身の回りの紛争などでお困りのときは、まずは石見法律相談センターへ電話で相談・予約をしてください。

相談は無料です。(ただし、3回目以降の相談は有料となります。直接、石見法律相談センターへご確認ください)

石見法律相談センター TEL 0855-22-4514

〒697-0027 浜田市殿町22番地 浜田市役所北分庁舎1階

相談受付は、土、日、祝祭日を除く、毎日午前9時から午後5時までです。

浜田市の事務所のほか、川本町でも年3回(3月、6月、9月)の出張相談があります。

佐和法律事務所の無料法律相談

川本町出身の佐和弁護士による、無料の法律相談を毎月第4金曜日 午後2時から(変更あり)開催します。予約が必要です。

開催月：4月、5月、7月、8月、10月、11月、12月、1月、2月

会場：悠邑ふるさと会館

予約：佐和法律事務所(浜田市) TEL 0855-24-1366

補助事業一覧

～町民向け～

| | |
|--|-----|
| □ 医療費等助成 | 26 |
| 障がい者手帳等をお持ちの方・ひとり親家庭、子ども等の各種医療費助成 | |
| □ 子ども等医療費助成 | 61 |
| 18歳到達後最初の3月31日までの子どもに対する医療費助成 | |
| □ 未熟児養育医療費助成 | 61 |
| 満1歳未満の未熟児で、対象となる症状により医師が必要と認めた入院費の医療費助成 | |
| □ 不妊治療・不育症治療に係る費用の助成 | 64 |
| 一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療、生殖補助医療、不育症治療に係る費用助成 | |
| □ 禁煙治療費の助成 | 21 |
| 医療機関でうけた禁煙治療費の費用助成 | |
| □ 産後ケア事業費用の助成 | 61 |
| 育児支援必要とする産後4ヵ月未満の母と子が産後ケア事業をうける場合の利用費用の助成 | |
| □ 任意予防接種事業の費用の助成 | 22 |
| 季節性インフルエンザワクチン、風しん(麻しん風しん混合ワクチン含む)ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンの費用助成 ※ワクチンごとに対象者の条件あり | |
| □ がん治療後等の予防接種再接種費用助成 | 23 |
| がん治療等により、過去に受けた予防接種の免疫が低下または消失した20歳未満の方へ予防接種の再接種費用を助成 | |
| □ 結婚新生活支援補助金 | 62 |
| 結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活スタートに係る経費を支援 | |
| □ タクシー利用助成 | 31 |
| 交通空白地域に居住し、車を未所持（又は運転が不可能）な方にタクシー乗車賃の一部を助成する券を交付 | |
| □ 高齢者等介護タクシー利用助成 | 12 |
| 入退院及び通院等のためリフト付きタクシーまたはストレッチャー付きタクシーを利用する高齢者または重度心身障がい者に対し費用の一部助成 | |
| □ 高齢者等フリーパス | 31 |
| 免許証を返納された方に申請年度から3年間スクールバスの乗車賃が無料となるバスを交付 | |
| □ 夢と可能性に挑戦する人財定住助成金 | 37 |
| 高校卒業後に将来の展望などを記載した「自分計画書」を町長に提出・発表して認定を受けた方で、卒業後10年以内に就農・起業又は正規雇用者として就職し、川本町に定住した方に定住助成金又は奨学金返還助成金を助成。 | |
| □ 各種検定費用助成（自らの学び応援事業） | 70 |
| 子どもが受験する各種検定（英語、漢字、算数・数学）の検定料を助成 | |
| □ スポーツ大会等出場助成 | 80 |
| 県予選を経て行われる全国大会や中国大会島（スポーツ・教育・文化）に出場する経費の一部を助成 | |
| □ 島根中央高等学校通学助成金 | 75 |
| 島根中央高校へ公共交通機関を利用して通学する生徒の通学路線における定期券及び回数券購入代金の全額を助成 | |
| □ 自転車用ヘルメット購入費助成 | 102 |
| 自転車用ヘルメットの購入費用を助成 | |
| □ チャイルドシート購入費助成 | 58 |
| 就学前の児童のチャイルドシート購入費用を助成 | |
| □ 住宅購入助成 | 32 |
| 町内で新築又は中古住宅を購入・改修する場合の費用を一部助成 | |

| | |
|---|-----|
| □ 空き家改修助 | 32 |
| 空き家を改修し、定住予定者向けに賃貸を行う場合に改修費の一部を助成 | |
| □ 空き家バンク活用促進助成 | 32 |
| 空き家バンク登録のための空き家の家財撤去等の費用を一部助成 | |
| □ 浄化槽設置整備事業の補助 | 98 |
| 町内の個人住居に浄化槽を設置する場合の費用を助成。（施工業者は町内業者に限る） | |
| □ 飲料水供給施設設置奨励金 | 97 |
| 町簡易水道事業の給水対象区域外の世帯が飲料水供給井戸を設置するのに必要な費用を助成 | |
| □ 太陽光発電等導入促進補助金 | 101 |
| 一般住宅へ設置する太陽光発電パネルや蓄電池の設置費用の一部を補助 | |
| □ 林業の担い手確保応援事業補助金 | 51 |
| 林業事業体へ町内在住者が就職した場合に奨励金を給付 | |

～事業者向け～

| | |
|---------------------------------|----|
| □ 民間住宅整備助成 | 33 |
| 定住促進向け住宅を整備、運営する民間事業者へ工事費等を一部助成 | |
| □ 地域商業等支援事業補助金 | 53 |
| 空き店舗等を活用し新たに開店をする際の改修費や備品購入を補助 | |

～農業者向け～

| | |
|--|----|
| □ 奨励作物拡大支援事業費補助金 | 43 |
| エゴマ、ピーマンの作付から販売までを行う農業者へ作付面積および販売量に応じた補助金を交付 | |
| □ 土づくり技術導入補助金 | 43 |
| 環境保全型農業に取り組んでいる方などへ水稲・野菜の販売を目的に購入した堆肥の購入費を補助 | |
| □ 特別栽培米生産拡大事業助成 | 44 |
| 石見高原ハーブ米きぬむすめに対する買取価格を助成 | |
| □ 6次産業化推進補助金 | 44 |
| 本町の農林水産物を活用した6次産業化に係る経費を補助 | |
| □ 農地流動化（土地利用集積）助成 | 44 |
| 賃借権の設定を受けたものに対し、奨励金を交付 | |
| □ 農業経営安定支援事業補助金 | 45 |
| 農業の担い手が農業用機械、施設等を整備することに対する補助 | |
| □ 担い手経営発展支援 | 45 |
| 認定農業者等が農業用機械、ハウス等への施設整備に対する補助 | |
| □ 畜産予防注射補助 | 46 |
| 牛のワクチン予防接種に対する補助 | |
| □ 人工授精業務補助 | 46 |
| 人口受精の費用を補助 | |
| □ 繁殖雌牛更新助成金 | 46 |
| 繁殖雌牛の導入、保留に係る経費を補助 | |
| □ 被害防止柵施設設置補助 | 48 |
| 有害鳥獣に対する電気柵、防護柵等の設置に対し、資材の購入費を補助 | |

～自治体向け～

| | | |
|---|-------|-----|
| □ コミュニティ助成 | | 10 |
| 地域の発展に寄与する自治会等のコミュニティ活動に必要な備品等の整備に係る費用を一部助成 | | |
| □ 集団被害防止対策事業補助金 | | 48 |
| 被害防止策に集団的に取り組むモデル集落へ資材の購入費を補助 | | |
| □ 防犯灯設置補助金 | | 103 |
| 自治会等が管理する防犯灯の更新・新設にたいする補助 | | |
| □ 小集落集会所整備補助金 | | 117 |
| 自治会内の小集落集会所の修繕等整備が必要な場合に、自治会へ補助 | | |